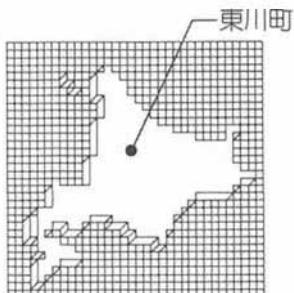


# 地域農業研究叢書 No.19

## 「高齢農村における 稻作野菜複合経営の展開方向」

——東川町農業振興計画策定のための基礎調査報告書——



社団法人 北海道地域農業研究所

1995.3



## はじめに

東川町は明治28年の開拓以来100年を迎える、平成2年からは「ステップアップ100」をキヤッチフレーズとした『21世紀の東川町農業の確立を目指して』という農業振興に取り組んできた。

1970年（昭和45年）からのコメの生産調整の実施は、平均経営耕地面積3.6haという東川町農業にその展開方向の見直しを迫ることになり、1973年頃から「水田1枚を野菜畠に」を合い言葉に、水稻と競合が少なく初期投資の少ない品目として野菜の導入が行われてきた。

現在わが国農業は減反緩和、新農政プラン、ガット合意、新食糧法の制定など、その展開方向の見直しを迫られる状況の変化に直面している。東川町も例外ではなく、兼業化、高齢化の進展の中で今後の農業振興の方向性を再確認する必要に迫られている。

東川町農業の振興策は、今後とも水稻・施設野菜・露地野菜を三本柱とする「複合経営の確立」が重要な柱となるが、生産の担い手は、専業農家層、高齢農家層、兼業農家層と急速に分化・多様化してきていること、および農地の流動化に関して40才代の受け手と高齢農家の出し手の二極化、しかも受け手層の絶対的不足傾向という問題を踏まえ、作物別の生産・販売対策のみではなく、個々の経営の形態に応じた施策、および農地の維持・管理にかかる地域農業支援対策を軸に構築される必要がある。

東川町は、北海道の屋根大雪連山の最高峰旭岳、さらには旭岳温泉、天人峡温泉を抱え、年間約100万人の観光客を迎える道内屈指の観光地でもある。また高級家具生産、木工工芸、写真のまち、など町おこし取り組みの積極的なことは衆目の一致するところである。

こうした地域の産業、文化との関わり合いのなかで、農業の新展開方向の探索、農家の生活向上に、本研究が些少なりとも役立つことを願ってやまない。

本報告書をとりまとめるにあたって、北海道大学志賀賀助教授、専修大学寺本助教授、北海道農業試験場田中室長、北海道大学大学院東山氏、同大学院本郷氏には多大なるご苦労を願った。また、ご多忙の中、調査、検討にご協力いただいた農家の方々ならびに東川町の各関係機関の方々に、この場を借りて御礼申し上げたい。

平成7年3月

社団法人北海道地域農業研究所  
所長 七戸長生



---

もくじ

高齢農村における稻作野菜複合経営の展開方向  
－東川町農業振興計画策定のための基礎調査報告書－

はじめに

I. 報告書の課題と構成	1
II. 東川農業の展開過程と特徴	4
1. 農業生産の変化	4
2. 農業の担い手をめぐる変化	4
3. 減反以降の東川町農業の変化と特徴	6
III. 農業者の現状と意向	8
1. 農家意向調査の実施	8
2. 耕地規模、経営主年齢、女性の経営参加および後継者	8
3. 野菜の作付けの状況	12
4. 雇用労働力確保の現状	14
5. 経済的問題	17
6. 営農における緊急改善課題	21
7. 今後5年間の経営面積の計画	23
8. 作業受委託の現状と今後に関する意向	25
9. 今後の地域農業振興策についての意向	29
IV. 水田作経営の課題と稻作生産システムの方向	35
1. 水田作農業をめぐる課題	35
2. 土地・労働力をめぐる現状	35
3. 中核的担い手の現状	42
4. 稲作生産システム化の課題と方向	46
補論 東川町における水稻共済の機能	50
1. 東川町の水稻单収と被害	50
2. 水稻共済の災害補償効果	52
3. 農家の共済理解に関して	56
4. 結び　－東川町における水稻共済の実態と今後の課題－	58

V 産地形成の現状と課題	59
1. 野菜生産の動向　－統計からの確認－	59
2. 野菜生産の実態　－調査農家の実態－	69
3. 野菜生産の意向	81
4. 野菜生産振興上の課題	84
VI 農地流動化の現状と課題	87
1. 東川町における農地流動化の動向	87
2. 農地流動化の実態と担い手	92
3. 農地問題解決の課題	96
VII 東川町農業振興センター構想の意義と課題	99
1. 問題の所在	99
2. 北海道における農業センターの展開	100
3. 事例研究	105
4. 東川農業振興センター構想の概要	123
5. 東川農業振興センター構想の意義と課題	127
VIII 調査結果の総括および提言	131

## I. 報告書の課題と構成

東川町は北海道のほぼ中央、上川管内旭川市の東13kmに位置している。同町の総面積は247平方km、経営耕地面積は38平方km（15%）であり、残りの168平方km（68%）が山林となっている。この山林の大半が大雪山国立公園に指定され、北海道の屋根と呼ばれる大雪連山の最高峰の旭岳、さらには旭岳温泉、天人峡温泉を抱え、年間約100万人の観光客を迎える道内屈指の観光地となっている。

他方、東川町の農業に目を向けるならば、東川町の開拓は1895年（明治28年）であり、100年を迎えようとしている。東川町の農業は大雪連山を源とする忠別川、倉沼川を水源とした稻作を基幹としている。この東川町農業の戦後の展開過程を概観しておこう。

東川町は農業構造改善事業を契機に近代化路線にいち早く対応する。1964年に圃場整備事業を実施し、大型トラクタ、コンバイン、カントリーエレベーター方式のライスセンターによる近代化が進められるのである。この近代化施設はその稼働率の低さという問題を抱え、また余剰労働力対策として導入された大型養鶏も赤字を抱える状況であった。加えて、兼業化の進展や、1970年からのコメの生産調整の実施は、平均経営耕地面積3.6haという東川町農業にその展開方向の見直しを迫ることになるのである。そして、その見直しの方向として野菜作の導入が検討され、1973年頃から「水田1枚を野菜畑に」を合言葉に、水稻と競合が少なく初期投資の少ない品目として野菜の導入が検討され、毎年1品目ないし2品目の導入が行われるのである。

こうした野菜導入には市場調査、先進地調査があわせて行われ、1972年には農協販売課にそ菜担当者の配置、73年には東川町そ菜園芸研究会の設立、農協の青果物取扱開始、78年にはそ菜集出荷施設が建設されている。（東川町農協『東川農協三十年史』1979.2）

こうして野菜導入によるプラスアルファの方向が進められるのであるが、その後の農業諸情勢は東川町の農業を必ずしも前進させず、兼業化を押し進め、後継者不在の高齢農家を多数発生させたのである。

このような状況の中にあって、東川町では「ステップアップ100」をキャッチフレーズとした『21世紀の東川町農業の確立を目指して』（平成2年3月1日～平成7年2月28日）という農業振興に取り組んできた。この過程で減反緩和、新農政プラン、ガット合意、食糧管理法の見直しなど、農業展開方向の見直しを迫られる状況の変化に直面し、加えて、兼業化、高齢化の進展の中で今後の農業振興の方向性を再確認する必要に迫られているのである。こうした中で新たな農業振興計画の策定が企図されたのである。

農業振興計画策定にかかる基礎調査を終えたところで、次の 9 点の検討課題をいたしました。

- ①. 担い手対策～魅力ある町つくり
- ②. 高齢化・戸数減に伴う労働力不足への対応策～農地の受け皿つくり
- ③. 生産拡大対策・コスト低減対策
- ④. 大規模指向農家への対応策
- ⑤. 複合経営指向農家への対応策
- ⑥. 販売戦略をにらんだ生産対策
- ⑦. 付加価値向上対策
- ⑧. 農業振興センター構想の盛り込み
- ⑨. 戸数減に伴う地域集落再編

これら諸課題全てを年度内に検討することは時間的にも能力的にも限界があり、東川町の農家の実態、意向の中から諸課題にアプローチを行う方法を採用した。その第一は全農家を対象にしたアンケート調査であり、第二は農家実態調査である。

アンケート調査は全農家を対象に、主に稲作・野菜に関してその現況、課題、意向を把握するために、1994年の6月に実施した。このアンケート調査の1次集計とほぼ前後して農家実態調査を実施した。農家実態調査はアンケート調査とは異なり、個人面談により実態の背景を探ることに重点を置いている。できる限り東川町農業の実態を客観的に把握するため、代表的な集落を集落悉皆の形で調査とともに、東川町の新たな農業の方向性を把握するために多彩な取り組みを実践している農家層も選定した。集落悉皆調査では1990年の農業センサスの集落集計カードにより、経営耕地面積、およびその農家分布、兼業化率、野菜導入農家率などいくつかの指標によって東川町平均に類似している2集落を選定した（以下では農家番号にA、およびBを付してある）。また、多様な取り組みを行っている農家としては各種生産部会の代表者を中心に選定した（以下では農家番号にCを付してある）。

以上のアンケート調査ならびに農家実態調査をもとに、本報告書は稲作の今後の方向、野菜作の今後の方向、高齢化進行下における農地流動化問題を基本的な柱とし、それらを包括する東川町の農業システム化の方向としての農業振興センター構想の検討を行っている。

より具体的に示せば、「II. 東川農業の展開過程と特徴」では農業生産と担い手の動向について既存農業統計で特徴を整理している。「III. 農業者の現状と意向」はアンケート調査の結果を簡潔にまとめている。

「IV. 水田作経営の課題と稲作生産システムの方向」、「V. 産地形成の現状と課題」、「VI. 農地流動化の現状と課題」では報告書の柱とした稲作、野菜、農地流動化の実情と諸課題の検討を行っている。このうち IV. には、農業保護が後退している中で、水稻共

済の機能の検討も加えた。これらの検討を受ける形で「VII. 東川町農業振興センター構想の意義と課題」では、先進事例である4つの農業センターの分析をふまえて、東川町の振興センター構想の特徴、課題を検討し、最後に VIII. で、これらの諸検討の結果を総括している。

このような検討によって、どこまで現地東川町の要請に応えることができたかは、必ずしも自信のないところではあるが、本報告書の作成までには数回の現地検討会を行い、そこでの批判や要請に対して極力織り込みの努力を加えたつもりである。

最後になったが、ご多忙の中、アンケート調査ならびに農家実態調査にご協力いただいた農家の方々、調査あるいは現地検討会などでご協力いただいた関係機関・団体の方々に、この場を借りて御礼申し上げたい。

## II. 東川町農業の展開過程と特徴

本章では減反が開始された1970年以降の東川町農業の変化を、農業生産の変化と農業の扱い手をめぐる変化という二つの側面から検討し、減反以降の東川町農業の展開の特徴的動向を指摘することとした。

### 1. 農業生産の変化

表II-1は1970年以降の東川町の耕地面積・作付の変化を示したものである。この表によって農業生産の変化の特徴に関して次の2点を指摘しておきたい。

まず第一に、地目構成において1980年以降、畑のウェイトが伸びていることである。これは表に見るように畠面積それ自体の伸びが要因であり、東川町における開畠の進展がその背景にあると考えられる。第二に、作付（収穫面積）構成においてとりわけ1980年代に入って野菜類の伸長が著しいことである。これは野菜類の作付面積の伸びが要因であり、1980年の164haから1990年には490haへとおよそ3倍の伸びを示している。

次に表II-2によって農業粗生産額の動向から農業生産の変化の特徴を確認しておく。第一に農業粗生産額に占める米のウェイトが1980年代に入って絶対額でも低下していることが挙げられる。第二に、それに代わって1980年代に入って野菜のウェイトが顕著に増大してきていることが指摘できる。農業粗生産額構成に占める野菜のシェアは、1980年の10%から1990年には30%強に達している。第三に、1980年代に入って畜産のウェイトが低下していることが挙げられる。その中味としては、①1980年代後半以降の養豚の衰退、②1980年代以降の養鶏の衰退という動きが含まれている。

### 2. 農業の扱い手をめぐる変化

次に、東川町における農業の扱い手の動向について検討しておきたい。まず表II-3は1970年以降の専兼別および経営耕地面積規模別の農家戸数の動向を示したものであるが、およそ5年きざみで見た場合、東川町における農業の扱い手の変化は各時期について以下のように特徴づけることができよう。

まず第一に減反が開始された直後の1970年代前半についてみると、この時期は専業農家が大幅に減少し、代わってⅡ兼農家が急増するという兼業化が急テンポで進展したことが見て取れる。また、農家戸数減少率は10.3%と比較的高水準である。さらに面積階層ではモードをなしていた1～5ha層が減少し、5～10ha層が増加していることも見て取れる。

表II-1 東川町における経営耕地面積及び作物の類別収穫面積の推移

(単位: ha、%)

	<実 数>					<構成比>				
	1970	1975	1980	1985	1990	1970	1975	1980	1985	1990
経営耕地	3,642	3,350	3,341	3,513	3,736	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田	3,399	3,133	3,094	3,098	3,088	93.3	93.5	92.6	88.2	82.7
畑	242	217	247	412	648	6.6	6.5	7.4	11.7	17.3
樹園地	0	0	—	3	0	0.0	0.0	—	0.1	0.0
収穫面積	3,211	2,939	3,050	3,257	3,411	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
稻	3,012	1,744	2,126	2,001	1,933	93.8	59.3	69.7	61.4	56.7
麦類	0	4	204	215	352	0.0	0.1	6.7	6.6	10.3
雑穀	45	213	31	19	60	1.4	7.2	1.0	0.6	1.8
いも類	23	10	3	2	6	0.7	0.3	0.1	0.1	0.2
豆類	22	589	307	370	372	0.7	20.0	10.1	11.4	10.9
工芸農作物	1	6	62	58	34	0.0	0.2	2.0	1.8	1.0
野菜類	64	73	164	495	490	2.0	2.5	5.4	15.2	14.4
花き・花木類	1	2	2	4	5	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
種苗・苗木類	—	—	1	—	31	—	—	0.0	—	0.9
飼料用作物	42	298	141	92	108	1.3	10.1	4.6	2.8	3.2
その他作物	1	0	9	0	19	0.0	0.0	0.3	0.0	0.6
果樹	0	0	—	—	0	0.0	0.0	—	—	0.0

注:『センサス』より作成。

表II-2 東川町における農業粗生産額構成の変化

(単位: 100万円、%)

	<実 数>					<構成比>				
	1970	1975	1979	1985	1990	1970	1975	1979	1985	1990
合計	2,141	3,844	4,912	5,919	5,239	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
耕種	1,659	3,040	4,315	5,427	5,033	77.5	79.1	87.8	91.7	96.1
米	1,522	2,769	3,454	3,247	2,986	71.1	72.0	70.3	54.9	57.0
麦類	1	2	82	177	110	0.0	0.1	1.7	3.0	2.1
雑穀・豆類	4	130	203	175	196	0.2	3.4	4.1	3.0	3.7
いも類	20	10	12	14	7	0.9	0.3	0.2	0.2	0.1
野菜	108	128	494	1,699	1,647	5.0	3.3	10.1	28.7	31.4
果実	2	1	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
花き	2	—	—	3	41	0.1	—	—	0.1	0.8
工芸農作物	0	0	70	48	42	0.0	0.0	1.4	0.8	0.8
種苗苗木その他	—	—	—	64	4	—	—	—	1.1	0.1
畜産	482	804	597	492	206	22.5	20.9	12.2	8.3	3.9
肉用牛	0	5	14	1	4	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1
乳用牛	19	37	24	18	22	0.9	1.0	0.5	0.3	0.4
豚	141	323	295	306	35	6.6	8.4	6.0	5.2	0.7
鶏	321	439	261	166	139	15.0	11.4	5.3	2.8	2.7
その他畜産	1	0	3	1	6	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

注:『農業所得統計』『生産農業所得統計』より作成。

第二に1970年代後半について見ると、この時期は転じて専業農家が増加に転じ、兼業農家が減少するという「専業回帰」が進んだことが見て取れよう。この現象の背景としては、当時の日本経済がオイルショックを契機として不況局面・低成長に移行したことに伴う農外労働市場の縮小、また、それと軌を一にして東川町において「水田1枚をそさい畑に！」というスローガンに代表される出稼ぎからの脱却運動が全町的に推し進められたことと密接に関連するとみられるがここでは深く立ち入ることはしない。

第三に、1980年代前半についてみると、この時期は専業農家が減少に転じるとともにⅠ兼農家が大幅に減少し、ひとりⅡ兼農家ののみが増大しており、再び兼業化が進んだ時期であるといえよう。農家戸数減少率は6.2%と相対的に低い水準となっている。また、面積階層別の農家戸数の動向では5～7.5ha層も減少に転じ、増減分岐点階層がワンランク上昇したことも見て取れる。

第四に1980年代後半の近年の動向であるが、専業農家は依然として減少傾向を示しているとともに、兼業農家もⅠ兼・Ⅱ兼とともに減少してきており、ひとり高齢農家ののみが増加しているのが特徴的である。1990年のデータでは高齢専業農家のウェイトはついに1割に達している。また、農家戸数減少率は11.4%と急増している。さらに増減分岐点階層も前期と比べてさらにワンランク上昇し、10～15ha層が顕著に増加する傾向を示している。

最後に表Ⅱ-4は1980年以降の農業経営組織別農家構成の変化を示したものである。この表によって指摘できるのはまず第一に、1980年代前半に稻作単一経営が大幅に減少し、そのシェアも低下させてきていていることである。第二に、野菜作導入農家の動きに注目すると、野菜・施設園芸が主位農家の戸数は1980年代前半に若干の伸びを示したが、稻作+野菜・施設園芸農家の戸数は1980年代を通じて変化はなく、農家戸数に占めるウェイトは両者を合計して20%前後で推移してきていることが見て取れる。

### 3. 減反以降の東川町農業の変化と特徴

以上見てきたように、減反開始以降の東川町農業の変化の特徴としては、まず第一に著しい兼業化の進展である。さらに、この兼業化をベースとして近年の高齢化が進展しているとみられる。第二に1980年代に入って農業生産に占める野菜生産の著しい伸びが指摘できる。こうした野菜生産の伸びは1980年代に入って進展した開畠の動きと密接に関連しているとみられる。第三に増減分岐点階層（＝自立限界）の急速な上昇を伴いつつ、大規模層の形成も着実に進展していることを指摘できる。その内実は後述するように稻作+野菜・施設園芸経営が野菜作部門を維持しつつ借地によって稻作拡大を図る経営展開であるが、上述したようにこうした層のウェイトはまことに固定的に推移してきているのである。

表II-3 東川町における専兼別・経営耕地面積規模別農家戸数の動向

(単位:戸、%)

	農家戸数	専業	♂ 男専	♀ 高専	I兼	II兼	1ha 未満	1~3	3~5	5~ 7.5	7.5 ~10	10 ~15	15 ~20	20ha 以上
実数 ・戸	1970	1121	423	—	—	568	130-	99	376	528	109	5	1	—
	1975	1006	134	104	30	565	307	101	329	434	125	12	2	1
	1980	926	183	141	42	495	248	90	290	352	151	29	9	4
	1985	869	168	114	54	381	320	91	265	289	142	55	15	6
	1990	770	170	93	77	309	291	91	195	233	132	52	34	9
増減 ・戸	1970~75	-115	-289	—	—	- 3	+ 177	+ 2	- 47	- 94	+ 16	+ 7	+ 1	+ 1
	1975~80	- 80	+ 49	+ 37	+ 12	- 70	- 59	- 11	- 39	- 82	+ 26	+ 17	+ 7	+ 3
	1980~85	- 57	- 15	- 27	+ 12	- 114	+ 72	+ 1	- 25	- 63	- 9	+ 26	+ 6	+ 2
	1985~90	- 99	+ 2	- 21	+ 23	- 72	- 29	0	- 70	- 56	- 10	- 3	+ 19	+ 3
構成比 ・%	1970	100	37.7	—	—	50.7	11.6	8.9	33.6	47.2	9.7	0.4	0.1	—
	1975	100	13.3	10.3	3.0	56.2	30.5	10.0	32.7	43.2	12.4	1.2	0.2	0.1
	1980	100	19.8	15.2	4.5	53.5	26.8	9.7	31.4	38.1	16.3	3.1	1.0	0.4
	1985	100	19.3	13.1	6.2	43.8	36.8	10.5	30.5	33.3	16.4	6.3	1.7	0.7
	1990	100	22.0	12.1	10.0	40.1	37.8	12.0	25.7	30.7	17.4	6.8	4.5	1.2

注:『センサス』より作成。

表II-4 東川町における農業経営組織別農家構成の動向

(単位:戸、%)

	<実数>			<構成比>		
	1980	1985	1990	1980	1985	1990
農産物販売農家	907	848	836	100.0	100.0	100.0
单一+準单一複合経営	879	801	789	96.9	94.5	94.4
稻作が主位	713	621	620	78.6	73.2	74.2
稻作単一	599	496	495	66.0	58.5	59.2
稻作+畑作物	59	74	74	6.5	8.7	8.9
稻作+野菜・施設園芸	46	46	46	5.1	5.4	5.5
稻作+畜産	9	5	5	1.0	0.6	0.6
畑作物が主位	132	129	119	14.6	15.2	14.2
野菜・施設園芸が主位	24	41	40	2.6	4.8	4.8
畜産が主位	10	10	10	1.1	1.2	1.2
複合経営	28	47	47	3.1	5.5	5.6

注: 1. 『センサス』より作成。

2. 畑作物は麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物、その他の作物及び準单一複合経営のその他の合計である。

### III. 農業者の現状と意向

#### 1. 農家意向調査の実施

東川町農業振興計画に係る調査研究にあたっての基礎資料収集として農家の営農に関する意向について、農家アンケートの形で調査をおこなった。

アンケートの配布は6月15日（675戸）、回収は農事組合単位で農家代表者がおこない、6月30日締切で回収戸数560戸、回収率83%である。この種のアンケートの回収率としては高い方に属する。東川町の各農家の将来に向けての営農意欲、および関係機関に対する信頼、期待は高いという印象をうける。

以下、主要な項目について報告する。

#### 2. 耕地規模、経営主年齢、女性の経営参加および後継者

##### 1) 経営規模と経営主年齢の関連

アンケート票回収農家の経営主年齢は平均54.9才、経営耕地面積は平均5.7haとなっている。

経営耕地面積規格では3.0—5.5haの農家が137戸でもっとも多い。ついで1.0—3.0haが121戸、5.0—7.5haが104戸、15ha以上は29戸である。5.0ha未満の農家は合計309戸、56%を占める。

経営主の年齢は50—59才が175戸、ついで40—49才124戸、60—64才83戸である。65—69才48戸、70才以上66戸である。60才以上の合計は197戸36%と高率であり、5—10年後にはこれらの経営者は引退する事にならうが、後継者については、後述するように後継者が決まっているのは48戸である。未定の151戸のうち10%程度が後継者として残ったとしても約70名弱しか跡継ぎが見込めないことになる。

経営耕地面積と経営主年齢の関係は一様ではなく、1ha未満ないし5ha未満の農家の経営主年齢は60才以上の比率が高い傾向である。逆に10ha以上の場合、30代40代の経営主の比率が高い傾向となっている。

なおアンケート未提出の農家の約半分は1ha未満の小規模農家と推定される。

(表III-1)

表III-1 経営主年齢と経営規模

選択肢	全 体		経 営		耕 地 面 積		階 層 别		内 訳		
	回答数	比率(%)	なし 未満	1ha	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
① 16才～29才	4	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0
② 30才～39才	41	8	2	2	8	6	9	4	5	1	4
③ 40才～49才	124	23	5	3	18	24	24	17	21	6	6
④ 50才～59才	175	32	7	6	42	42	45	13	10	3	7
⑤ 60才～64才	83	15	5	11	18	24	15	7	2	1	0
⑥ 65才～69才	48	9	1	6	14	20	5	1	1	0	0
⑦ 70才以上	66	12	4	21	21	16	3	0	0	0	1
小 計	541	100	24	49	121	133	103	43	39	11	18
無 回 答	10		3	2	0	4	1	0	0	0	0
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

(加重平均による推定平均年齢 54.9歳)

## 2) 販売金額が一番大きい部門

販売金額が一番大きい部門としては、稻作403戸79%、野菜作67戸13%、两者で92%を占める、稻作主力、野菜補完という形態が示されている。販売金額が2番目の部門は野菜137戸、畑作90戸、水稲83戸となっている。補完作物として野菜の位置は大きいが、畑作の占める役割も軽視できない。(表III-2)

表III-2 一番販売金額の大きい部門

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地 面 積		階 層 别		内 訳		
	回答数	比率(%)	なし 未満	1ha	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
① 稲作	403	79	5	10	91	113	92	38	33	9	12
② 畑作（豆、麦、などの合計）	22	4	0	6	8	4	2	0	0	1	1
③ 野菜作	67	13	5	16	9	15	7	3	6	1	5
④ 花き	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酪農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 販売なし	11	2	2	6	2	1	0	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入：	9	2	2	2	4	1	0	0	0	0	0
小 計	513	100	15	40	114	134	101	41	39	11	18
無 回 答	38		12	11	7	3	3	2	0	0	0
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

### 3) 女性の経営参加

女性の経営参加については、経営参加の意味が計画立案か農作業の中核となっているという意味かは微妙であるが、積極的に参加98戸28%、積極的ではないが参加177戸51%、これらの合計は275戸79%である。かなりの高率で女性の経営参加が見られるが、参加していないという回答も69戸20%あり、また無回答が207戸ある。無回答が、参加していないという意識の現れととらえれば、問題である。特に野菜の比重の高い地帯であるので女性の意見も十分に汲み取り、経営参加意識をたかめるなどの方策により地域全体のの営農活動の活性化をはかることが課題となろう。

また、すでに女性が経営主となっているケースが30戸、いずれ女性が経営主になるというケースが50戸ある。合計80戸では女性がすでに主力となっており、今後の所得確保対策として農外収入を考えている農家が高率であることから、女性の役割はさらに比重を増すものと思われる。（表III-3、III-4）

表III-3 女性の経営参加の状況

選択肢	全 体		経営		耕 地 面 積		階 層 别		内 許		
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 積極的に参加している	98	28	3	7	19	21	29	7	8	1	3
② 積極的ではないが参加している	177	51	3	11	36	40	37	15	17	8	10
③ 参加していない	69	20	3	6	16	20	11	8	2	2	1
小 計	344	100	9	24	71	81	77	30	27	11	14
無 回 答	207		18	27	50	56	27	13	12	0	4
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

表III-4 女性が経営主になることについての意見

選択肢	全 体		経営		耕 地 面 積		階 層 别		内 許		
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① すでに女性が経営主	30	11	2	6	11	7	2	0	1	1	0
② 女性が経営主になった方が良い	50	18	1	1	11	12	17	3	4	0	1
③ 女性が経営主になるのは難しい	205	72	9	9	40	48	42	23	18	6	10
小 計	285	100	12	16	62	67	61	26	23	7	11
無 回 答	266		15	35	59	70	43	17	16	4	7
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

#### 4) 後継者の状況

後継者がいる48戸、いない332戸、わからない151戸である。経営面積5ha以下の農家で後継者がいない傾向が強い。

深刻な問題と思われる点は、子供はいるが継がせたくない、という考え方の経営者が47戸いることである。小規模の場合だけでなく、10ha、20ha規模でも子供に農家を継がせたくないとするケースがある。（表III-5、III-6、III-7）

表III-5 農業後継者の有無

選択肢	回答数比率(%)	全體 経営耕地面積階層別内訳									
		なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① いる	48	9	4	2	9	10	6	3	5	4	5
② いない	332	63	16	40	82	92	63	18	12	2	7
③ どうなるかわからない	151	28	4	4	27	31	34	19	21	5	6
小計	531	100	24	46	118	133	103	40	38	11	18
無回答	20		3	5	3	4	1	3	1	0	0
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

表III-6 農業後継者のいない理由

選択肢	回答数比率(%)	全體 経営耕地面積階層別内訳									
		なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 現在農業に従事、将来はやめる	4	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0
② 子供はいるが継がせたくない	47	16	1	3	8	14	9	6	3	1	2
③ 農外就業中で将来も農業はしない	67	23	0	10	15	22	14	2	2	0	2
④ 子供は別居、将来も農業はしない	128	44	3	15	32	37	29	7	2	0	3
⑤ 子供がない	24	8	4	3	8	3	3	0	3	0	0
⑥ その他（具体的に記入：	18	6	1	1	5	4	3	1	0	1	2
小計	288	100	9	32	71	80	59	16	10	2	9
無回答	44										
合計	332										

表III-1 農業後継者未定の畠田

選 抹 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 別 内 訳								
	回答数	比率(%)	なし 未満	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
①子供はいるがまだ就学中	49	39	0	0	7	9	11	8	7	3	4
②子供はいるが女子なので未定	13	10	0	0	4	2	3	1	2	1	0
③現在は農業に従事、将来は未定	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
④継ぐかどうかは子供が判断すること	23	18	1	1	1	8	2	4	4	1	1
⑤農外に就業中でどうなるか未定	38	30	3	2	7	6	12	4	4	0	0
⑥その他（具体的に記入）	3	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0
小 計	127	100	4	3	19	27	29	17	18	5	5
無 回 答	24										
合 計	151										

### 3. 野菜の作付けの状況

野菜作付けありとした農家は236戸、5-7.5haという中規模で野菜取組が多い傾向である。野菜作付けなしとした農家は1-3ha規模の農家で多い。経営規模の小さいほど野菜導入により所得拡大をはかる傾向が強いものとの予想に反した結果となった。

旭川市が近いことによって、小規模農家は農外で所得を確保する方を選択する傾向が強いためと思われる。

野菜作の作型は、露地型39戸、施設型 115戸、両方型91戸である。従って施設型野菜作導入農家は206戸、露地型野菜作導入農家は130戸である。

販売金額のうちの野菜の割合について見ると、販売金額の3割以下すなわち野菜作が補完的作物という位置づけの農家は122戸野菜作農家の52%である。野菜の販売金額が6割以上という野菜主力の農家は66戸29%である。

品目別には、ホウレンソウ117戸がもっとも多く、ついでピーマン80戸、こねぎ55戸、レタス42戸、軟白ねぎ36戸、かぼちゃ33戸、となっている。経営規模によって野菜品目選択の異なる傾向は見られない。（表III-8、III-9、III-10）

表III-8 今年の販売用の野菜の作付の有無

選 択 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 別 内 訳									
	回答数比率(%)		なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上	
① あり	236	53	10	18	26	55	61	22	27	7	10	
② なし	212	47	5	22	66	50	31	18	10	3	7	
小 計	448	100	15	40	92	105	92	40	37	10	17	
無 回 答	103		12	11	29	32	12	3	2	1	1	
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18	

表III-9 今年の販売用の野菜の作型

選 �chio 肢	全 体		回答数比率(%)
	なし	1ha 未満	
① 露地	39	16	
② 施設	115	47	
③ 兩方	91	37	
小 計	245	100	
無 回 答	306		
合 計	551		

表III-10 今年の販売用の野菜・花きの作付品目（5つまで回答の合計）

選 択 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 別 内 訳									
	回答数比率(%)		なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上	
① ピーマン	80	14	3	9	14	16	23	7	6	0	2	
② ほうれんそう	117	21	5	10	13	31	28	9	14	4	3	
③ こねぎ	55	10	5	4	6	14	10	7	5	0	4	
④ 軟白ねぎ	36	6	0	2	0	13	5	6	5	0	5	
⑤ 軟白みつば	18	3	0	1	0	1	1	2	6	1	6	
⑥ だいこん	18	3	1	2	1	0	0	0	6	3	5	
⑦ キャベツ	8	1	1	2	0	1	1	0	2	0	1	
⑧ ブロックリー	21	4	1	0	1	4	5	1	5	2	2	
⑨ レタス	42	8	2	2	6	11	15	1	3	0	2	
⑩ かぼちゃ	33	6	1	2	3	10	6	3	6	1	1	
⑪ にんじん	14	3	0	0	1	3	3	0	3	1	3	
⑫ たまねぎ	6	1	0	0	0	0	2	1	1	2	0	
⑬ 花き(種類)	13	2	1	1	1	1	4	2	2	0	1	
⑭ その他(作物名)	93	17	2	6	11	19	28	11	10	3	3	
小 計	554	100	22	41	57	124	131	50	74	17	38	
無 回 答	2201		113	214	548	561	389	165	121	38	52	
合 計	2755		135	255	605	685	520	215	195	55	90	

### 1) 外部労働力確保の状況

回答農家数551戸中305戸55%の農家が外部から労働力を調達している。雇用労働力の程度は20人日未満がもっとも多く123戸、50人日未満が89戸である。500人日以上の農家も13戸ある。10ha以上の場合は500人日以上の大量雇用の傾向が強い。

外部労働力の調達の方法は、臨時雇用231戸、ついで親戚等の手伝い129戸を中心であり、通年雇用は19戸、手間替えは意外と少なく48戸である。

雇用労働力の確保で何らかの問題があると回答したのは183戸である。551戸のうち33%にあたる。問題の中身は、「賃金が高くなつた」は25戸と少ないが、「人数が確保できない」、「探すのが困難になった」とする戸数が合計で158戸あり、人の確保自体が問題として大きくなっている。

労働力不足への対応については、「何とかなる」という回答が244戸、「親戚等のつてで何とかなる」が159戸ある。これらの農家については当面何とかなるとしても、「労働力の必要な作物は作らない」96戸、「雇用労働力が必要出ない作物を増やす」64戸、合計160戸は労働力不足に対処仕切れなくなっていることがうかがえる。また「農協で何らかの対策を」とするものが48戸あり、これも合わせると合計208戸38%は労働力不足の度合いが強いといえよう。（表III-11、III-12、III-13、III-14）

表III-11 雇用労働力確保の方法別のべ雇用日数

年間雇用のべ日数	臨時雇用	通年雇用	手間替え	親戚等手伝い
② 5人日未満	15	4	18	23
③ 10人日未満	18	2	11	27
④ 20人日未満	49	3	15	47
⑤ 50人日未満	73	4	4	28
⑥ 100人日未満	27	0	0	3
⑦ 200人日未満	21	0	0	1
⑧ 200人日以上	28	6	0	0
小 計	231	19	48	129

表III-12 雇用労働力の年間雇用のペ日数

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内 訳	
	回答数	比率(%)	なし 未満	1 ha	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上	
① なし	246	67	20	36	73	57	36	12	8	3	1	
② 20人日未満	123	16	1	6	32	38	28	13	3	0	2	
③ 50人日未満	89	7	4	5	9	24	25	7	9	2	4	
④ 100人日未満	40	4	2	1	3	11	7	5	6	2	3	
⑤ 200人日未満	23	3	0	1	2	5	3	6	4	2	0	
⑥ 500人日未満	17	1	0	1	1	2	5	0	5	1	2	
⑦ 1000人日未満	7	1	0	1	1	0	0	0	3	0	2	
⑧ 1000人日以上	6	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	
小 計	551	100	27	51	121	137	104	43	39	11	18	
無 回 答	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18	

表III-13 雇用労働力確保についての問題点

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内 訳	
	回答数	比率(%)	なし 未満	1 ha	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上	
① 人数が確保できない	66	22	1	0	9	14	17	4	9	3	9	
② 賃金が高くなった	25	8	1	1	4	6	4	3	3	2	1	
③ 探すのが困難になった	92	30	0	1	8	25	22	10	15	5	6	
④ 困っていない	116	38	4	17	22	25	27	16	5	0	0	
⑤ その他（具体的に記入：	5	2	0	1	1	1	1	1	0	0	0	
小 計	304	100	6	20	44	71	71	34	32	10	16	
無 回 答	247		21	31	77	66	33	9	7	1	2	
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18	

表III-14 農業労働力不足についての対応方針（2点回答の合計）

選択肢	全 体		経営面積階層別内訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
① 現在のやり方でなんとかできる	244	36	8	19	49	58	63	22	19	3
② 親戚知人等のつてで何とか確保	159	23	1	12	29	44	37	16	12	5
③ 雇用が必要な作物は作らない	96	14	4	3	15	26	22	11	11	1
④ 雇用が必要でない作物を増やす	64	9	1	1	11	10	16	7	12	3
⑤ 高賃金を払って雇用を確保	24	4	1	0	3	5	3	1	2	3
⑥ 共同化で対応する	11	2	0	0	1	5	1	0	0	1
⑦ 他人は使わない主義	31	5	3	7	4	11	4	2	0	0
⑧ 農協での対策を希望	48	7	1	1	11	9	4	5	6	3
⑨ その他（具体的に記入）	7	1	0	1	2	2	1	0	0	1
小 計	684	100	19	44	125	170	151	64	62	19
無 回 答	418		35	58	117	104	57	22	16	3
合 計	1102		54	102	242	274	208	86	78	36

## 2) パッケージセンターの利用

労働力不足対策の一つとして、野菜パッケージセンターの設置が考えられるが、「パッケージセンターができた場合利用するか」という設問では、「かなり利用する」19戸、「作物によって利用する」95戸、「時期によって利用する」44戸、合計で「利用する」158戸である。「ほとんど利用しない」59戸、「わからない」64戸である。野菜作導入農家は約230戸であるから、「利用する」としたものは、これらの約70%にあたる。「わからない」と回答した64戸のうち半数が利用するとみなせば、パッケージセンターの利用者は約190戸程度と見込まれる。（表III-15）

表III-15 野菜等のパッケージセンター（共選施設）が設置された場合の利用

選 択 肢	全 体		経営面積階層別内訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
① かなり利用する	19	6	0	1	4	5	4	2	2	0
② 作物によって利用する	95	28	3	2	8	23	26	11	14	4
③ 時期によって利用する	44	13	1	3	5	10	11	8	4	1
④ ほとんど利用しない	59	17	4	4	10	9	17	4	7	3
⑤ 利用する作物がない	60	18	2	9	16	14	8	1	5	2
⑥ わからない	64	19	2	9	14	20	9	5	3	2
小 計	341	100	12	28	57	81	75	31	35	8
無 回 答	210		15	23	64	56	29	12	4	3
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	18

## 5. 経済的問題

### 1) 平成5年度の農産物販売金額

販売金額について回答のあった493戸の平均は684万円であった。所得率を40%程度とすれば、推定所得は平均274万円となり、高齢化によるリタイアが増加するなかでは、地域として農家数を確保して行くためには農外収入による所得確保対策も必須の課題であろう。兼業により収入を得ている農家は350戸、そのうち200万円以上を兼業収入に依っている農家が202戸存在する。

販売金額の分布は100-300万円の農家がもっとも多く110戸、ついで300-500万円が88戸である。販売金額1,500万円以上の農家は56戸しかいない。また10ha以上の農家であれば1,500万円から2,000万円程度は確保したいところであるが、700万円に満たないケース、中には100万円200万円というケースもある。個別診断が必要であろう。

経営面積が大きいほど販売金額が大きい傾向があることは当然としても、どの面積階層を見ても、販売額は100万円から2,000万円までの開きがあり、およそ40戸は経営面積規模からみて販売金額がかなり低く経営診断、栽培指導等の支援が必要と思われる。

一方1ha未満で2戸、1-3haでも3戸、3-5haで4戸が1,500万円以上の販売金額をあげている。これらの経営は追跡調査のうえ、目標とすべき経営のモデルケースとなる可能性があろう。（表III-16、III-17、III-18）

表III-16 平成5年度の農産物販売金額

選択肢	全 体		経営面積階層別内訳								
	回答数	比率(%)	なし 1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上	
①販売なし	21	4	1	13	6	0	1	0	0	0	0
②100万円未満	53	11	2	16	23	7	2	0	1	1	1
③100万円～300万円	110	22	3	7	59	27	11	1	1	0	1
④300万円～500万円	88	18	2	4	17	44	12	6	2	1	0
⑤500万円～700万円	63	13	1	2	2	25	25	7	0	1	0
⑥700万円～1000万円	62	13	1	1	2	10	30	9	6	0	3
⑦1000万円～1500万円	40	8	0	0	2	8	9	13	8	0	0
⑧1500万円～2000万円	26	5	0	1	3	2	4	3	12	1	0
⑨2000万円～3000万円	15	3	0	1	0	1	0	0	6	2	5
⑩3000万円以上	15	3	1	0	0	1	0	0	3	3	7
小計	493	100	11	45	114	125	94	39	39	9	17
無回答	58		16	6	7	12	10	4	0	2	1
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

(加重平均による推定1戸あたり販売金額 684万円)

表III-17 平成5年度販売額のつり野米の割合

選択肢	全 体		経営耕地面積階層別内訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
①10%	56	24	0	1	6	15	13	5	12	2
②20%	31	13	0	1	0	7	11	8	1	1
③30%	35	15	1	2	4	6	15	2	5	0
④40%	21	9	0	0	2	5	7	3	4	0
⑤50%	21	9	0	1	5	4	3	1	4	1
⑥60%	30	13	2	2	2	11	8	3	0	2
⑦70%	9	4	0	0	2	1	3	0	2	0
⑧80%	7	3	0	2	1	3	0	0	1	0
⑨90%	7	3	0	1	1	1	0	0	1	2
⑩100%	13	6	3	6	1	1	0	0	2	0
小計	230	100	6	16	24	54	61	22	31	5
無回答	321		21	35	97	83	43	21	8	6
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11
										18

表III-18 平成5年度の兼業収入

選択肢	全 体		経営耕地面積階層別内訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
①なし	62	15	1	7	6	12	14	4	12	1
②50万円未満	22	5	1	2	4	3	5	1	5	1
③50万円~100万円	51	12	1	2	10	15	11	6	2	3
④100万円~200万円	73	18	3	6	12	15	20	8	4	5
⑤200万円~300万円	82	20	2	6	16	25	17	10	4	1
⑥300万円以上	122	30	5	17	44	31	12	5	5	2
小計	412	100	13	40	92	101	79	34	32	8
無回答	139		14	11	29	36	25	9	7	5
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11
										18

## 2) 5年後の農業所得目標

小規模農家ほど希望としては高い農業所得を上げたいと考えている農家の比率が高く、1-3haでも10戸、3-5haでは39戸が700万円以上の農業所得を希望している。全体では211戸が農業所得700万円以上を目指している。

5年後の農業所得目標額について回答のあった440戸について平均してみると、626万円となる。これは現在の推定所得274万円に比較してみれば、容易に実現できる金額とは到底考えられないだろう。小規模ゆえに兼業を余儀なくされているが、できれば農家専業で生

計を立てたいという心情の現れであろう。

年齢別には、30代、40代で1,000万円以上確保したいとする希望が強い。

(表III-19)

表III-19 5年後の農業所得の目標額

選 択 肢	全 体		経 営	耕 地	面 積	階 層	別 内	訳			
	回答数	比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	-7.5ha	>10ha	>15ha	>20ha	1ha以上
① 100万円未満	25	6	3	8	7	4	1	1	0	0	1
② 100万円～200万円	38	9	2	5	21	5	4	0	0	1	0
③ 200万円～300万円	34	8	0	3	13	12	4	0	1	0	1
④ 300万円～400万円	34	8	2	4	14	11	2	0	0	0	1
⑤ 400万円～500万円	37	8	0	1	11	17	7	0	1	0	0
⑥ 500万円～700万円	61	14	1	2	13	29	10	4	2	0	0
⑦ 700万円～1000万円	79	18	1	0	2	25	27	11	7	2	4
⑧ 1000万円以上	132	30	2	1	8	14	42	23	26	6	10
小 計	440	100	11	24	89	117	97	39	37	9	17
無 回 答	111		16	27	32	20	7	4	2	2	1
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

### 3) 今後の所得確保について

現状の継続で良いとする意見が226戸50%でもっとも多いが、「規模の拡大で所得確保」49戸、「野菜等集約作物取組」73戸が積極的な意向としてある。年齢別に見ると30代40代で「規模拡大で所得確保したい」という意向が強い。

1 - 3 ha規模では「農外での所得確保」の意向が強い。(表III-20)

表III-20 今後の所得確保の方針

選 択 肢	全 体		経 営	耕 地	面 積	階 層	別 内	訳			
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
① 現在の営農の継続でよい	226	50	7	10	43	64	47	18	22	7	8
② 農外収入を求めて所得の確保	95	21	2	9	29	29	15	4	4	0	3
③ 野菜などの集約的な作物導入	73	16	2	5	14	21	16	5	6	2	2
④ 規模の拡大で所得の確保	49	11	0	2	4	8	16	10	4	2	3
⑤ その他（具体的に記入：	5	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1
小 計	448	100	11	27	91	122	94	38	37	11	17
無 回 答	103		16	24	30	15	10	5	2	0	1
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

#### 4) 兼業の状況

兼業無し110戸、兼業あり306戸と兼業の重要度は高い。兼業ありの農家については1ha未満で25戸、1-3haで79戸など経営面積の小さい農家のほうが兼業の比重が高い。

兼業の内容では、土木建築業が156戸51%、従事の仕方は季節的臨時雇用がもっとも多く144戸、臨時雇用（通年雇用）が60戸、正社員62戸、自営業31戸となっている。

兼業収入が200万円-300万円以上と大きいのは、1-5haの小規模の農家が多い。

後継者の兼業は、兼業なし75戸、兼業あり114戸で、後継者の兼業の雇用の形態は通年雇用、正社員という形態が78%と多い。（表III-21、III-22）

表III-21 経営主の兼業有無および業種

選択肢	全體		経営面積階層別内訳								
	回答数比率(%)		なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
兼業なし	110	5	12	17	20	25	8	12	4	7	
兼業有り	306	100	13	25	79	79	59	25	16	6	4
(兼業業種内訳)											
② 土木・建設業	156	51	6	12	39	44	32	14	8	1	0
③ 林業	8	3	1	0	2	3	2	0	0	0	0
④ 製造業	35	11	1	3	10	8	8	2	0	2	1
⑤ 観光業	9	3	1	0	4	1	2	0	0	1	0
⑥ 観光以外のサービス業	42	14	1	5	7	10	9	3	3	2	2
⑦ その他（具体的に記入）	56	18	3	5	17	13	6	6	5	0	1
小計	416		18	37	96	99	84	33	28	10	11
無回答	135		9	14	25	38	20	10	11	1	7
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

表III-22 経営主の兼業について、従事の仕方

選択肢	全體		経営面積階層別内訳								
	回答数比率(%)		なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
兼業なし	97	4	11	14	16	23	6	13	3	7	
兼業有り	306	100	10	25	80	83	59	24	15	6	4
(兼業業種内訳)											
② 自営業	31	8	3	4	8	10	3	0	2	1	0
③ 正社員（会社員）	62	15	1	7	26	19	6	3	0	0	0
④ 臨時（通年雇用）	60	15	3	3	16	12	6	3	1	0	0
⑤ 臨時（季節雇用）	144	36	2	8	27	41	33	15	10	4	4
⑥ その他（具体的に記入）	9	2	1	3	3	1	1	0	0	0	0
小計	403		14	36	94	99	82	30	28	9	11
無回答	148		13	15	27	38	22	13	11	2	7
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

## 6. 営農における緊急改善課題

緊急改善課題として、稻作、畑作、野菜作とも共通して、土地改良、土づくりをあげた農家が多い。

土づくりについての取組状況は、稻作では稲わらすきこみ194戸、有機質肥料の投入108戸、堆肥厩肥の投入81戸他、計417戸が取り組んでいる。野菜作でも堆肥厩肥投入166戸、有機質肥料投入66戸など計305戸、がそれぞれ土づくりに取り組んでいる。

問題となる堆肥の確保については、自家圃場の作物残さ利用が273戸、既製品の有機質肥料202戸、農協堆肥センター利用176戸となっている。

個人的に堆肥を手配しているのは町内から38戸、町外から17戸、計55戸と少数である。

(表III-23、III-24、III-25、III-26、III-27、III-28)

表III-23 稲作について緊急に改善すべき課題

選 抹 肢	全 体	
	回答数	比率(%)
② 規模の拡大	47	4
③ 農地分散の整理	56	5
④ 土地改良（区画・暗渠等）実施	109	10
⑤ 機械・施設の更新・投資	100	9
⑥ 肥料・農薬等施用技術の向上	41	4
⑦ 労働力の確保	64	6
⑧ 土づくり（堆肥・有機質）実施	104	10
⑨ 基本技術の実施	57	5
⑩ コストの低減	122	11
⑪ 良食味品種の作付	51	5
⑫ 等級の向上	39	4
⑬ 単収の向上	87	8
⑭ 特別栽培米等の導入・拡大	62	6
⑮ その他（具体的に記入：）	7	1
⑯ 水稲は作っていない	16	1
① 特になし	114	11
小 計	1076	100
無 回 答	577	
合 計	1653	

表III-24 畑作について緊急に改善すべき課題

選 抹 肢	全 体	
	回答数	比率(%)
② 規模の拡大	4	1
③ 農地分散の整理	5	1
④ 土地改良（区画・暗渠等）実施	20	5
⑤ 機械・施設の更新・投資	13	3
⑥ 肥料・農薬等施用技術の向上	20	5
⑦ 土づくり（堆肥・有機質）実施	52	13
⑧ 労働力の確保	26	6
⑨ 基本技術の実施	24	6
⑩ コストの低減	18	4
⑪ 品質の向上	22	5
⑫ 単収の向上	27	7
⑬ 販売方法の確立	14	3
⑭ 輪作体系の改善	29	7
⑮ その他（具体的に記入：）	1	0
⑯ 畑作は作っていない	51	12
小 計	413	100
無 回 答	1240	
合 計	1653	

表III-25 野菜作について緊急に改善すべき課題

選択肢	全體	
	回答数	比率(%)
② 施設（ハウス）の更新・拡充	46	8
③ 連作障害・地力の維持	105	18
④ 労働力の確保	49	8
⑤ 品質の向上	36	6
⑥ 栽培技術の向上	81	14
⑦ 土づくり（堆肥・有機質）実施	88	15
⑧ 部会（生産組合）の体制	6	1
⑨ 集出荷施設の更新・拡充	14	2
⑩ 販売方法の確立	42	7
⑪ 良質苗・種子の確保	25	4
⑫ その他（具体的に記入）	5	1
① 特になし	67	11
⑬ 野菜は作っていない	35	6
小計	599	100
無回答	1054	
合計	1653	

表III-26 水稲作の土づくりの方法

選択肢	全體	
	回答数	比率(%)
① 田畠輪換	11	2
② 緑肥のすき込み	20	4
③ 稲ワラのすき込み	194	42
④ 有機質肥料の投入	108	23
⑤ 稲・麦ワラ堆肥の施用	61	13
⑥ 稲ワラ+家畜糞等の堆肥施用	20	4
⑦ バーク堆肥の施用	3	1
⑧ 特に何もない	43	9
⑨ その他（具体的に記入）	2	0
小計	462	100
無回答	89	
合計	551	

表III-27 野菜作の土づくりの方法

選択肢	全體	
	回答数	比率(%)
① 畑作との輪作	13	4
② 緑肥のすき込み	38	11
③ 作物残渣のすき込み	13	4
④ 有機質肥料の投入	59	18
⑤ 稲・麦ワラ堆肥の施用	100	30
⑥ 稲ワラ+家畜糞等の堆肥施用	66	20
⑦ バーク堆肥の施用	16	5
⑧ 特に何もない	22	7
⑨ その他（具体的に記入）	4	1
小計	331	100
無回答	220	
合計	551	

表III-28 堆肥の確保の方法（3点回答の合計）

選 抹 肢	全 体	
	回答数	比率(%)
① 町内の農家から個人的に手配	38	5
② 町外の農家から個人的に手配	17	2
③ 自家圃場の作物残渣を堆肥化	273	37
④ 既製の有機質肥料を投入	202	27
⑤ 農協堆肥センターの堆肥を使用	176	24
⑥ その他（具体的に記入：	29	4
小 計	735	100
無 回 答	918	
合 計	1653	

## 7. 今後5年間の経営面積の計画

「現状のまま」322戸68%、「拡大したい」81戸17%、「縮小したい」20戸4%、「農業をやめたい」53戸11%である。

拡大したいとする意向は5ha以上の農家で多く、5-10haで顕著である。経営主の年齢では30代40代で拡大志向が顕著である。どの程度拡大したいかという問い合わせに対しては、3haないし5ha程度を中心である。面積を拡大する場合の作目は水稻75戸、その他の作目4戸と圧倒的に水稻志向である。

面積の計画は現状のままであるがそのなかで拡大したい作目は、という設問でも、水稻75戸、ついで施設野菜35戸、その他の作目24戸と、圧倒的に水稻志向となっている。

面積拡大の方法としては賃借51戸、購入14戸、未定13戸となっている。経営主年齢別に見ると、40代では購入8戸、賃借24戸、30代では購入1戸賃借12戸と若い経営者層ほど大きな投資に対して慎重な態度である。

（表III-29、III-30、III-31、III-32、III-33）

表III-29 今後5年くらいの間の経営面積の拡大縮小の計画

選択肢	全體	経営面積階層別内訳									
		回答数比率(%)なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 現状のまま	322	68	7	26	65	95	73	22	18	7	9
② 拡大したい	81	17	2	1	5	15	20	12	16	3	7
③ 縮小したい	20	4	1	1	6	7	1	3	0	0	1
④ 農業をやめたい	53	11	4	6	25	6	7	1	3	0	1
小計	476	100	14	34	101	123	101	38	37	10	18
無回答	75		13	17	20	14	3	5	2	1	0
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

表III-30 経営面積は現状であるが、そのなかで拡大したい作目

選択肢	全體	経営面積階層別内訳									
		回答数比率(%)なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 稲作	75	27	1	3	18	21	18	4	8	2	0
② 豆類	5	2	0	2	1	0	2	0	0	0	0
③ 小麦	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
④ てんさい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 露地野菜	11	4	0	1	3	3	2	1	1	0	0
⑥ 施設野菜	35	13	1	5	7	7	11	1	2	1	0
⑦ 花き	5	2	0	0	0	0	2	0	1	0	2
⑧ 今までどおり	143	52	5	12	22	47	30	12	4	4	7
⑨ その他（具体的に記入）	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
小計	277	100	7	23	52	78	67	18	16	7	9
無回答	45										
合計	322										

表III-31 経営面積を拡大したい場合の拡大面積の程度

選択肢	全體	経営面積階層別内訳									
		回答数比率(%)なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 1ha程度	3	4	0	0	0	0	1	2	0	0	0
② 2ha程度	9	12	0	0	3	1	2	3	0	0	0
③ 3ha程度	22	28	0	0	2	4	7	2	7	0	0
④ 5ha程度	24	31	0	0	0	3	8	4	3	3	3
⑤ 7ha程度	3	4	0	0	0	0	0	1	2	0	0
⑥ 10ha程度	10	13	0	0	0	5	1	0	1	0	3
⑦ 15ha以上	7	9	1	1	0	0	1	0	3	0	1
小計	78	100	1	1	5	13	20	12	16	3	7
無回答	3										
合計	81										

表III-32 経営面積を拡大したい場合の拡大したい作目

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層 別		内 訳	
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上	
① 稲作	75	93	1	2	5	12	19	12	14	3	7	
② 豆類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ てんさい	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
⑤ 露地野菜	2	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
⑥ 施設野菜	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
⑦ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧ 決めていない	2	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
⑨ その他（具体的に記入：	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	81	100	2	2	6	13	20	12	16	3	7	
無 回 答	0											
合 計	81											

表III-33 経営面積を拡大したい場合の拡大の方法

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層 別		内 訳	
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上	
① 購入	14	17	0	2	2	2	5	2	1	0	0	
② 貸借	51	63	0	0	1	8	13	10	13	2	4	
③ 作業委託	2	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
④ 決めていない	13	16	1	0	3	2	1	0	2	1	3	
⑥ その他（具体的に記入：	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
小 計	81	100	2	2	6	13	20	12	16	3	7	
無 回 答	0											
合 計	81											

## 8. 作業受委託の現状と今後に関する意向

現在作業受託をしている農家が83戸、作業委託をしている農家が125戸、計208戸が作業受委託に関係している。回答農家551戸のうち38%にあたり、課題としての比重は大きい。

作業受託している作物は水稻が56戸73%、畑作物が19戸25%、牧草2戸3%である。

作業委託をしている農家は1-5ha規模の農家が多い。他方、受託農家は10-15haで多く、明確な差が見られる。

作業受委託に関する今後の意向としては、作業受託を増やしたいとするもの15戸、受託を減らしたいとするもの9戸である。現在作業受託引き受け農家は83戸であるが5年後は

これらの農家の作業受託引き受け面積のキャパシティは微増するものと思われる。

作業委託を増やしたいとするもの25戸、委託を減らしたいとするもの11戸、したがって作業委託についても5年後にはさらに委託面積が増加するものと思われる。

作業受託を増やす場合の作目は水稻とするもの13戸、野菜1戸である。委託を増やす場合も水稻17戸、畑作3戸、野菜4戸となっており、水稻が中心である。

(表III-34、III-35、III-36、III-37、III-38、III-39、III-40、III-41)

表III-34 作業の受委託の有無

選 択 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 別 内 訳								
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 受託している	83	19	0	4	21	18	15	2	13	2	8
② 委託している	125	29	4	10	49	32	14	3	6	2	5
③ なし	225	52	7	20	29	58	57	30	15	5	4
小 計	433	100	11	34	99	108	86	35	34	9	17
無 回 答	118		16	17	22	29	18	8	5	2	1
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

表III-35 受託している作物

選 抹 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 別 内 訳								
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 水稻	56	73	0	0	16	11	10	1	10	2	6
② 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 畑作物	19	25	0	2	3	5	3	1	3	0	2
④ 野菜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 牧草	2	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	77	100	0	3	19	16	14	2	13	2	8
無 回 答	6										
合 計	83										

表III-36 委託している作物

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内 訳	
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上		
① 水稻	73	61	1	6	40	19	3	0	3	0	0	1
② 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 畑作物	38	32	2	3	7	7	11	2	1	1	4	
④ 野菜	3	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 牧草	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入：	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
小 計	119	100	3	9	48	30	14	3	6	1	5	
無 回 答		6										
合 計	125											

表III-37 作業受委託の増減についての今後の意向

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内 訳	
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上		
① 現状のまま	231	78	4	22	62	58	37	16	18	5	9	
② 受託を増やしたい	15	5	2	0	0	3	3	2	2	1	2	
③ 受託を減らしたい	9	3	0	0	3	5	0	0	0	0	1	
④ 委託を増やしたい	25	8	0	0	6	3	9	0	6	0	1	
⑤ 委託を減らしたい	11	4	1	0	3	2	2	1	0	0	2	
⑥ その他具体的に記入：	4	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	
小 計	295	100	8	23	76	71	51	19	26	6	15	
無 回 答	256		19	28	45	66	53	24	13	5	3	
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18	

表III-38 受託を増やす場合の作物

選 択 肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内 訳	
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上		
① 水稻	13	93	1	0	0	3	3	1	2	1	2	
② 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 畑作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 野菜	1	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥ 牧草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ その他（具体的に記入：	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	14	100	1	0	0	3	3	2	2	1	2	
無 回 答		1										
合 計	15											

表III-39 受託を減らす場合の作物

選 択 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 别 内 訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 水稻	5	56	0	0	2	3	0	0	0	0
② 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 烟作物	4	44	0	0	1	2	0	0	0	1
④ 野菜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 牧草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入：）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	9	100	0	0	3	5	0	0	0	1
無 回 答	0									
合 計	9									

表III-40 委託を増やす場合の作物

選 抹 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 别 内 訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 水稻	17	71	0	0	5	2	7	0	2	0
② 小麦	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0
③ 烟作物	2	8	0	0	0	1	0	0	1	0
④ 野菜	4	17	0	0	0	0	2	0	2	0
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 牧草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入：）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	24	100	0	0	5	3	9	0	6	0
無 回 答	1									
合 計	25									

表III-41 委託を減らす場合の作物

選 抹 肢	全 体		経 営 耕 地 面 積 階 層 别 内 訳							
	回答数比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上
① 水稻	5	50	0	0	2	2	1	0	0	0
② 小麦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 烟作物	5	50	1	0	1	0	1	1	0	1
④ 野菜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 花き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 牧草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ その他（具体的に記入：）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	10	100	1	0	3	2	2	1	0	1
無 回 答	1									
合 計	11									

## 9. 今後の地域農業振興策についての意向

### 1) 経営全般に関する改善課題

改善すべき課題としては、「高齢化、過重労働など労働の問題」がもっとも多く145戸、面積規模では1-5ha規模が多い。

ついで「農地の分散、土地改良など土地問題」110戸、10-15haの規模が多い。

3番目は「機械施設不足、機械更新などの問題」108戸、これについては規模による傾向の差は見られない。

4番目は「面積が小さいなど経営規模の問題」90戸、1-3ha規模で顕著である。

以上4点が主要な課題といえよう。(表III-42)

表III-42 経営全般の中で緊急に改善すべき課題(2点回答の合計)

選択肢	全 体		経 営		耕 地		面 積		階 層		別 内		訳	
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5- 10ha	10- 15ha	15- 20ha	20ha 以上			
① 面積が小さいなど経営規模問題	90	13	1	5	30	22	21	5	6	0	0			
② 分散、土地改良など土地問題	110	15	6	2	15	21	26	9	19	4	8			
③ 資金不足、負債など資金問題	56	8	1	2	7	9	19	6	4	3	5			
④ 機械施設の不足更新などの問題	108	15	1	5	12	28	29	15	9	3	6			
⑤ 資材の確保、品質などの問題	10	1	1	0	2	1	1	2	2	1	0			
⑥ 高齢、加重労働、雇用などの問題	145	20	2	10	41	42	20	8	13	3	6			
⑦ 単収品質コストなど生産性の問題	33	5	0	2	7	8	7	4	4	0	1			
⑧ 品種選定など作付けの問題	22	3	1	0	4	8	5	1	2	1	0			
⑨ 栽培技術、など生産技術の問題	16	2	0	1	3	5	6	1	0	0	0			
⑩ 流通・販売の問題	10	1	0	1	4	2	0	1	2	0	0			
⑪ 土づくりについての問題	45	6	2	3	7	10	12	7	1	2	1			
⑫ 営農意欲など経営全般の問題	52	7	1	3	14	18	9	4	2	0	1			
⑬ その他(具体的に記入)	15	2	0	1	3	5	3	1	1	0	1			
小 計	712	100	16	35	149	179	158	64	65	17	29			
無回答	390			38	67	93	95	50	22	13	5	7		
合 計	1102			54	102	242	274	208	86	78	22	36		

### 2) 農地分散について

「分散が多く団地化必要」29戸、「団地化必要だが困難」109戸、合計138戸が農地分散に関する対策の必要性を感じている。解決は難しい問題であるが、営農の効率化のため対策が必要である。(表III-43)

表III-43 農地の分散の状況

選択肢	全 体		経営耕地面積階層別内訳								
	回答数比率(%)		なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上
① 分散が多く緊急に団地化が必要	29	8	0	0	1	3	8	4	9	4	0
② 団地化は必要だが難しいと思う	109	30	2	6	17	20	25	11	12	6	10
③ 分散が多いが問題ない	43	12	0	2	7	8	13	4	5	1	3
④ 特に分散していない	78	22	1	5	12	22	20	10	5	0	3
⑤ わからない	99	28	5	9	37	31	12	2	2	0	1
⑥ その他（具体的に記入：	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
小 計	360	100	8	22	75	84	79	31	33	11	17
無回答	191		19	29	46	53	25	12	6	0	1
合 計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

## 3) 農作業、施設・機械利用の共同化を進める上の問題点

現在共同化している作業は「機械施設の共同所有」が112戸でもっとも多い。ついで「共同防除」85戸、「耕起・播種など」52戸、「刈り取り・調製など」30戸、「共同出荷」19戸となっている。

共同防除、刈り取り他、さらに共同化の余地があると思われるが、共同化を進めるにあたっての問題点としては、「兼業、高齢農家が多く作業の調整ができない」としたものが116戸でもっと多く、「個別の機械化が進んでいる」105戸、「様々な経営形態の農家がいるためまとまらない」90戸、「機械作業をする若手がいない」68戸、「人間関係がうまく行かない」67戸、が主要な課題である。

「兼業、高齢農家が多く作業の調整ができない」ことが共同化が進まない大きな要因となっているが、このような形態では共同化よりも受委託システムの整備がより重要な検討課題となろう。（表III-44、III-45）

表III-44 現在共同化をしている作業

作業の種類	ある	ない	小計	無回答	合計
(1) 機械・施設の共同所有	112	241	353	198	551
(2) 耕起・播種など春作業の共同	52	278	330	221	551
(3) 共同防除	85	236	321	230	551
(4) 刈取り調整など秋作業の共同	30	284	314	237	551
(5) 共同出荷	19	290	309	242	551

表III-45 農作業や施設・機械利用の共同化を進める上での問題点（2点回答の合計）

選択肢	全 体		経 営		耕 地 面 積		階 層 別		内 訳		
	回答数	比率(%)	なし 未満	1ha	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
① 機械作業をする若手がない	68	12	1	4	22	10	17	7	4	1	2
② 経理・管理のやり手がない	12	2	1	0	2	4	3	2	0	0	0
③ リーダーがない	23	4	0	2	0	7	6	3	3	1	1
④ 様々な経営形態でまとまらない	90	16	2	2	11	19	25	9	11	3	8
⑤ 兼業や高齢農家が多く調整困難	116	21	1	2	33	36	22	8	10	1	3
⑥ 個別の機械化が進み必要がない	105	19	1	4	21	20	20	14	14	4	7
⑦ 人間関係がうまくいかない	67	12	1	3	6	17	22	5	5	3	5
⑧ 共同化をする必要を感じない	44	8	2	4	9	10	7	4	5	0	3
⑨ 補助金等資金に適当な物がない	22	4	0	1	6	5	3	2	3	1	1
⑩ その他（具体的に：	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
小 計	550	100	10	23	110	129	125	54	55	14	30
無回答	552			44	79	132	145	83	32	23	8
合 計	1102			54	102	242	274	208	86	78	36

#### 4) 今後の農業政策として重要な課題

今後の東川町農業振興に関する諸施策についての意向・要望について、回答のうちもっとも多かったのは「農作業受委託システムの整備」137戸、ついで「農地流動化推進システムの整備」129戸であった。「担い手育成、確保対策」も99戸が重要課題としてあげている。いずれも高齢化、農家数減少、など担い手の不足に関連した課題であり、関係機関・農業者が一致協力しなければ解決しない困難な課題である。

このほか「米バラ集出荷システム導入」110戸、「クリーン農業推進・消費者との交流促進」95戸、「主要野菜の道外移出安定化対策」90戸、「ファクシミリ等による情報システムの整備」82戸、「主要野菜のパッケージセンターの導入」51戸となっている。

(表III-46)

表III-40 ファーム未収束に付いて重要なことのもの(3点回答の合計)

選択肢	全體		経営面積階層別内訳								
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 主要野菜のパッケージセンター	51	6	1	4	10	9	12	5	7	1	2
② 主要野菜の道外移出安定化対策	90	11	2	9	14	22	26	7	6	2	2
③ 農作業の受託システム	137	17	3	6	35	35	31	6	12	2	7
④ 農地流動化推進システム	129	16	2	8	22	29	32	14	12	4	6
⑤ ファクシミリ等の情報システム	82	10	1	3	10	18	12	11	12	6	9
⑥ 担い手育成、確保対策	99	12	3	3	21	19	30	9	9	2	3
⑦ クリーン農業、消費者交流促進	95	12	2	7	11	24	25	12	9	1	4
⑧ 米のバラ集荷システム	110	14	1	1	14	23	26	12	17	6	10
⑨ その他(具体的に記入)	12	1	1	2	1	2	1	1	1	0	3
小計	805	100	16	43	138	181	195	77	85	24	46
無回答	848		65	110	225	230	117	52	32	9	8
合計	1653		81	153	363	411	312	129	117	33	54

### 5) 農協の営農指導に対する要望

農協の営農指導にたいする要望としては、「経営指導、経営分析」がもっとも多く103戸、ついで「技術指導」90戸、「販売対策」59戸が主な要望事項である。(表III-47)

表III-47 農協の営農指導に対する要望

選択肢	全體		経営面積階層別内訳								
	回答数比率(%)	なし	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 営農集団(生産者組織)の育成	30	8	0	1	6	6	10	2	4	1	0
② 経営指導、経営分析	103	26	2	4	17	23	28	11	12	2	4
③ 技術指導	90	23	1	5	20	24	19	7	7	2	5
④ 部会・振興会の活性化	12	3	0	1	2	2	7	0	0	0	0
⑤ 販売対策	59	15	3	6	10	14	10	7	6	2	1
⑥ 施設の充実	3	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
⑦ 特になし	65	17	0	7	19	18	10	6	1	1	3
⑧ 考えていない	26	7	1	3	7	8	3	1	2	0	1
⑨ その他(具体的に記入)	5	1	1	0	0	1	0	0	1	0	2
小計	393	100	8	28	81	96	87	35	33	9	16
無回答	158		19	23	40	41	17	8	6	2	2
合計	551		27	51	121	137	104	43	39	11	18

### 6) 情報提供についての要望

営農に必要な情報、より早く欲しい情報についての回答では、「天候や作期」104戸、「肥料農薬飼料など資材情報」100戸、が要望としては大きい。ともに直接作物栽培管理に影響する事項であり、これで十分だという飽和点のない課題でもある。

ついで「農産物市況」78戸、「経営管理の方法」76戸、が要望として大きい。

(表III-48)

表III-48 必要な情報、より早く欲しい情報（2点回答の合計）

選択肢	全 体		経 営		耕 地 面 積		階 層 别		内 訳		
	回答数	比率(%)	なし	1ha 未満	1-3 ha	3-5 ha	5-7.5 ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha 以上
① 機械や施設	49	8	1	0	5	14	9	9	8	0	3
② 資材（肥料・農薬・飼料など）	100	16	0	2	20	26	23	8	11	4	6
③ 雇用労働力の確保	41	6	2	3	2	7	5	4	6	3	9
④ 経営管理の方法	76	12	1	1	14	23	20	6	5	2	4
⑤ 自分の生産や経営の成果	66	10	1	2	16	14	20	8	4	1	0
⑥ 天候や作期	104	16	0	11	23	24	19	10	8	6	3
⑦ 施肥や飼料給与などの技術	26	4	1	2	7	6	5	3	1	0	1
⑧ 農産物の市況	78	12	1	7	15	21	18	7	6	2	1
⑨ 自分と他の経営との比較	29	5	1	3	6	0	10	5	3	0	1
⑩ 自分が生産したことのない作物	17	3	0	2	7	4	0	1	1	0	2
⑪ 農政・国際情勢	45	7	2	4	7	10	14	2	4	0	2
⑫ その他（具体的に記入：）	7	1	2	1	1	0	0	2	0	0	0
小 計	638	100	12	38	123	150	143	63	59	18	32
無回答	464		42	64	119	124	65	23	19	4	4
合 計	1102		54	102	242	274	208	86	78	22	36

### 7) 農事組合の統合

一部地区では農家数の減少などにより地域行事にも支障がでている現状である。農事組合の統合についての意向として、「現状でよい」とするものが247戸56%で過半数ではあるが、「統合したほうがよい」36戸、「検討したほうが良い」100戸、これらの合計136戸31%が統合にたいして肯定的意向を持っていると言えよう。

「わからない」とする意見が59戸13%、このほかに「無回答」が109戸ある。

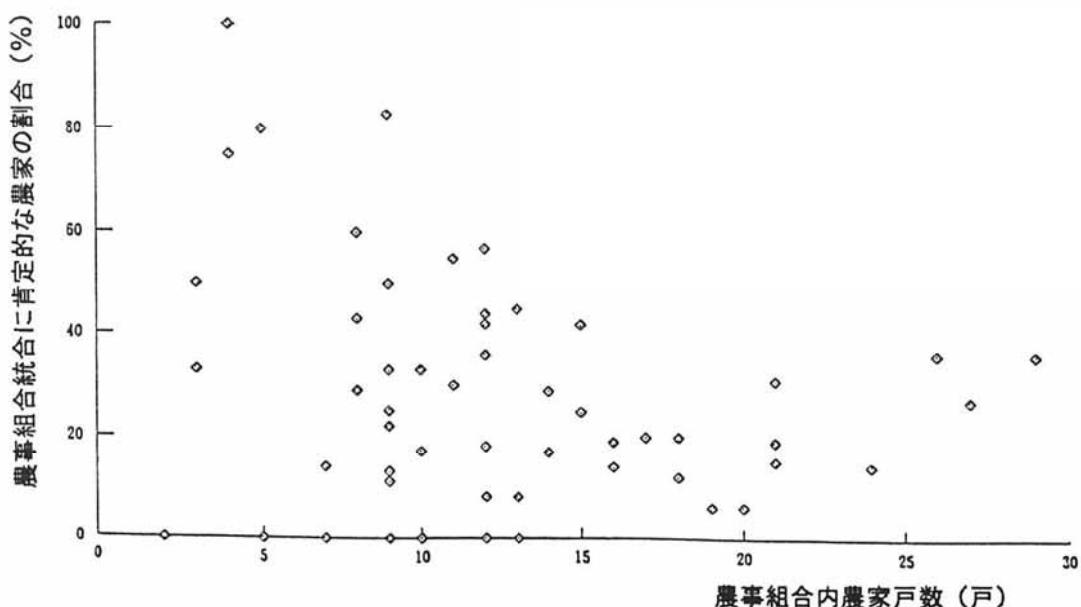
統合について肯定的な意見の比率と農事組合内戸数の大小との関連を見てみると、明らかに、農事組合内戸数の少ないほど統合に肯定的な意見の割合が高い傾向がみられる。町内全体の再編までは必要とは言い切れないが、部分的ではあれ、構成戸数10戸以下の農事組合については何らかの検討が必要であろう。

なお構成農家戸数が16-24戸の場合、現状で良いとする傾向が強い。統合再編にあたって、目標の戸数を検討する場合の参考となろう。

(表III-49、図III-1)

表III-49 農事組合の統合についての意向

選択肢	全體		経営耕地面積階層別内訳								
	回答数比率(%)なし		1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	
① 統合したほうが良い	36	8	0	5	12	6	6	2	3	1	1
② 検討したほうが良い	100	23	2	8	21	24	22	9	8	3	3
③ 現状のままで良い	247	56	7	13	45	57	60	23	23	6	13
④ わからない	59	13	4	4	18	22	5	3	1	1	1
小計	442	100	13	30	96	109	93	37	35	11	18
無回答	109			14	21	25	28	11	6	4	0
合計	551			27	51	121	137	104	43	39	11
											18



図III-1 農事組合内戸数の大小と統合に肯定的な戸数の割合との関連

注：「統合したほうが良い」と「検討したほうが良い」の合計を肯定的意見とした。

## IV. 水田作経営の課題と稻作生産システムの方向

### 1. 水田作農業をめぐる課題

水稻・施設野菜・露地野菜を三本柱とする「水田複合経営の確立」が水田作経営確立のための東川町の基本戦略である。

道内の主要水田地帯の市町村においても野菜作を中心とする経営複合化が指向され、一定の前進がみられた。しかし、1992年の転作緩和を契機に稻作専作化への指向が顕在化し、米の主産地形成をめぐる動きが、この間一層加速化した。こうした中で、東川町では野菜販売における量販店対応を含めた、独自の野菜振興を核とし、裾野の広い野菜作導入農家層が形成されている。

東川町の水田作農業は、いま大きな転換期にある。本報告では、以下の問題を念頭に水田作経営の課題と方向を探ることにする。

第一は、兼業化・高齢化の一層の進展が予想され、土地の需給関係は当面一時的貸借形態で進むものと考えられるが、その際の受け手層をいかに想定しながら基本方向を見いだしていくか。

第二は、担い手層をいかに見据えていくかである。東川町における水田農業の中核的担い手の方向は、今後とも二つの展開方向が予想される。一つは、水稻を主体とする稻作専作化指向であり、これらの階層では一層の規模拡大が指向されている。いま一つは、水稻作をベースとした施設野菜等の複合化指向である。こうした経営展開の方向をいかに見据えながら、地域トータルとしての稻作生産システムをいかに築いていくか。いわば、経営方式と関わる地域支援方策のあり方である。

さらに第三に、米をめぐる情勢の変化に対し、対応できる体制をいかにつくっていくか。いわば、東川産米の位置づけと市場対応方策であり、そのための生産体制をいかに築いていくか、であろう。

### 2. 土地・労働力をめぐる現状

#### 1) 集落の農家構成の断面　—農家調査から—

東川町における農家構成は、この間大きく変化してきた。内容的に特徴的な点は規模別の分布が大きく様変わりしてきたことであろう。我々が調査したB集落は東川町での平均的規模構成を示すものと考えられるが、かつての中規模階層が分厚く存在していた構成から、農家構成自体が大きく分化してきている姿をみるとがよう（表IV-1）。

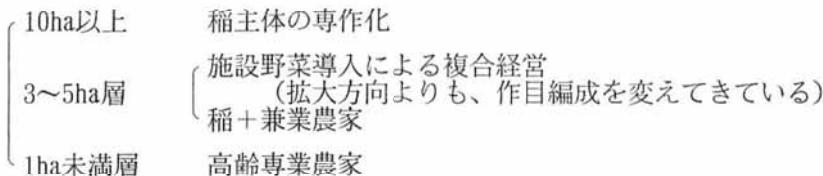
表IV-1 東川町口集落における農家構成

農家番号	経営面積計(ha)	家族数計	基幹	経営主		妻	後継者		水田			露地野菜	施設野菜
				年齢	兼業先		年齢	兼業先	a	a	a		
B 1	14.2	5	2	42 市場荷受 ○ 冬・除雪	○	42	17		1,421	1,070	351		ホウレンソウ
B 2	5.0	5	2	53 農協理事 ○	○	51	(24) (札幌) 銀行		577	539	27	スイートコーン	ビーマン
B 3	4.9	4	2	61 農協監事 農業委員会 ○	○	60	(32) (旭川JR)		505	449	56	スイートコーン	ビーマン 玉葱
B 4	4.9	5	2	51 土建 (6-12月) ○	○	47	24 旭川 食品専門店		486	460	26	アーティチョーク	
B 5	4.5	2	2	61 旭川・測量会社 ○ (休暇有り)	○	59			373	426	24	スイートコーン	ビーマン
B 6	3.5	5	2	57 旭川・デパート ○ (月8回休み)	○	54	27 旭川 宝石店勤務		342	298	44	カボチャ	
B 7	2.7	2	2	64 建設業・常雇 ○ (150日)	○	62	(32) (東川) 建設会社		271	271	—		
B 8	2.1	3		66 旭川・土木 年間就業		65			203	173	29	スイートコーン	
B 9	0.3	2				63	(38) (東川) 農機具会社		26	—	26		ビーマン
B 10	0.2	2		68 農年金受給		67	(41) (東京) 牧師		15	—	15		ビーマン
B 11	0.1	2		65 旭川・土建 (5-11月)		64	(40) (東川) 旭川・生協		5	—	0		

注：1) ○印は基幹的農業従事者

2) 調査未了農家を除く

こうした農家構成を模式的にみれば、下図のように示される。



もう一つの特徴は、兼業化の進展が恒常的になってきている点である。経営主のほとんどが冬期間の兼業に就いており、とくに中規模階層では夏期間においても農外就業に就く形態がみられる。旭川近郊に位置するため兼業機会も多く、経営主層を中心に兼業化がこの間にいっそう深化してきている。さらに、重要なのは後継者の動向である。後継者のほとんどが恒常的勤務についており、しかも他出形態が多く、東川市街への居住を含めると、同居後継者のいる農家は数少ない。そのことが農業労働力の縮小のみならず高齢化の加速として現れてきている。

こうした構成がかなり明瞭に出てきたのが近年の特徴であり、しかも、野菜振興の中心であった中規模階層が兼業化・高齢化の進展の中で、大きく揺らいでいる。ただし、農業者年金受給によって第三者移譲を行った高齢農家が、ピーマンをはじめとした集約野菜作に取り組んでいることは、注目すべき点である。さらに10~15haの稲作規模に到達している大規模層においても、後述するように複合化の動きがあることも、東川町の特徴であろう。集約野菜の担い手は、農家構成の分化が顕在化する中でより広がりをもってきている。それだけに、野菜振興一つとっても、農家構成の分化を踏まえたきめ細かな対

策を樹立していく必要があることを示している。

## 2) 労働力の動向予測

ところで、地域内での労働力・担い手状況をいかに予測するかが振興計画樹立に際して、重要な点であると思われる。

そこで、コーホート・シェアトレンド法による比較的簡便な手法を用いて、農業就業人口の予測を試みた。他にもいくつかの動向予測手法が開発されているが、ここでの目的は精致な予測値ではなく、大まかな傾向値を示すことができれば、計画樹立のための有用な情報となると考えられる。

当手法は、年齢階層間の移動の際の生残率を用いて各年齢コーホートごとに農家人口を推計し、さらに農業就業人口を推計する手法である。予測のための前提条件の主なものは以下のとおりである。

- ①年齢階層（世代）毎の農家人口の増減（生残率）は、趨勢的に一定である。
- ②出生率は、適齢期の女性人口に比例する。
- ③農家人口に対する世代毎の農業就業人口の割合（シェア）は、一定の趨勢値（トレンド）を示す。

つまり、農家人口の趨勢に基づき、一定のシェア・トレンドをもつものとして、農業労働力を予測する手法である。ここでは、1995年のセンサス数値が得られないため、1985年→1990年を基準年次として、1995年を予測し、さらに同じ趨勢で2000年まで推移するものと仮定して予測値を算出した。予測値の適合性を検証してみる。得られた1995年の「予測値」では、東川町全体の農家人口の予測値は2,642人である。1994年「北海道基本調査」では2,775人となっており、1990年からの4年間に10%減少していることからさらに1年間の減少率を加味すると1995年における推定農家人口は2,699人となる。推定値に比べ減少のテンポはやや緩やかとなっているが、コーホートによる予測は、農家人口の減少をほぼ表している。

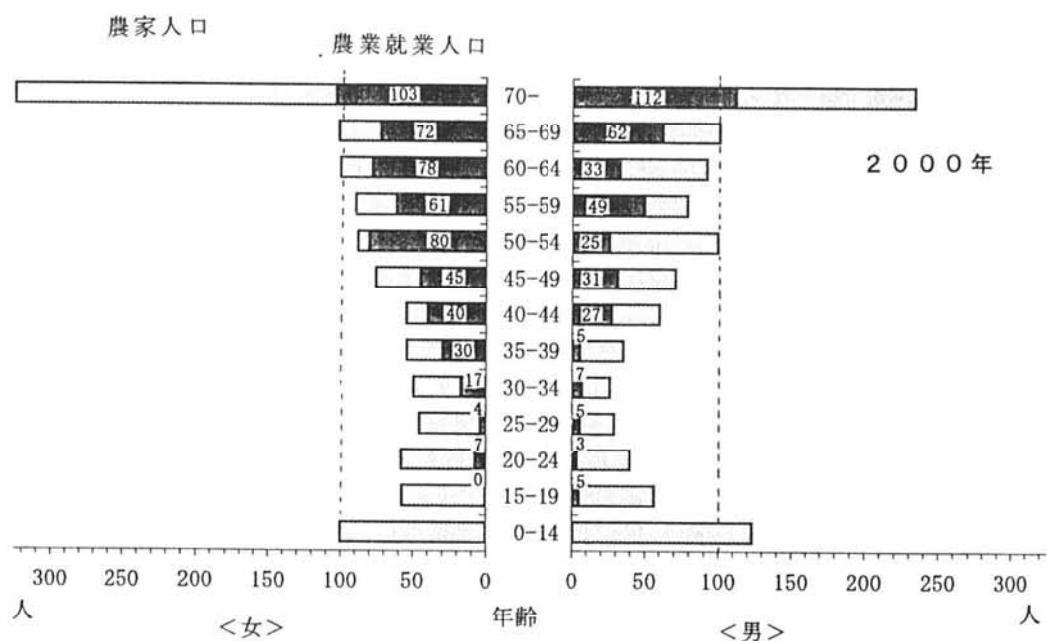
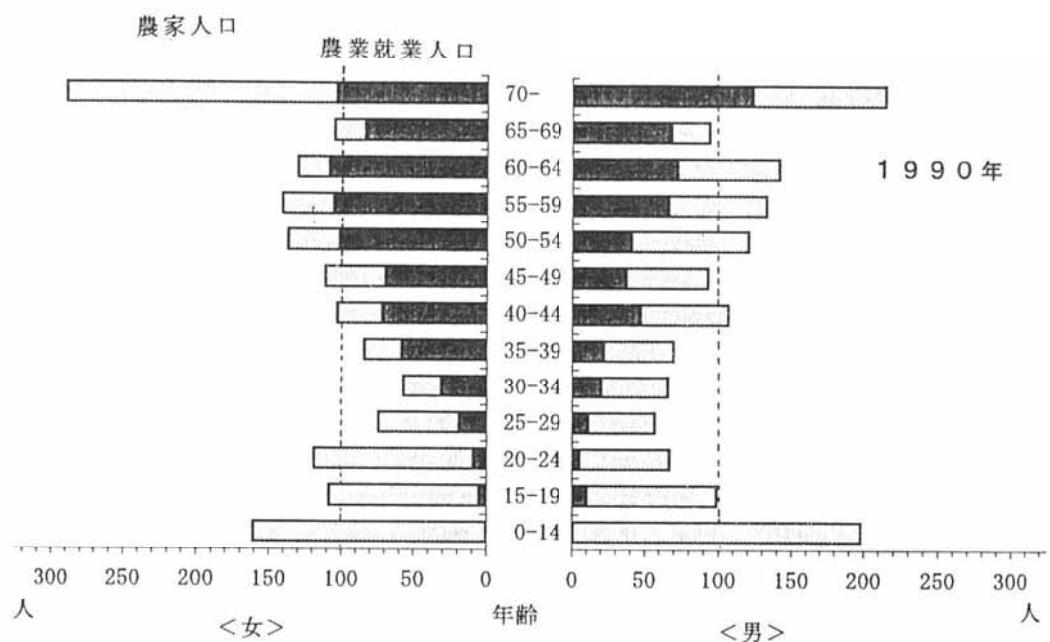
2000年における農家人口ならびに農業就業人口の予測結果を図IV-1に示した。農家人口の推移をみると、1990年センサスでは3,082人に対し、予測値では2,252人となり、27%にのぼるの減少率が予測される。さらに、農業就業人口の予測値を見ると、1990年における1,284人から2000年には903人と30%の減少が予測される。なかでも男子農業就業人口は、522人から365人へと減少し、とくに60歳未満の男子労働力は1990年の259人から156人へと大幅な減少が予測される。男子農業労働力の58%が60歳以上の人によって支えられることになる。もとより、これは過去の趨勢値からの予測にすぎない。しかし、農家人口の減少が避けられないとすれば、農業就業人口の比率を世代ごとにどう確保していくか、が問題となろう。つまり、趨勢が加速化するか否かは、的確な農業振興方策とその実行に深くかかっている。

### 3) アンケート調査からみた今後の意向

アンケート調査結果によれば、経営主60歳以上で、農業後継者が「いない」農家の水田面積シェアは15%であり、「どうなるか分からない」農家の4%を含めると、約20%の水田がこうした農家で占められている（表IV-2）。一方、同じくアンケート調査で、「経営面積を縮小」ないし「離農する」農家の経営面積は、それぞれ3.3%、6.3%であり、近い将来6～10%の農地に対する何らかの対策が必要であろうし、長期的には、農業労働力の減少と相まって、農地をいかに管理していくかといった視点が、東川においても重要な要素となっている。

一方、規模拡大の意向をみると（表IV-3）、81戸（回答農家数の17%）の農家が今後5年間に「拡大したい」と回答しており、これら農家の拡大希望面積のトータルは、ほぼさきの「縮小」「離農」意向農家の経営面積に見合った面積となっている。ここ5ヶ年というタームでみた農家の意向であるが、町全体としてみた農地の需給は量的には均衡している。しかし、これを集落別に見ると（図IV-2）、縮小意向の強い地域と拡大意向の強い地域の偏在が指摘されよう。こうした予測される農地の地域内需給バランスが、どう現実化するかは今後の問題であるが、集落を越えた農地の移動が広範化する可能性が存在している。農家調査においても、この間規模拡大を図ってきた農家から、換地・交換分合の希望が出されるなど、拡大に伴う耕地の分散が問題視されている。

さらに、土地条件によっては今後受け手のいない農地が析出される可能性もあることも、これらの図は示している。東川町では第一次構成以降いち早く水田基盤整備に取り組んできた経緯があり、暗渠排水の再施工による経常的な土地改良が必要とされている。圃場条件自体は、下層にレキ層を含み、さらに山つきを中心に排水不良田が広がっている。こうした圃場条件の改善が、借地展開にとっても重要な課題となっている。



図IV-1 年齢別の農業就業人口の予測（コーホート・シェアトレンド法による）

表IV-2 農業後継者の有無別にみた水面積シェア

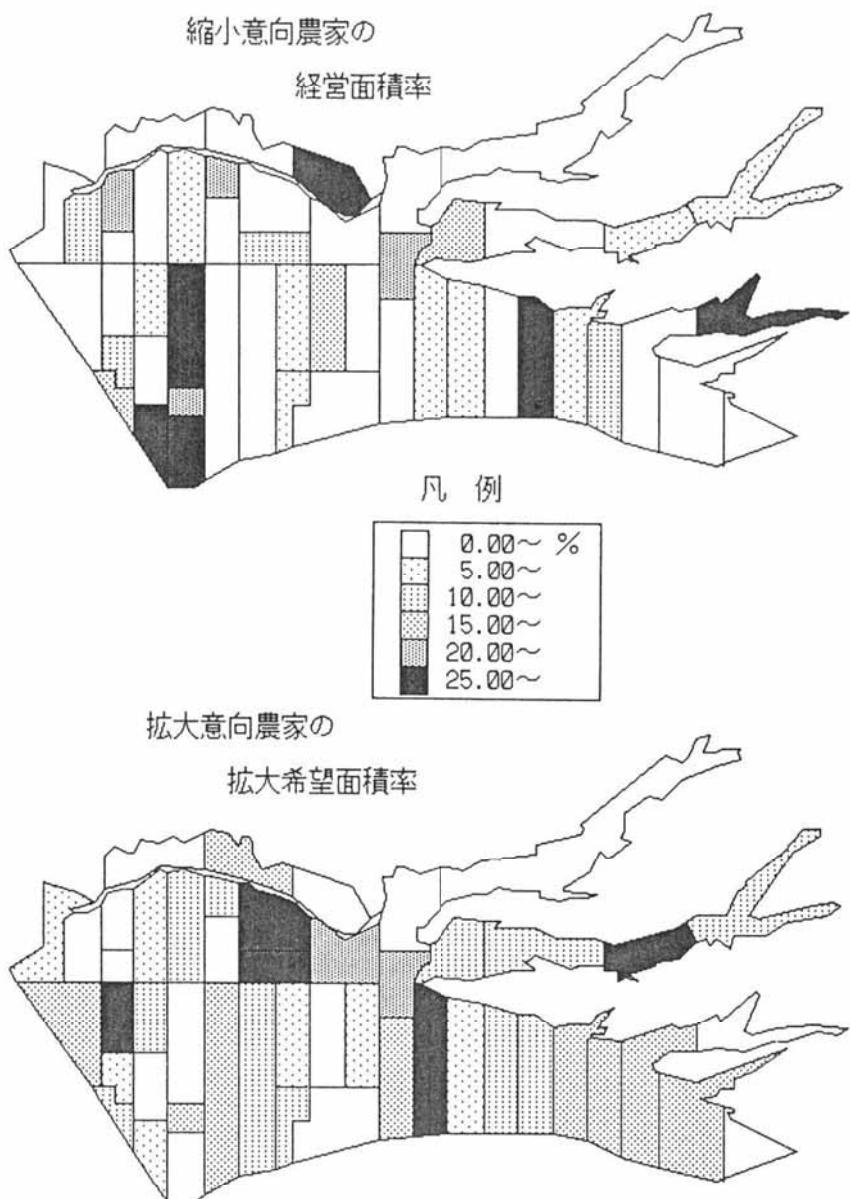
経営主 の年齢	農業の後継者				(%) 計
	いる	いない	どうなるか 分からぬ	N.A.	
16~29歳	—	0.2	0.4	0.2	0.8
30~39歳	0.7	3.4	7.0	0.1	11.2
40~49歳	4.8	11.5	14.5	0.5	31.3
50~59歳	5.3	20.0	8.2	0.7	34.2
60~64歳	1.0	7.8	2.2	0.5	11.5
65~69歳	0.1	3.1	1.6	0.1	4.9
70歳~	0.6	3.8	0.8	0.1	5.3
N.A.	—	0.7	0.1	—	0.8
計	12.6	50.5	34.7	2.3	100.0

注：アンケート集計による

表IV-3 規模別に見た拡大意向農家の希望面積

経営耕地	あとどの程度拡大したいですか							(戸) 計
	1ha 程度	2ha 程度	3ha 程度	5ha 程度	7ha 程度	10ha 程度	15ha 以上	
1ha未満	—	—	—	—	—	—	—	2
1~3ha	—	3	2	—	—	—	—	5
3~5ha	—	1	4	3	—	5	—	13
5~7.5ha	1	2	7	8	—	1	1	20
7.5~10ha	2	3	2	4	1	—	—	12
10~15ha	—	—	7	3	2	1	3	16
15~20ha	—	—	—	3	—	—	—	3
20ha以上	—	—	—	3	—	3	1	7
N.A.	—	—	—	—	—	—	—	3
計	3	9	22	24	3	10	7	81

注：アンケート集計による



図IV-2 集落別にみた農地の需給（アンケート調査結果より）

注：1) 集落構成員の經營耕地面積に占める縮小・拡大面積の割合  
2) 縮小面積は便宜的に以下のように求めた。

$$\text{縮小面積} = \text{離農意向農家の經營面積} + \text{縮小意向農家の經營面積} / 2$$

### 3. 中核的担い手の現状

#### 1) 水稲作をベースとした複合経営

『ステップ・アップ 100』で提起された三本柱（水稲＋ハウス＋露地）の経営内容も変化してきている。一つは重量野菜から茎葉菜主体の軽量野菜への転換であり、もう一つは、ハウス重点への移行傾向である。

集落調査を実施したA・B集落における野菜導入状況を表IV-4に示した。

A・B集落では、品目構成に若干の相違はあるものの、導入野菜の品目数はきわめて多品目にわたっている。多品目化傾向は、個々の農家レベルでもみられ、例えばA1農家ではダイコンを主体に、ニンジン・エダマメ・ホウレンソウ、A2農家では同じくダイコンを主体に、カボチャ・ホウレンソウ・レタス等を作付けており、雇用労働力に依存した大規模複合経営としての展開をみせている。他方、中間階層はかつての露地野菜から、次第に施設野菜に重点を移した経営に移行している。また、対極にピーマン・スィートコーンといった軽量野菜を主体とした高齢農家群が存在する。なかでも、高齢農家のピーマン導入年次は比較的古く、かつての野菜導入の担い手層が、経営移譲後も継続して野菜作に取り組んでいる。

露地野菜の場合、時期的に集中する労働ピークに対し、雇用労働をいかに確保するかが重要となる。稲作との関連では、ダイコンの収穫と稲収穫の競合が指摘されている。雇用労働の調達では、A1農家が旭川の斡旋業者を通じて、A2農家は個人的つてによって4～6人の通年的雇用労働を確保している。こうした雇用労働力の通年的確保のためにも、多品目化が指向される傾向にある。

また施設野菜では、播種時期をきめ細かく調整すること等によって、作業構造を平準化する努力が行われているが、個別経営内での対応が中心となっている。

いずれも、労働の強度が問題視されており、また稲作との時期競合の問題は必ずしも解決されていない。

こうした営農問題を抱えているのに対し、地域支援の方策については、ほとんどの農家で「総論賛成」の部分が大きい。具体的運用となると必ずしも全体の合意が得られるわけではない。例えば、軟弱野菜のパッケージセンターによる共選化についても、調製・出荷にかかる省力化効果は共通認識されているものの、省力された労働をどう振り向けるか、いわば作業の外部化とともにそれに伴う経営組織の再編が見通されなければ、経済的メリットは発揮されない。とくに高齢層・主婦層も野菜生産において重要な役割を担っており、こうした階層へのきめ細かな対応策を伴わなければ、施設の遊休化を生じることになりかねない。従って、作物別の生産部会を中心とする生産・販売対策だけではなく、経営タイプ別の対策、つまり経営政策の必要性がますます重要となっている。

表IV-4 東川町A、B集落における野菜導入状況

項目	農家 Code	経営面積 ha	經營年齢	収穫 人數	雇用 人數	地目	H.6	H.5	開始 年次	導入理由	問題点	今後の意向
アーティ	A1	19.5	43	500	水田	200	380	556	換金性・転作面積消化	10月になると所持と競合	施設投資がかかる(洗浄機・74-クリー)	出面が40代で若いのでできる
	A2	13.3	46	冬期	* 388 煙 水田	103 30	150		兄の成功を見て 9月出荷は値段がいい、	10日おきに50aづつ収穫、稻刈と競合する		
ニシソウ	A1	19.5	43		水田	30	60	556-7	パートを使ってる(10/末-11/上)	稻刈り多くてタイガ/收穫できない、	跡薬草・ホウズキは山に豊かでいいた	風乾まで個人→造果場
	A2	13.3	46	冬期	水田	10	10	H2 頃	タイヨウ・ニシソウのいや地回遊	温床跡		
地林・竹	A1	19.5	43		水田	100	67.3	H3			カボチャ→小豆→スイートコーン	夏の灌水作業が大変で稻と競合
	A2	13.3	46	冬期	水田	300坪	300坪					
野菜	A3	10.3	48		水田	50	50				JAの勤め →スイートコーン目的	昨年暴落(8/1-10)→10月取りに変更
	B3	3.5	57	通年	畑	4	4					
玉葱	B3	4.9	61		水田	-	-	H2			JAが悪いとビーフは手がかかるので	栽培が一番問題・共同の野菜がうまくいけば力を入れる
	B4	13.3	46	冬期	畑	3	3	-				
ナス	B3	4.9	61		水田	19	-	H6			連作障害が心配で移設を計画中	高齢でもできる・価格も比較的安定
	B2	5.0	51		水田	4	-	S59				
トマト	B5	4.5	61	通年	水田	?	-	9	カボチャ→小豆→スイートコーン →トマト→スイートコーン→エンコウ		妻の具合が悪くビーフは手がかかるので	妻が以前は野菜3~4年作付
	B6	3.5	57	通年	畑	?	-					
トマト	B9	0.3	63		水田	?	-	H6			去年植段が良かったので	妻が出面に出るなら... 所得も良さそう
	B11	0.1	65	通年	水田	5	-					
アーティ	B4	4.9	51	夏期	水田	17	-	H6			定植と稻の播種作業が競合	連作障害が心配で移設を計画中
	B1	0.1	65	通年	水田		-					
レタス	B3	4.9	61		水田	500坪	500坪	S62	当時農協理事・学資資金		高齢でもできる・価格も比較的安定	妻が先駆的に導入
	B2	5.0	53		水田	90坪	90坪		育苗委託・水稲との組み合せ可能			
レタス	B5	4.5	61	通年	水田	218坪			10~15年 米価下落・2年間手伝いについて		妻が出面に出るなら... 所得も良さそう	重畠野菜が減ればもっと拡大
	B9	0.3	63		水田	63坪			20年前			
レタス	B10	0.2	68		水田	1000本	-		20年前		出面使える	虫害との闘い、 1-2回
	B11	0.1	65	通年	水田		-		妻が出面に出るなら... 所得も良さそう			
カボチャ	A1	19.5	43		水田	延5560坪	延210坪	S56-7	換金性・作り易い、 助成でハウス立てる →スイートコーン		虫害との闘い、 1-2回	今年安いので1作に留めたい、 収穫
	A2	13.3	46	冬期	水田	690坪	690坪	H1	温床の有効利用			
カボチャ	A3	10.3	48		水田	?	300坪				カボチャ・小葱	今年2~3年→3年→4年
	B1	14.2	42		水田	344坪	344坪	H4				
トマト	A2	13.3	46	冬期	水田	66坪	66坪				カボチャ・小葱	今年2~3年→3年→4年
	A2	13.3	46	冬期	水田	200坪	200坪					
トマト	A3	10.3	48		水田	?	200坪				カボチャ・小葱	今年2~3年→3年→4年
	B3	4.9	61		水田	-	-					

\* 印は他作物を含む人数

表IV-5 調査農家の経営概況・今後の意向

農家 番号	経営 耕地 ha	借入 京度数	経営主 年 齢	後継者 年 齢	年 輪 養菜	年 輪 転出 ○他出 ? 31 キヤーカ	水田 a	水稻 a	品種 ?7397	畠地・畑作 a	施設野菜 坪	規模过大等、今後の意向		センターに対する期待
												年 輪 養菜	年 輪 転出 ? 31 キヤーカ	
C1	31.2	28.0	7	1	53 冬・クリー ○	?	3,124	324	0% そば	2,800	a	耕作獎励金なくなれば 耕作転換作地はやめる		
C2	22.3	12.0	7	3.5	35 ○	33 ○	12 小6	1,413	1,413	35% 大根 キヤウ アロコロ	330 花ヨリ 100 野菜育苗 100 小豆	510 18haが境界 185 条件の良い所に 土地を替えたい	土地の交換分合	
C3	17.5	10.3	7	4	39 冬・クリー (11-2月) ○	38 ○	15 中3	1,752	1,623	68% 小豆	120	今年から計画したが価格 低迷で作付けを見合わせ いたれ野菜も手がけるつもり	農協のリース事業やれば 過剰投資もなくなる	
C4	15.9	10.0	5	2	56 ○	51 ○	24 キヤーカ 整備工	587	445	66% 大根 シソ 玉葱 アロコロ	360 18ha 85 キヤウ 80 キヤウ 135 キヤウ 35	320 ?	高齢化・後継者問題で 過剰化対策が必要 畑地で荒廃が多い。 きちんととした経営対策を	
C5	14.1	2.6	7	2	46 ○	43 ○	(16) (高校)	1,414	1,181	95% トマト	150 ドト	152		
C6	13.0	2.7	7	2	46 ハウス ○ 工事請負	42 ○	11 小5	1,298	1,100	55% キヤウ	34 野菜育苗 おレツウ	320 募集の説明よりも運営指導 できれば20haも夢ではない 不採用栽培に期待	農地の除草よりも運営指導 をきちんとすべき 過剰投資の回収策が必要	
C7	12.2	5.1	4	2	50 ○	44 ○	(19) (大学)	1,221	1,079	72% 人参	132 キヤウ リス ミルク	100*4回 基本的予定なし ? ?	高齢者の対策	
C8	10.4	3.6	4	2	48 冬・運送 (11-3月) ○	41 ○	12 小6	1,044	869	56% トマト 枝豆	146 ポジ 30 キヤウ	100 あと1haほど借りたい		
C9	7.8	4.0	4	2	46 ○	41 ○	780	753	88% 長葱	3 小松菜	60*3回 損合经营でどちらに転ぶでも 大丈夫なようにする	条件不利地を克服させない 受託組織は新規参入までの 一時的管理		
C10	7.7	1.6	2	2	59 ○	59 ○	(33) (札幌市) トラック運転	771	671	63% 人参	70 キヤウ 軟白葱 小葱 ヒーブ	100*4回 200 60t 60t	設備投資を抑える	
C11	7.6	1.9	6	2	51 ○	47 ○	(23) (名寄市) 中学校教師	766	710	80% レタス 蔓地葱 小豆	25 キヤウ 5 小松菜 20 春菊 37	200 200 200 200	特に作業機の機械リース 短期の雇用労働力を 何とかしてほしい	
C12	6.7	-	2	2	58 土建・廻川 (6-12月) ○	55 ○	(31) (東川) 役場	667	570	? 人参 レタス 蔓地葱 小豆	25 キヤウ 5 小松菜 20 春菊 37	4,5回 200 200	減反以降は規模拡大を中心 耕作とその兼ね合いでの作目構成 ・規模の変更もあり得る	
C13	6.1	1.4	7	5	44 ○	42 ○	(?) (農業大学)	614	539	62% レタス	450 間作を拡大するだろう 延300	延500	後継者が就農すれば 耕作を拡大するだろう	
C14	5.4	0.9	5	3	48 ○	45 ○	54 (27) (金沢市) 季節工 ○	543	511	59% 玉葱 小豆	10 ヒン 10 キヤウ ? ヒーブ	200 200	バケツ・セメントの利用度低い 若い人の農地販売で かえて過剰經營を	
C15	3.7	-	2	2	54 ○	369 ○	333 97% トマト レタス	369	333	97% トマト レタス	520 ?	520	耕作運営が受けられない センターアーあつた方が 財産管理で安心できる	

年齢欄の○印は基幹的農業從事者

表IV-5は、農協生産部会を中心とする代表的農家を選定し、経営概況および今後の拡大意向・地域支援方策についての意見をとりまとめたものである。

いわば、東川における典型的な経営類型を代表する中核的農家であるといえる。従って、経営形態も多様であり、大規模階層では〔I〕そばの借地拡大を図っている経営（C1）、〔II〕畑作露地野菜を主軸とする経営（C4）、〔III〕稲作の規模拡大を図りながら露地野菜（一部、施設）を導入している経営（C2、C3、C5～C7）、中規模階層では〔IV〕水稻をベースとしつつもハウスでの軟弱野菜生産にウェイトをおいている経営（C8～C15）、に大きく分けられよう。さきの集落の農家構成に従えば、〔III〕、〔IV〕はそれぞれ大規模稲作、中規模複合経営に対応する形態である。これら二つの類型について特徴的な点は、さきの集落構成でみたように10ha以上の水稻作付農家〔III〕においても露地野菜等の導入が図られており、一定規模に達した段階での省力化対応（農地の集団化、土地改良等による作業能率の向上等）が求められている。他方、〔IV〕類型については、ホウレンソウ・ピーマン・小葱等の労働集約的な作物のウェイトが高くなり、経営規模はおおむね現状維持傾向を示している。

いずれにせよ、雇用労働力の確保、とくに前者では水稻の播種・移植、露地野菜の間引・収穫等の時期にスポット的雇用の需要が高い。作業の外部化条件が整えば、作目構成も大きく変わってくるものと思われる。

## 2) 大規模稲作専業経営

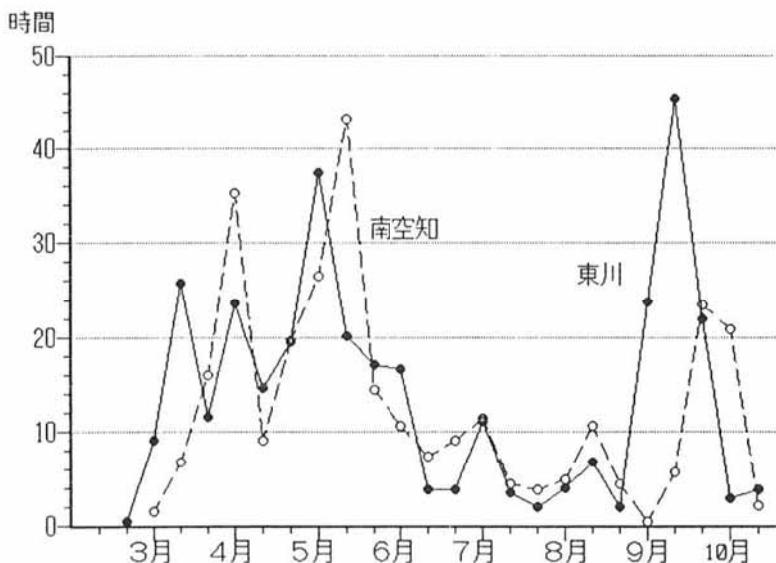
現行の移植体系のもとでは春作業工程がネックとなっており、夫婦二人の労働力構成を前提にすれば、水稻作ではほぼ17～20haが限界規模とされており、東川の土地基盤条件を加味すれば、15ha程度と考えられ、大規模農家の現状をみると、ほぼ達成段階にあると考えられる。稲作専作を前提にすれば、一時的に発生する労働ピーク（とくに播種・田植期、収穫期）に対し、短期的雇用を含む労働力の調達が重要となる。

尚、留意すべきは、稲作作業の著しい季節性である（図IV-3）。東川町で策定された「目標営農類型」での稲单作経営でも15ha規模が想定されている。旬別の作業時間を見ると、春・秋作業時期に著しい労働ピークが形成され、この期間に大面積を処理するすれば、より一層の機械装備の高度化と大型化が求められ、かえってコストの上昇を招く危険性すら生じることである。

とくに、前出の表IV-3にみるように一挙に10ha以上の規模拡大を企図する農家も散見される。しかし、その場合もたんに農地の斡旋に急になるのではなく、規模拡大に伴う新たな機械・施設投資に対するリスク負担をどうするか、といった経営対策が伴わなければ経営破綻を招きかねない危険性をはらんでいる。経営が安定化するまでの助走期間については、過剰投資にならないような配慮が不可欠である。

あるいは、むしろ何らかの複合部門をとり入れることが可能であれば、労働の平準化が

凶られ、稲作部分で負担すべき実質コスト圧の軽減につながりつつある。さきにみたように、いくつかの経営でそうした取り組みがみられ始めている。今後の経営の安定的展開を図る上でも、経営の複合化方向を基本に経営対策を構じる必要がある。



図IV-3 旬別にみた一日当たり稲作労働時間

注：1) 東川は「東川町目標営農類型」（1994年作成、15ha規模）  
 2) 南空知は、稲作面積 16ha 経営  
 (仁平：北海道における稲作作業構造と限界規模、北農試研究資料43, 1991)

#### 4. 稲作生産システム化の課題と方向

##### 1) 地域支援システムのあり方をめぐって

今後とも、三本柱を軸とした複合経営の確立が重要となろう。東川町では、他町に先駆けた実績をもっている。しかし、さきに見たように、農家構成が以前にも増して多様化してきているのが現状であり、さまざまな構成・意向を前提としたきめ細かさと同時に、重点化方策が必要である。

地域支援システムの核になる「農業センター」に対する期待をさきの表IV-5によってみると、生産部会等の代表者という性格もあり、地域農業の維持・管理をいかに構想するか、といった視点から問題提起がなされている。とくに高齢化に伴う農地の荒廃化（条件不利地を含めて）に対する懸念、逆に規模拡大意欲のある若い人への農地斡旋が「過重経営」を招くことへの懸念等、農地の維持・管理に関する要望が出されている。これまで、農地の移動、維持・管理については個別の対応が中心であった。離農跡地の取得（貸借）による経営規模拡大によって問題は表面化しなかった。しかし、高齢化が加速化される中

表IV-6 水田の透水性改善策と落水時期

農家番号	基盤整備	透水性改善 暗渠排水	落水時期			農家番号	基盤整備	透水性改善 暗渠排水	落水時期		
			93年	例年	決定方法				93年	例年	決定方法
A 1	S46	S.49 60a	8/14	8/24・5	出穂-開花後10日	C 2	S42	S.57自宅周辺 今年秋実施(60a)	8/13	早めに落とす 透水性の悪い田	
A 2		希望有り 小規模、時々実施	8/20	8/20	出穂初期 花咲く頃走り水	C 3	42	7,8年前再整備	8/20		
A 3	45	あぜ下のみ	9/10	8/25	刈取り10日前	C 5			9月	7/末 少し実が入ったら	
A 4		5年前 補助金利用	8/15	8/25・6	実入り良く	C 6	44	自己資金6割済 地域営農補助			
A 5	20年代		9月末	9月初	実が入ったら	C 7	42	自作地水はけ悪い よも外的に暗渠	8/20	お盆 収量を考え遅く 仕事とれば早く	
A 6	44	なし	お盆	お盆	秋ヶタガタガになる	C 8	41-42	全部	8/20	町平均 登墾期終了まで水 より遅い 遅いと秋作棄	
B 1	3年前 借地 20年前		7/25	7/20	半分開花ころ	C 9	45-49	水田の乾き良	8/25	8/25	
B 2	48	10年前一度	8/7-10	7/末	遅ければ以降入れず	C 10	38		8/初	8/10 とめばそろったら	
B 4	41	基盤整備後の翌年 14枚中6枚	8/10	同じ	天候を見 回りに習う	C 11	39-40	悪条件の所ダメ	9/5	8/25 穏かがみ時期 間断落水	
B 5	48	S.49部分的に直す 1枚の田3本	8/15	20日頃	穗が垂れると走り水 の時も 豊作の時2-3回	C 12	39	S41年部分的に施工 以降してない	8/15	8/15 秋作棄に影響 早めに切る	
B 6	45	なし	8初	8/10	青米避け 早めに水切る	C 13	39	転作田12年前 再暗渠	8/中		
B 7	50	H5年1,2施工	8/20	8/10	穂揃い20日後落水 後走水2-3回	C 14	43-45	やってよかった 粘土地:やり直し			
B 8		以降暗渠なし			8/中落とさないと 作業時かかる	C 15	48	20a区画のものに	8/31	同時期 できるだけ遅くまで 機械のこと考えない	

では、地域的な支援方策なしには条件不利地を含めた維持・管理が困難になってきていると認識されている。

排水改良等の土地基盤条件の改善方策も、重点化項目の一つである。

経常的土壌改良について表IV-6 にとりまとめた。水田の透水性改善の一つとして、暗渠排水の施工状況をみると、基盤整備以降、「地域営農加算」による補助を含め部分的に実施されているものの、全体としてみれば個々の農家によって実施状況にばらつきがみられる。圃場管理の一つのポイントである落水時期をとってみても、7月～9月の幅に分散している。土壌条件の差によるバイアスはあるものの、圃場管理における個別差が大きくなっていることを示している。とくに1993年（平成5年）冷害では、早期落水ほど収量低下を招く傾向が見られ、営農管理上の重要なポイントとなっている。

条件不利地は、こうした圃場管理にかかる過去投資の有無とも結びついており、地域的な広がりをもった土壌基盤の改善が必要となっている。地域支援システムは、地域の農地の維持・管理をベースにしつつ、作業受託をあわせて行う「農業センター」として構想される必要があろう。

## 2) 安定生産・販売対策をめぐる

特栽米契約に見られるように、消費者との「顔の見えるつきあい」が重要となっている。しかし、一方で消費者としても必ずしも食文化を形成しているわけではない。反響と反動が交錯しているのが現状であろう。そうした中で、消費者との交流を前提に考えるのであれば、「東川」共通のイメージ（アイデンティティ）の確立が必要となろう。いわば、イメージをいかに商品にのせるかであり、そのためには野菜を含めた共通のイメージ戦略をどう考えるかが重要であろう。

東川町における特別栽培米への取り組みは、1993年（平成5年）冷害を契機に本格化した。1988年（昭和63年）に、2名で発足した有機農業研究会がその母体となっているが、1994年（平成6年）には会員数82名、栽培面積も240haに拡大されている。

栽培基準を表IV-7に示した。現在、無農薬・無除草の「無農薬米」生産農家は3戸で

表IV-7 平成6年度特別栽培米の栽培基準

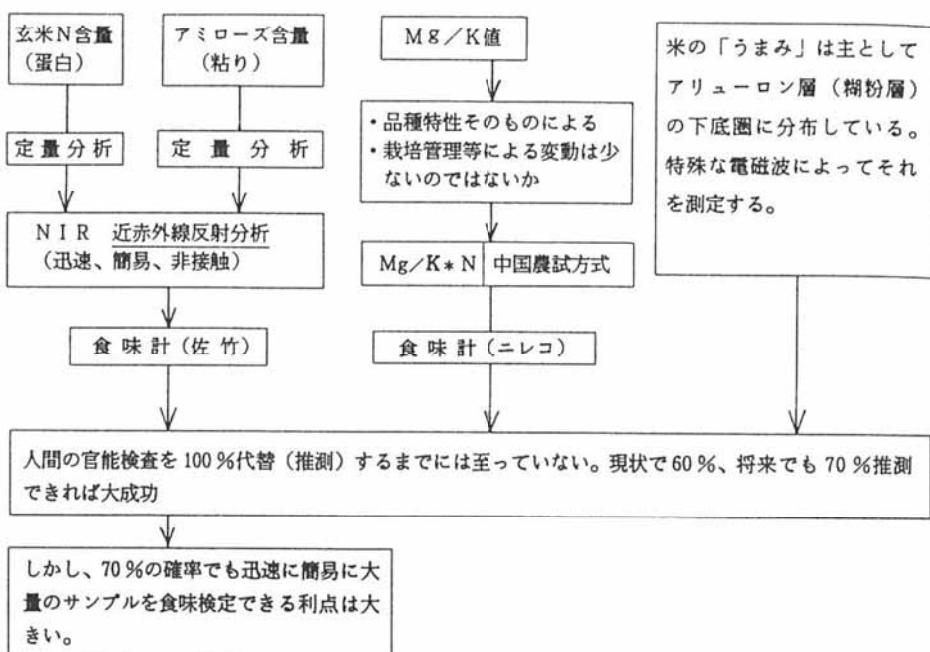
	有機無農薬米	有機減農薬米																																	
堆肥	完熟堆肥 1,000kg以上 生わらのすきこみをしない	完熟堆肥 1,000kg以上 生わらのすきこみをしない																																	
施肥	有機質肥料 重量 100% NPK(有機態) 100%	有機質肥料 重量 65%																																	
肥料		<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>有機</th> <th>施肥量</th> <th>N</th> <th>P</th> <th>K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機入BB222</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>発酵鶏糞</td> <td>100</td> <td>30</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>ペレフィッシュ</td> <td>100</td> <td>20</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>100</td> <td>8.0</td> <td>7.9</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table>				銘柄	有機	施肥量	N	P	K	有機入BB222	30	50	6.0	6.0	6.0	発酵鶏糞	100	30	0.8	0.8	0.3	ペレフィッシュ	100	20	1.2	1.1	-	計	65	100	8.0	7.9	6.3
銘柄	有機	施肥量	N	P	K																														
有機入BB222	30	50	6.0	6.0	6.0																														
発酵鶏糞	100	30	0.8	0.8	0.3																														
ペレフィッシュ	100	20	1.2	1.1	-																														
計	65	100	8.0	7.9	6.3																														
防除	農薬による病害虫防除は一切行わない。	できるだけ農薬による病害虫防除を行わないようにする。病害虫の発生予察を行い、どうしても必要な場合は、消費者の理解と同意を得て行うものとする。空散防除は行わない。																																	
除草	除草剤による除草は一切行わない。アイガモの利用及び手・機械除草とする。	除草剤の使用は一回だけとする。																																	
		別紙の作業・生育日誌の記録を行う。 圃場環境の美化に努め、畦畔にはハーブ花等の植栽を行う。																																	

(東川町有機農業研究会)

あり、篤農家的技术を要する。「減農薬米」生産が主流となるが、慣行栽培での施肥設計一つとっても、窒素換算で7～12kgの間に分散しており、分散度は大きい。土壤条件等の地力差にも起因するが、生産過程での差別化商品であることの認識が農家に浸透するのは、これから課題として残されている。

いま一つは、良食味米をめぐる生産対策である。これまでの、外観重視の「1等米」生産のみならず、良食味生産対策の重要性がますます重要となってこよう。良食味生産では窒素減肥等の重点事項はあるが、栽培技術との関連では試験場レベルでも、未解明なところが多い。土地条件・栽培管理にかかる食味に関する要因の解析が必要となろう。「食味計」による簡易測定法も大量のサンプルの迅速処理という点で利点が大きい。ただし、食味計そのものは「食味官能」の6割程度を説明するにとどまることも留意が必要である（図IV-4）。つまり、販売対策（均質な米の調製）としての有効性は高いが、それ以上の期待は慎重に行う必要がある。

特別栽培米にみる「大雪清流物語」というブランド化は「東川」イメージ戦略を打ち出す上で、共通のベースとなり得よう。これをベースに、さらに他の重点化作物に拡げながら、総合的な産地づくりを展開させる必要がある。



図IV-4 米の食味推定法の考え方

注：九州農試「九州産米の飛躍的向上に向けて」（1991）より引用

## 備 論 東川町における小額共済の機能

1993年、わが国稻作は記録的大冷害に見舞われた。東川町もその例外ではなく、甚大な被害が発生している。水稻共済は農家のこの莫大なる収入減を補償したこと、新規負債の抑止と農業経営の存続に極めて重要な役割を果たしたといえよう。しかしながら、農業経営は継続的なものであり、災害年のみの機能に注目することは適当ではない。ある一定のタームにおける機能の分析が必要となろう。東川町の農家にとって水稻共済は実際にどの程度の機能を果たしているのであろうか。次節以降で、上川中央NOSAIのデータとともにこの課題を明らかにし、今後検討されるべき課題と方向についてふれることとする。

### 1. 東川町の水稻单収と被害

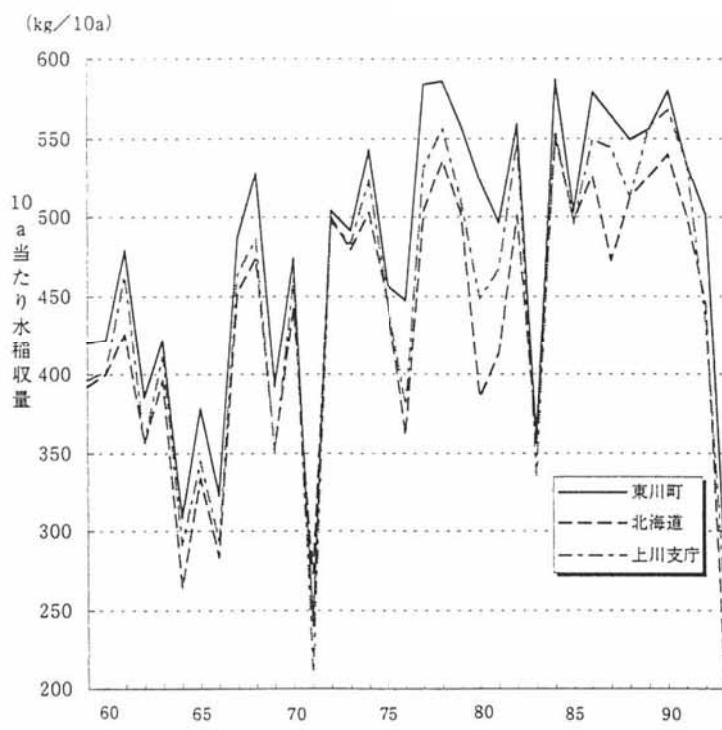
#### 1) 東川町の水稻单収の動き

東川町の水稻单収の推移を図補-1に示した。この図によれば、東川町の单収は常に北海道平均の水準を上回って推移している。また、北海道の中核的稻作地帯である上川支庁の单収平均と比較してもなお高く位置しており、東川町の水稻は極めて高い单収水準を維持してきたといえよう。单収が低く落ち込んでいる年は、ほぼ全道的な傾向と一致しており、東川町の主たる災害はやはり冷害である。近年の災害頻度に関していえば、70年代から80年代前半にかけて冷害が頻発したことで、单収変動は非常に激しくなっている。ところが、80年代半ばから93年の大冷害以前までは収量は比較的安定しており、大きな水稻被害は発生していないということが特徴として指摘できよう。

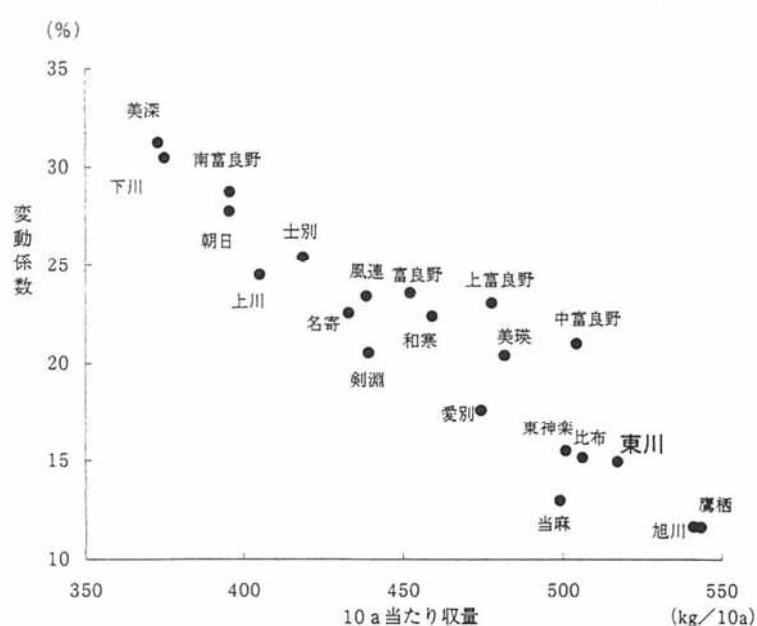
#### 2) 上川支庁における東川町の水稻单収

次に最近20年間（1974～1993年）における水稻の平均单収とその変動係数を上川支庁の市町村と比較する。図補-2を見ると、東川町は上川支庁の中でも单収は高水準に位置しており、さらにその変動係数は低い部類に属している。東川町稻作は单収に関していえば極めて「高位安定的」であるといえる。

单収は高位安定的であり、相対的に「自然災害には強い」と見える東川町稻作に対して、水稻共済は実際にどのような機能を果たしてきたのであろうか。節を改めて検討していくこととする。本分析においては水稻共済の機能を災害補償効果のみに限定し、掛け金や共済金などのNOSAIデータの差引によってその効果を判断する。しかしながら、品種選択、作物選択、新規投資などのような農家の経済行動には「いざというときには共済がある」という保険的意識が内在している可能性は否めない。共済の機能とは災害補償効果のみにとどまらず、その他に間接的な効果が存在しているということには十分な注意が必要である。



(資料) 「北海道農林水産統計年報」より作成。



(資料) 「北海道農林水産統計年報」より作成。

## 2. 水稲共済の災害補償効果

### 1) 東川町における災害補償効果

表補-1は1974~93年の20年間における東川町の水稲共済掛け金、共済金の額を示したものである。表の1戸当たり差引は339万円となっているが、これは受け取った共済金の合計が支払った共済金の合計よりも339万円ほど上回っているということを示している。平年、災害年を平均すれば毎年平均17万円ほど共済金の受給額が掛け金の額を上回っていたという計算になり、災害補償効果は明らかに有効といえる。1993年の共済金の額が他の年に比べて極めて多額であることから、1993年を除く19年間において同様の計算をしてみると1戸当たり差引はプラス85万円となっておりやはりその効果は有効であったといえよう。

農業共済制度には共済掛け金・共済金の他に、農家が共済事業運営費を一部負担するという共済賦課金（以下「賦課金」とする）、また共済金が一定期間に定額に満たないときにその差額分が農家に支払われるという無事戻し金がある。賦課金は掛け金・共済金・無事戻し金とは性質を異にするものであるが、この賦課金の徴収は掛け金と同時に行われるため、農家側からは掛け金と賦課金が明確に区別されていないように思われる。そこでこれらの4項目で共済差引を計算すると（注1）331万円となっており、やはり災害補償効果は有効であるといえよう。

前述の通り、災害頻度には時期的な差が存在したことから表補-1のような時期区分を行った。1976~1983年の8年間には3度（76、80、83年）の冷害発生によって共済差引がプラスで現れている年があるのに対して、それ以降の8年間（1984~1991）は特に大きな災害が発生しなかったことから共済差引は全てマイナスで現れている。ところがその後の1992、93両年の連続冷害によって、水稲作付農家は高額の共済金を受給することになった。そこで、1976~83年を「冷害多発期」、84~91年を「安定期」、92~93年を「連続冷害」とよぶこととし、それぞれの局面における災害補償効果を検討する。

表補-2にそれぞれの期間における共済差引を示した。この表によれば、冷害多発期には1戸当たり差引はプラス119万円となっており、共済金受取率も300%を上回っているのに対して、安定期には逆に大きくマイナスとなっている。また、受取率は12%であり、支払った掛け金の1割程度しか共済金を受け取っていないという計算になる。連続冷害では、東川町の農家はわずか2年間で高額の共済金を受給し、1戸当たり300万円近い差引プラス、1000%を超える受取率となっている。

20年という長期タームでトータルすれば、東川町における水稲共済の災害補償効果は明らかに有効であるが、時期によってはその効果に歴然とした差が存在し、必ずしもその効果が有効であったとはいえない時期も存在しているということが指摘できよう。この効果は災害の度合に影響されるものであるため、次に被害の程度の異なる東川町内の2地区を取りあげ、その効果を比較してみよう。

表補-1 東川町農家の共済掛け金と共済受取額

年 次 (年)	引受戸数 (戸)	引受面積 (a)	(A)		一戸当たり 差引(円)	(B)		(C)		(D) 無事戻し金
			共済掛け金	受取共済金		差引(円)	10a当たり 差引(円)	賦課金	無事戻し金	
1974	731	181,449	21,020	0	-28755	-1,158	7,193			
75	778	227,445	36,711	133	-47,016	-1,608	57,339			
76	814	264,184	47,521	361,066	385,192	11,868	70,308			
77	772	243,117	44,415	0	-57,532	-1,826	13,722			冷
78	782	223,688	43,451	0	-55,564	-1,942	70,525			害
79	771	222,619	52,016	0	-67,465	-2,336	82,789			多
80	748	196,493	45,679	71,627	34,690	1,321	14,037	6,112		発
81	734	184,590	45,659	937	-60,930	-2,422	17,723	4,160		期
82	718	192,559	46,901	3,771	-60,070	-2,239	18,593	56,913		
83	701	192,110	46,563	795,107	1,067,823	38,964	18,932	705		
84	711	206,610	49,857	0	-70,122	-2,413	19,763	411		
85	702	218,235	68,786	4,922	-90,974	-2,926	21,786	1,178		
86	681	209,042	78,306	1,090	-113,385	-3,693	21,601	138,059		安
87	673	200,408	74,515	10,432	-95,220	-3,197	20,825	19,145		定
88	653	200,277	62,064	295	-94,592	-3,084	20,229	2,541		期
89	632	199,873	58,211	0	-92,106	-2,912	19,455	75,892		
90	606	199,600	71,957	132	-118,523	-3,598	18,898	37,519		
91	580	197,142	69,967	49,385	-35,487	-1,044	17,770	198		
92	557	226,981	80,303	332,695	453,127	11,120	19,454	6,161		連続
93	537	244,230	86,513	1,448,663	2,536,592	55,773	21,462	2		冷害
合 計		1,130,415	3,080,255	3,389,684		82,641	414,497	232,912		
年平均		54,942	154,013	169,484		4,132	20,725	16,637		

(資料) 上川中央N O S A I 資料より作成。

注1) (A)(B)の単位は千円、(C)(D)の単位は円。

2) (C)(D)は一戸当たりの額である。

3) (D)の1979年以前はデータ欠である。

4) 差引=(B)-(A)

表補-2 各時期の水稻共済累計比較

			(円)
	一戸当たり差引	10a当たり差引	共済金受取率
冷害多発期 (1976~83)	1,186,145	41,385	331%
定期 (1984~91)	-710,409	-22,870	12%
連続冷害 (1992・93)	2,989,719	66,893	1068%

(資料) 上川中央N O S A I 資料より作成。

注) 共済金受取率 =  $\frac{\text{受取共済金の合計}}{\text{掛け金の合計}} \times 100$

## 2) X区、Y区における災害補償効果の比較

### (1) 基準単収・掛け金の地域差

東川町の中でも水系、あるいは土壌条件などの差により単収水準、あるいは単収変動の地域差が存在している。表補-3により、過去7年間の実績から算出されるNOSAIの10a当たり基準単収を比較すると、低い地区では516kg、高い地区では617kgにまで及んでおり（注2）、10a当たりで100kgもの差が存在している。また、共済掛け金は過去の被害率をもとに算出されるものであることから、同表の10a当たり掛け金が高い地区は被害率が高く、低い地区は被害率が小さいと考えることができよう。傾向としては、町西部の倉沼川左岸の地域（図補-3参照）は比較的単収が高く、災害年の被害率も相対的に小さいといえる。これに対して東部の、忠別川右岸地域は比較的基準単収は低く設定されており、災害年における被害の程度が大きく現れる地区であるといえよう。

### (2) 被害僅少地区（X区）、甚大地区（Y区）の比較

そこで本節では東川町の中でも水稻被害率が顕著に異なる2地区を事例として、その災害補償効果を比較することにする。事例としたのは今回の調査集落とは異なるX区、Y区の2地区である。X区は町の西北部、倉沼川左岸に位置しており、水稻の単収は高位安定的である。またY区は町の東部、忠別川右岸に位置する地区であり、単収は低位変動的である。

この2地区における共済差引を比較しよう。図補-4はX区、Y区における10a当たり共済差引の推移を比較したものである。Y区は災害年においてその被害の程度が大きかったことで、X区を大きく上回る共済金受給があったことがわかる。そこで前出の時期区分により比較を行う。まず冷害多発期に注目する。X区は76年と83年に共済金を受け取っているが、それ以外の年は共済金受給は無かった。にもかかわらず、表補-4によれば8年間で差引はプラス61万円という結果になっており、この時期においてX区の災害補償効果は有効であったといえる。またY区はその被害の大きさから差引はプラス170万ほどになっており、冷害多発期には両地区ともに災害補償効果は有効であったということができる。

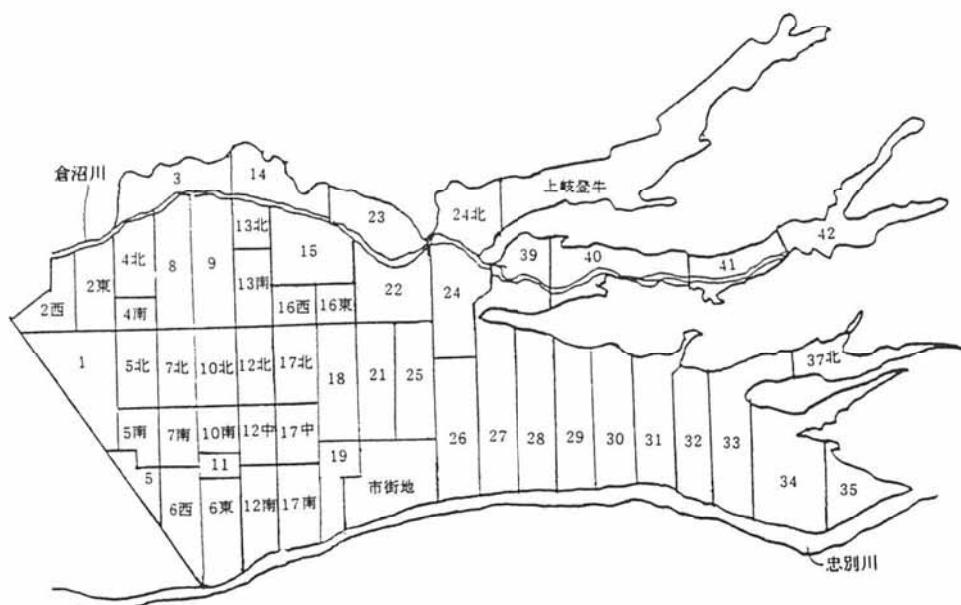
次に安定期について検討する。Y区はその被害率の高さから、掛け金がX区より相対的に高く設定されており、被害のない年には図補-4の安定期各年を見れば明らかなように、そのマイナス額は大きく現れている。したがって表補-4でX区の-53万、Y区の-99万という累計額が示すように、安定期においては両地区ともに災害補償効果は有効とはいえない、さらにこれは掛け金の高いY区においてより顕著に現れているといえよう。

最後に冷害多発期、安定期を含めて20年間という長期タームでその効果を比較する。長期タームでの累計は両地区ともに大きくプラスで現れており、トータルでは水稻共済の災害補償効果は果たしてきたといえよう。また共済差引の大きな額を占めている連続冷害

表補-3 地区別水稻共済引受状況（1994年度産）

地区	基準単収	10 a 当たり 掛け金	地区	基準単収	10 a 当たり 掛け金	地区	基準単収	10 a 当たり 掛け金
1	600	2,677	12中	562	2,856	24北	570	2,645
2東	600	2,399	12北	543	2,998	25	564	3,519
2西	592	2,263	13南	587	2,552	26	537	3,734
3	589	2,663	13北	573	2,492	27	569	3,402
4南	595	2,410	14	567	2,417	28	566	3,592
4北	598	2,518	15	580	2,576	29	548	3,157
5南	568	2,499	16東	617	2,523	30	531	4,329
5北	569	2,360	16西	569	2,849	31	534	4,171
6東	577	3,143	南17	599	2,746	32	520	4,227
6西	588	2,744	中17	572	2,933	33	544	5,235
7南	566	3,062	17北	589	2,981	34	537	4,540
7北	559	3,156	18	560	3,330	35	526	4,644
8	588	2,729	19	541	3,168	37	552	4,179
9	572	3,222	市街地	516	4,266	39	553	3,189
10南	539	3,069	21	542	3,459	40	573	2,890
10北	563	2,917	22	541	3,003	41	556	3,127
11	560	2,636	23	575	2,514	42	544	3,027
12南	547	3,094	24	565	2,820	上岐登牛	574	2,788

(資料) 上川中央N O S A I 資料より作成。



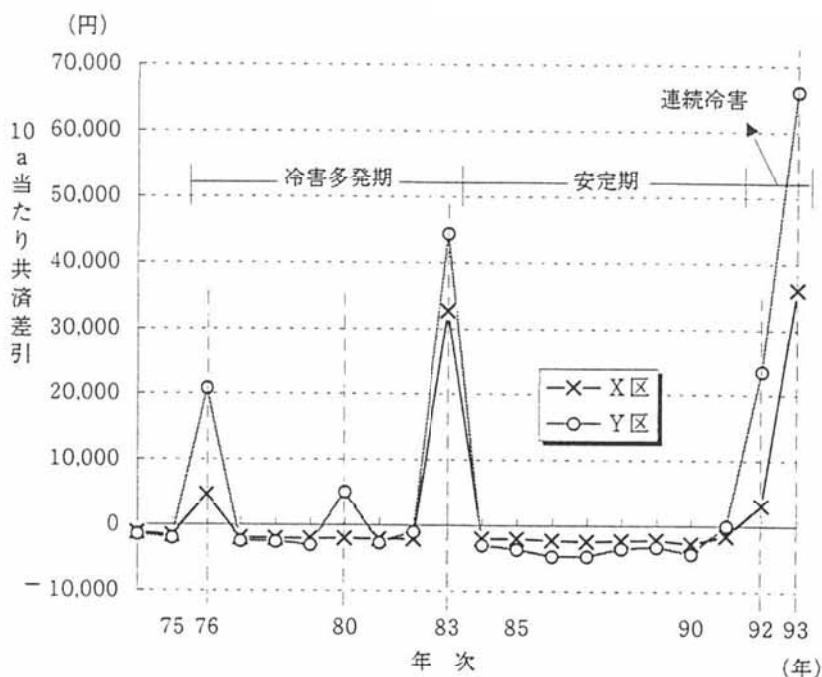
図補-3 東川町の集落図

のと半刀を除いて10年間で計算しても、1戸にはやはりノフヘとはいいゆうじめるか、X区の1戸当たり差引はマイナス額を示している。つまりX区においては1992、93両年の連續冷害が無ければ18年という長期タームであるのにもかかわらず、災害補償効果が必ずしも有効であったとはいえない面がある。しかしながらこれは、安定期においてX区の1戸当たり水稻作付面積が拡大したことから、安定期のマイナス額の影響がより強く現れた結果であり、10a当たりの差引で見れば、X区においてもわずかではあるが、プラスを示しており、災害補償効果は有効であったといえよう。また安定期における10a当たり差引はX区3,667円、Y区27,310円と大きな差が現れているが、両地区は被害率の差から面積当たりの掛け金が大きく異なって設定されているため、表の共済金受取率で比較すると、X区が100%であるのに対してY区は139%と、差引で現れたほどの大きな差は存在していないことが見てとれる。

### 3. 農家の共済理解に関して

今回の農家調査において、ある農家によれば「共済組合が合併することで愛別や比布などの北の方の被害の多い地域の分まで自分たちが（掛け金で）負担している」のだということであった。そこで実際に合併によって東川町の農家の掛け金に負担が生じたのかを検討してみたい。その前にここで共済組合合併について整理しておこう。上川中央NOSA Iは1982年に旭川市内の旭川、永山、東旭川、神楽、東鷹栖の5組合と比布、当麻の2組合の計7組合が合併し、その後1989年に全相殺方式導入認可の条件として東川を含む鷹栖、東神楽、美瑛、上川、愛別の6組合が2次合併を行うこととなり、現在の広域の共済組合に至っているのである。

共済掛け金は過去20年間の個々の農家の被害率がもとになって設定される。上川中央共済組合は、93年現在、30段階という極めて詳細な危険段階を設けている（注3）ため、かなり正確に危険率相応の掛け金が設定されており、合併によって東川町の掛け金低水準農家に影響を及ぼしたというケースはまず皆無であろう。さらに前掲表補-1のような差引計算を現在の上川中央共済組合管内の市町村の合計で比較すると（注4）、東川町は20年間で1戸当たり339万円であったのに対して、上川中央では280万円となっており、10a当たりでも東川町の8.3万に対して上川中央は6.9万円となっている。東川町は現在の上川中央共済組合管内の市町村の中では実は水稻共済の恩恵を比較的強く受けている地域なのである。この調査農家の回答は、単なる一例にすぎないかもしれないが、問題はこのように水稻共済の災害補償効果の実態を農家が正確に把握していないために、NOSA Iに対して誤解を抱いているケースがありうるということである。例えばこの他にも、補償割合の高い全相殺方式（9割補償）が1990年から導入されたことに関して完全に理解していない農家が数戸見られた。水稻共済は当然加入制であり、ほぼ全ての水稻作付農家が加入して



図補-4 地区分別共済差引の推移

(資料) 上川中央NOSAI資料より作成。

表補-4 地区间共済比較

(円, %)

		一戸当たり差引	10a当たり差引	共済金受取率
被 害 僅 少	冷害多発期 (1976~83)	611,088	24,585	236
	安定期 (1984~91)	-530,902	-18,054	7
	連続冷害 (1992・93)	1,611,742	39,066	856
	20年 (1974~94)	1,601,112	42,733	213
	18年 (1974~91)	-10,631	3,667	100
被 害 甚 大	冷害多発期 (1976~83)	1,685,534	58,219	368
	安定期 (1984~91)	-990,248	-27,457	16
	連続冷害 (1992・93)	4,817,970	89,611	1087
	20年 (1974~94)	5,448,052	116,921	301
	18年 (1974~91)	630,082	27,310	139

(資料) 上川中央NOSAI資料より作成。

いるにもかかわらず、これに対する関心、理解が薄い理由として考えられるることは、第一に水稻共済は被害の発生した年以外には農家には注目されない性格のものであること。第二に制度が非常に難解である上にそれを知る機会が少ないと、これに関連して第三にNOSAIと農家の接触の機会がほとんど無いという事などが考えられよう。事務作業の合理化という観点から、共済組合がかなり広域的に合併されたが、これによってさらに農家とNOSAIとのコミュニケーションは減少傾向に向かってしまったように思える。今後は水稻共済がこれだけの重要な役割を果たしているのだということを農家に理解してもらえるようなNOSAI等の努力が求められよう。

#### 4. 結び 一東川町における水稻共済の実態と今後の課題一

以上、時期区分による災害頻度の差によって、その災害補償効果に差が存在していることから、さらにその災害程度の差による地域比較を検討することで、東川町における水稻共済の災害補償効果の実態を明らかにした。

その結果、被害発生頻度が低い時期などにはその効果が必ずしも有効に作用していないケースが存在していた。しかしながら、共済は基本的に20年というタームで収支均等がとれるように被害率、掛け金などが設定されていること、また農業経営そのものが短期的なものではないことなどから、災害補償効果を検討する場合には継続的な視点で議論されるべきであろう。そのような見方に立てば、東川町における水稻共済の災害補償効果は程度の差はありながらも、ほぼ有効に作用してきたといえよう。

東川町は北海道の中でも単収変動が極めて安定的な町村でありながら、それでも災害補償効果は有効に作用していた。しかし、この実態は組合員である農家にはあまり浸透していないようにおもわれる。今後は、NOSAIだけではなく、町ぐるみで農家にこのような共済機能の実態を認識させることで、当然加入となっている水稻共済に対しての農家側からのコンセンサスが得られるような対応が望まれよう。それがひいては農家が経営におけるリスク管理を再認識する一助となりうるのではなかろうか。

(注1) 無事戻し金のデータ欠の部分は年平均の16,637円を用いた。

差引=共済金+無事戻し金-掛け金-賦課金。以下の分析ではデータの制約上、

差引=共済金-掛け金とする。

(注2) 基準単収は全く個別化されており、地区ごとで算出されているわけではない。

(注3) 例えば空知中央NOSAIは15段階である。

(注4) 合併前のデータも全て合計した。

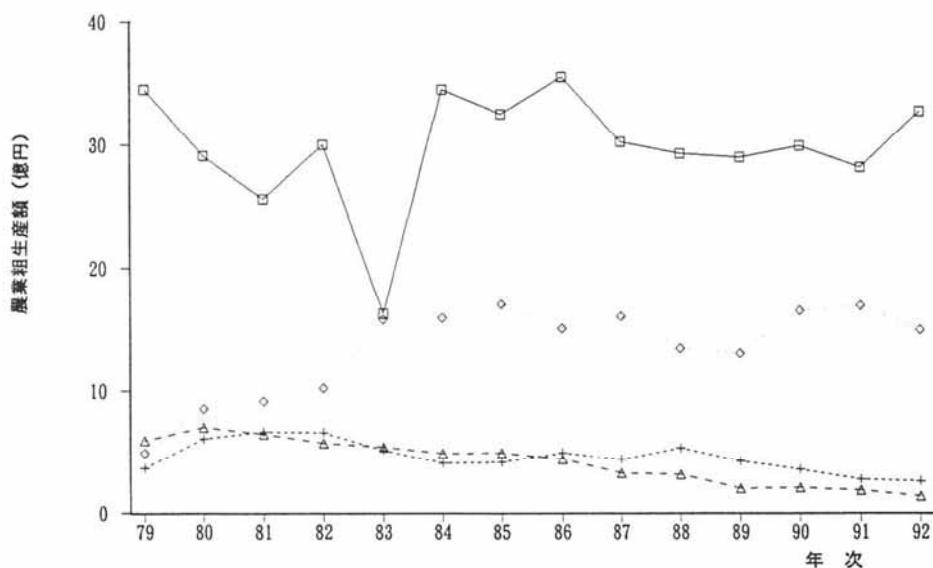
## V. 産地形成の現状と課題

東川町農業の中心は稲作ではあるが、稲作をめぐる情勢の変化、それに伴う東川町の農家の変化に応じて野菜作の導入が進行しており、次にみるようにその位置づけは東川町農業の基幹作物部門にまで成長している。この野菜作の振興いかんが東川町農業の方向性を左右するといつても過言ではない。そこで、ここでは第一に東川町における野菜の位置づけを確認し、第二に野菜生産をめぐる問題点、意向を検討し、東川町における野菜振興の課題を検討することにする。

### 1. 野菜生産の動向 ー統計からの確認ー

#### 1) 野菜生産の動向

東川町における野菜の位置づけを確認するために、まず農業粗生産額に占める野菜の比率をみておこう。図V-1に最近10年ほどの農業粗生産額の動向を示した。東川町の農業粗生産額は1980年代半ばに約60億円となるが、現況は52億円であり、停滞傾向がみられる。

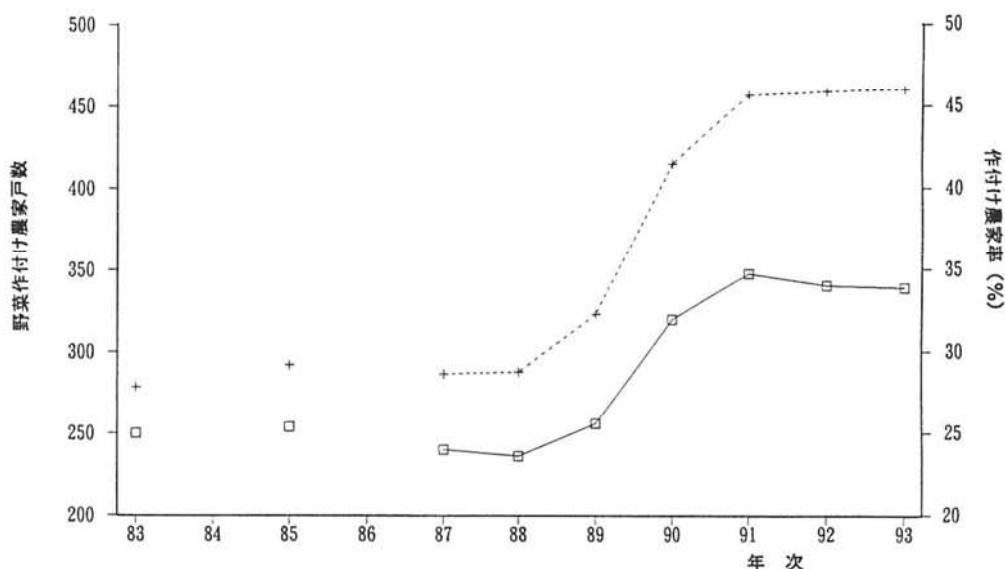


図V-1 農業粗生産額の動向 (□水稻 + 烟作 ◇ 野菜 △畜産)

資料：北海道農林水産統計年報（農業統計市町村編）

これを作物別にみれば、水稻は1983年は冷害により粗生産額が大きく落ち込んでいるが、以降の水稻の粗生産額は30億円強で推移している。しかし、傾向的には停滞状況にあるといえよう。他方、野菜に目を転ずるならば、80年代前半に急増を示し、80年代後半以降はコンスタントに16億円前後で推移している。現況の野菜の粗生産額は約16億円であり、水稻同様に停滞状況にあるとみられるが、町全体の農業粗生産額の約30%を占め（水稻が約60%）、基幹的な部門になっていることを確認することができるであろう。ところで、水稻、野菜以外の畑作、畜産をみると、その構成比の低さとともに恒常的な減少傾向を見て取ることができる。すなわち、東川町の農業は水稻と野菜の2部門のみといっても過言ではなく、野菜は水稻に次ぐ基幹作物部門であり、水稻生産の情勢を勘案すれば、野菜の振興が東川町農業の展開方向を左右するといえるのである。

ところで基幹部門と考えられる野菜作に対して、どれほどの農家が取り組みを行っているのであろうか。図V-2に野菜作付農家数の推移を示した。図によれば、野菜作付農家数は1980年代末から90年代にかけて、とりわけ89、90、91年の3ヶ年に、それまでの250戸から350戸弱にまで急増し、作付農家率も30%弱から45%を越えるまでに増加してきたことが見て取れる。野菜の粗生産額は80年代前半に増加していたから、粗生産額の増加という野菜生産の定着の上に、野菜生産者の増加がもたらされたと考えられよう。いずれにしても現況においては、東川町の農家の約半数が野菜生産に取り組んでおり、この意味からも野菜の位置づけは大きいといえるであろう。



図V-2 野菜作付け農家数の推移 (□作付け農家戸数 +作付け農家率)

資料：東川町農協

東川町の野菜生産は粗生産額の面でも作付農家数の上でも、町農業に占める位置づけが大きいのであるが、一体どのような野菜品目を生産しているのかをみてみよう。残念なことに東川町及び東川農協では野菜の作付面積等の推移をみる資料がえられなかつたため、農水省の資料を活用せざるをえない。このため野菜品目が限定され、必ずしも東川町において生産されている野菜を全て網羅できないことを断つておく。

表V-1に、東川町の野菜の品目別作付面積の推移を示した。野菜粗生産額の増加した1980年代前半は大根、にんじん、白菜、キャベツ、スィートコーンといった多くの野菜の作付面積が増加している。主に”重量もの”といわれる野菜類の作付増加が粗生産額の増大を担ってきたのである。その後、品目毎に作付面積の増減がみられるが、野菜作付農家数が急増した90年前後に注目すると、にんじん、南瓜、アスパラ、玉ねぎといった品目が増加傾向を示し、それまでの東川町野菜の中心であった大根の作付面積は停滞傾向となり、白菜、キャベツは減少、80年代半ばに増加したネギも停滞傾向にある。

表V-1 野菜作付面積の推移（東川町）

単位：ha

	大根	ニンジン	白菜	キャベツ	祥	ナス	トマト	キュウリ	カボチャ	仔哥	スイカ	露ハツ	スィート	玉葱	アスパラ
79	92	4	13	5	2	24	2	12	28	0	2	2	9	2	5
80	127	7	15	4	3	8	2	6	34	0	2	2	8	0	5
81	127	25	15	11	6	3	2	8	34	0	2	2	27	0	1
82	190	21	23	39	7	2	2	7	30	0	2	1	31	10	1
83	229	41	65	98	6	2	2	5	26	0	2	1	31	15	1
84	368	8	33	187	30	2	2	4	43	0	2	1	18	16	1
85	357	29	9	159	17	2	2	3	22	0	2	1	26	5	3
86	364	46	14	104	15	2	2	4	64	0	2	1	24	5	3
87	384	53	15	55	15	2	2	3	49	0	2	1	22	5	3
88	306	27	4	31	9	2	2	3	29	0	2	1	18	3	20
89	345	26	3	42	8	2	3	3	30	1	2	1	16	3	20
90	309	53	4	44	8	2	4	3	41	1	2	1	15	20	12
91	302	60	4	33	8	2	5	3	69	1	2	1	13	21	18
92	244	58	4	38	9	2	5	2	62	1	2	3	9	16	45
93	332			41											60

資料：農林水産統計年報（農業統計市町村別編）より作成

注：1. 作付面積は概数

2. 90-92年は青果物編より

さらに表V-2に出荷量の推移を示した。出荷量の推移からも80年代前半の大根、にんじん、白菜、キャベツなどの増加、近年の大根の停滞、にんじん、南瓜、アスパラなどの増加、白菜、キャベツなどの減少傾向を見て取ることができよう。

表V-2 東川町の野菜生産量(東川町)

単位:t

	大根	ニンジン	白菜	キャベツ	村	ナス	トマト	キュウリ	カボチャ	イモ	スカ	露地	スイート	玉葱	アスパラ	馬鈴薯
82	6336	408	711	1321	360	8		450	303			219	400	4	180	
83	8732	1139	2112	3329	225	4		192	243	0		206	540	1	112	
84	12924	191	521	6321	1184	2		146	439			123	550	1	140	
85	8000	588	127	5588	597	2		96	186			70	205	0	175	
86	11685	1091	303	3650	628	4		130	916			122	250	4	129	
87	12200	1430	280	1618	573	4	3	117	556			98	200	4	125	
88	9707	741	49	984	330	4	3	100	309	1		71	124	11	17	
89	9637	589	10	1084	297	4	38	87	312	7		50	124	35	16	
90	10100	1460	58	1320	325	3	68	105	457	7		75	600	40	58	
91	9900	1740	46	982	322	4	178	112	812	5		63	14	56	58	
92	7120	1570	9	1100	412	3	149	47	667	5		56	25	591	150	250

注：農林水産統計年報（青果物編）より作成

しかし、これら表示した品目の作付面積・出荷量の動向だけでは、90年前後に100戸近く増加した野菜作付農家が、どのような品目の野菜を作付したのかをうかがうことはできない。表示した以外の品目の作付、その増加があったと考えるべきであろう。このように近年の野菜作付農家は表示した以外の品目を選択していると考えることができるのであり、作付面積、出荷量の推移からは東川町の野菜生産は特定品目の野菜に集中する傾向は見て取れず、多品目の野菜生産という特徴をもっていると考えられるのである。この点をさらに確認してみよう。

そこで表V-3に野菜品目別の売上高に推移を示した。1980年代後半以降の動向しか示しえないが、80年代後半は大根、ミツバ、キャベツ、ピーマン、とりわけ大根を中心に野菜生産が行われていたことが見て取れる。その後売上高の停滞傾向が見て取れるが、90年以降は先の4品目に加えて長ネギ、にんじん、ほうれん草、小ネギといった品目が1億円を越える販売をあげている。このように旧来からの中心品目に加えて1億円を越える売上品目は増加しているのであり、これら品目の生産に生産者は向かったと考えられよう。また、これら品目の中でもより労働集約的な品目に移行しつつあると考えることができよう。こうした多品目生産の中での野菜品目の変化について、もう少し検討を加えよう。

## 2) 野菜生産の特徴

既に述べたように、東川町の野菜の動向を作付面積等の資料によって確認することはできない。野菜品目別売上高の推移からは東川の農家は多品目の野菜生産を行い、さらにより集約的と考えられる野菜へその取り組みを移行させてきていた傾向を見て取ることがで

表V-3 野菜品目別売上高の推移（東川町農協）

単位：百万円

年 度	1984	85	86	87	88	89	90	91	92	93
合 計	2,228	2,409	1,932	2,063	1,660	1,592	1,416	2,133	1,669	2,639
軟白ミツバ	236	210	184	173	115	159	109	130	82	110
刈ミツバ	10	4	7	4	5	4	4	3	4	4
軟白長ネギ		88	100	80	82	84	70	97	105	181
露地長ネギ	252	65	58	64	73	82	49	53	72	139
アスパラ		3		5	11	8	23	19	29	52
大根	1,105	1,303	969	1,102	665	446	265	426	303	535
人参	46	72	110	70	68	64	88	108	91	124
玉ねぎ	49	21	27	13	18	19	48	79	45	46
白菜	24	14	14	8	7	3	—	—	—	8
キャベツ	135	219	82	128	88	96	56	147	71	160
玉レタス	35	40	13	24	9	12	13	22	25	26
セニーレタス	45	78	57	23	18	21	24	30	13	9
わらび草	64	38	41	58	68	96	108	157	158	250
きゅうり	21	13	16	16	24	16	16	10	4	5
ピーマン	109	171	135	144	211	204	234	366	234	426
スイートコーン	11	10	13	17	12	12	17	28	28	22
かぼちゃ	21	29	41	23	48	38	53	99	75	86
小葱					35	57	72	92	96	128
ミニトマト						6	7	10	9	—
花卉						21	28	44	59	35
メロン							13	12	15	6
小松菜										35
春菊										49
ブロッコリー										21
トマト										29
その他	62	35	62	105	76	108	104	174	172	135

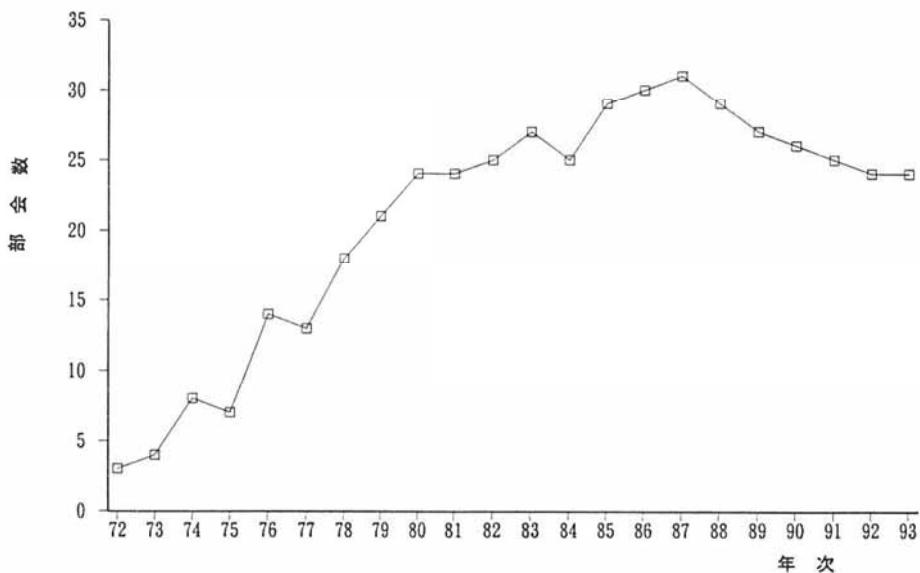
資料：東川農協青果課資料

注：1. —は販売なし。空欄は作付なしあるいは販売なし

2. 四捨五入のため合計と一致しない

きた。そこで東川町蔬菜園芸研究会傘下の品目別野菜部会数の動向によって、さらに町米生産の特徴を検討してみよう。

図V-3に部会数の推移を示した。1972年の東川町蔬菜園芸研究会設立当時は部会はわずか3つに過ぎなかった。しかし、70年代後半以降、次々と部会が設立され、最高時の87年には31部会となり、以降減少に転じ、93年には24部会となっている。部会数は当然のことながら新規品目が導入されたことを示すから、野菜の品目数は70年代後半以降急増し、現在は逆に多少の品目の絞り込みの時期に入っていると考えられるのである。



図V-3 部会数の推移（資料：東川町農協）

この部会数の動向を品目別・年次別に示したのが表V-4である。東川町の野菜生産は長ネギ、ミツバ生産から始まり、なめこ、アスパラ、南瓜、大根、キュウリ、ピーマン、さらに現在では部会がなくなっているが、ナス、白菜などの取り組みが続いている。1980年代前半の粗生産額の増加期には、大根の多作型化、レタス、キャベツおよびその多作型化、ほうれん草、にんじん、玉ねぎ、小ネギといったように、多品目化とその作型の多様化が進展していることが特徴となっている。他方、野菜生産農家戸数の増加期である90年前後は、部会数は微減傾向にあることから、野菜作付は新規品目の導入ではなく取り組んでいた野菜品目がより多くの農家に作付されることになったと理解することができるであろう。もちろん部会の有無が作付の有無を示してはいない。前掲表V-1等に示されるように、白菜、なす、イチゴなどは部会はないが作付は存在するのである。

表V-4 野菜部会の動向

年 次	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	
部会数	3	4	8	7	14	13	18	21	24	24	25	27	25	29	30	31	29	27	26	25	24	24	
軟白長芋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
露地芋																							
軟白ミニバ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
刈・根ミニバ																							
なめこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アスパラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南瓜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃抑制																							
大根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃夏																							
〃春																							
キュウリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カクキュウリ																							
採種トマト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ピーマン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セルリー																							
スイートコーン																							
レタス																							
ハスレクス																							
サニーレクス																							
玉レクス																							
キャベツ																							
〃抑制																							
わレソ草																							
あさつき																							
人參																							
玉葱																							
小葱																							
アロニア																							
花弁																							
メロン																							
トマト																							
共同育苗																							
大豆キヤ	○																						
千両ナス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長ナス																							
にんにく	○																						
ササゲ																							
いちご	○																						
白菜	○																						
かづら																							
枝豆																							
ウド																							
タータイ																							
ミニトマト																							
パセリ																							
スイカ																							
ししおう																							
キヌサヤ																							
青年部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：東川町疏菜園芸研究会「協同の力20年のあゆみ」1993.12

注：会長の選出をもって活動期間とした

部会数には共同育苗を含み、青年部は除く

疏菜園芸研究会には生産委員会、消流委員会がある（80年設立）

この部会の動向からは、東川町の野菜生産は品目の増加とともに進展し、最近では部会数自体は微減傾向にあるとはいえ、依然として多品目生産の実態がみられるのであり、この多品目の野菜生産が東川町の野菜生産の特徴となっているのである。

こうした野菜生産の多品目化が進展した背景には、農協の野菜振興策の特色をあげることができる。東川町農協の野菜振興は、当初から特定の品目を育成するのではなく、「組合員が作ったものは全て売る」という原則を打ち出していた。農協が野菜振興を打ち出した1970年代後半には、既に地元旭川市場は満杯状況、札幌市場も飽和状況と、道内市場は道内産地の競争状況にあったため、東川農協は道外移出を中心に販路を開拓し、さらに安定出荷のため量販店との契約出荷の取り組みを行うのである。こうして量販店の要請対応も手伝って、少量生産の品目であっても販路の確保が可能となったのである。この農協の対応は組合員にとっては、どんな品目を生産しても農協が販売してくれるという長所をもたらしたが、他方の農協にとっては少量品目を契約という形態で出荷していくためには不足するロットを他町村から集荷せざるをえないという実態をも生み出したのである。

現況の野菜の出荷形態を示したのが表V-5である。ホクレンを経由しての市場出荷が60%と半数以上を占めるが、スーパーへの出荷も40%と高率になっているのである。これらスーパーへの出荷は、春先に契約による出荷計画がたてられる。具体的な出荷は、スーパーからのオーダーが1週間前にあり、農協が生産者へ出荷の割り振りを行う体制がとられている。ピーマンを例にとれば、出荷グループを6から7班に分け、それぞれの班に割り振りが行われている。スーパーとの価格交渉も市場との連動はあるが、この1週間単位で行われるのである。既に述べたように、こうした地元の不足分に対しては他市町村からの集荷で対応されており、どの品目をとっても他市町村からの集荷が行われている。他市町村からの集荷分の荷作りは東川町で行われるが、その農家の確保、東川への集荷は旭川市場・中卸に依頼して行っている。

表V-5 東川町における野菜出荷のタイプ

タイプ	割 合	出 荷 形 態	主な出荷先
I	極少量	市場へ直集荷	
II	60%	ホクレン→市場	
III①		スーパー直出荷	HCGラッキーチェーン、
	40%		ダイエー(大阪、九州中心)
②		ホクレン→市場→スーパー	福井経済連、三和スーパー、ヤオハンなど

資料：農協聞き取り調査により作成（1994年）

スーパーとの契約集荷のため地元でパッキングを行っていることも、東川町の特徴である。農協がパッキングセンターを運営し、40名／日の婦人労働力を確保して袋詰め等のパッキングを行っているが、この作業はスーパーによって袋・入れ目が異なるので複雑な作業となっている。また、パッキングのためには共選・共販方式が合理的であるが、共選・共販は南瓜、小ネギのみであり、他の多くの品目は個選・共販方式となっている。

### 3) 全道における東川の位置

さて、以上のような特色を持つ東川町の野菜生産であるが、北海道内における野菜产地としての位置はどのような状況にあるのか見ておこう。

表V-6は主要な野菜品目の道内作付上位町村を示したものである。東川町の野菜で、1億円の売上があり町の野菜の中軸と考えられる品目は大根、ミツバ、キャベツ、ピーマン、長ネギ、にんじん、ほうれん草、小ネギなどであった。これら品目全てについては示しえないが、最も生産額の大きかった大根は全道5位の作付面積を誇っている。表によれば東川町の大根の作付面積は244haであるから、第4位の函館を抜くにはあと15haの作付増が必要であり、第3位の美瑛を抜くには53ha増が必要になる。逆に第6位の豊頃との差は13haであり、産地順位を維持するには作付面積に維持が必要となるというように、表を活用することが可能である。このほか、作付面積で全道10位に入る品目はカリフラワー、ブロッコリーであり、それぞれ第4位、第7位に位置している。前掲表V-3ではブロッコリーはようやく売上高が表示されるようになった品目であり、カリフラワーは表示されえない品目であったが、全道での位置づけは高いのである。全道上位10傑には入らないが、東川の作付面積を示した品目、にんじん、キャベツ、長ネギ、Gアスパラ、ほうれん草、レタスなどの品目は全道の上位にランクされる野菜品目となっているのである。

ところで、表下段に農協順位として示した項目は、ホクレンを経由して道外移出した品目の農協順位である。先に述べたように東川町の野菜は道外移出を中心に産地育成がなされてきたのであり、作付面積の上位市町村にはランクされないが、農協の道外移出では上位にランクされていることがわかる。第4位に長ネギ、第5位にブロッコリー、第6位にトマト、スイカ、Gアスパラ、第7位にセルリー、さらに第15位までに大根、キャベツ、ほうれん草、かぶ、レタス、にんにくと12品目を数えることができるのである。

以上のように東川町の野菜は多品目生産であり、東川町農協の中心品目である大根、キャベツ、長ネギ、ほうれん草などは全道でも上位にランクされる作付を誇っている。さらに、道外移出により産地育成を行ってきたため、より多品目の野菜で道外移出ランクが高くなっているのである。ここで留意すべきことは、東川町の中では販売金額も低く、作付面積も少ない品目であっても、全道あるいは道内農協の移出ベースでみると上位にランクされる品目が存在していることである。このことはこれら品目を活用した市場開拓、町自慢につながる可能性があるからである。

表V-6 野菜生産上位10市町村（1992年）

単位：ha

		大根	にんじん	白菜	キャベツ	長ねぎ	トマト	かばちゃ	すいか	メロン	露地	スイートコーン	
市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積
1 留寿都	430	富良野	1170	留辺蘂	125	伊達	176	伊達	31	和寒	487	共和	245
2 厚沢部	334	南富良野	710	伊達	123	南幌	144	大野	27	富良野	320	富良野	180
3 美瑛	297	中富良野	410	北村	66	上富良野	118	長沼	68	森	300	札幌	39
4 函館	259	斜里	224	新篠津	40	旭川	116	旭川	66	平取	19	名寄	281
5 東川	244	長沼	220	名寄	33	和寒	106	栗山	56	芽室	18	芽室	23
6 豊頃	231	七飯	191	千歳	32	美瑛	70	音更	50	旭川	16	士別	199
7 七飯	224	美瑛	178	函館	32	厚沢部	64	七飯	38	森	15	上富良野	195
8 真狩	188	清水	138	幕別	29	厚沢部	63	北見	36	砂川	14	佐呂間	190
9 恵庭	157	北見	130	幕別	29	幕別	55	帶広	24	上磯	14	美深	184
10 広島	148	大野	120	鹿追	26	大野	50	幕別	23	大野	12	恵庭	130
東川	5位	244	なし	58	なし	10位	38	4位	9	なし	6位	なし	なし
農協順位	12位								17位		6位		18位
		玉ねぎ	Gアスパラ	ほうれん草	かぶ	レタス	セリリー	カリフラワー	アーティチョーク	アーロガリー	にんにく		
市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積
1 富良野	1760	名寄	245	札幌	146	七飯	29	札幌	120	洞爺	26	伊達	39
2 北見	1610	美瑛	187	旭川	122	江別	25	伊達	67	伊達	9	和寒	19
3 岩見沢	1290	東神楽	165	伊達	93	函館	19	留辺蘂	52	旭川	6	厚真	43
4 札幌	1050	富良野	119	幕別	66	上ノ国	13	幕別	45	富良野	3	伊達	6
5 訓子府	881	留寿都	103	大野	62	北村	11	富良野	38	恵庭	1	美瑛	4
6 美幌	745	上湧別	83	七飯	61	北見	10	旭川	35	札幌	1	秩父別	35
7 端野	557	平取	81	富良野	45	石狩	8	洞爺	31	北見	1	長沼	27
8 留辺蘂	536	伊達	70	越川	43	厚沢部	8	广島	29	栗山	1	喜茂別	25
9 羊蹄	370	共和	70	北見	40	佐呂間	8	大野	23	東神楽	1	東川	23
10 栗山	362	真狩	70	深川	37	岩見沢	7	北村・恵庭	15	大野・帶広	1	俱知安	2
東川	なし	なし	6位	45	11位	24	なし	12位	10	なし	4位	なし	なし
農協順位									7位		5位		15位

資料：北海道野菜地図（その17）1994.1  
注：農協順位は道外出荷実績（1993年度10月までのホクレン扱い）である

これまで主に既存の統計を用いて、東川町の野菜生産の動向、その特色について考察してきたが、さらに野菜生産の振興をはかっていく上に、どのような課題が存在するのか、農家実態調査の結果を中心に検討を進めていこう。

## 2. 野菜生産の実態 －調査農家の実態－

ここでは農家実態調査および全農家を対象に実施したアンケート調査をもとに、東川町における野菜生産の問題点を検討する。農家実態調査の対象は、既に述べたように経営耕地規模、兼業農家率などが町平均に極めて類似する2地区を悉皆調査し、さらに多様な取り組みを実践している農家層の調査を行った。以下の図表では悉皆調査地区の農家には記号A、Bを付し、悉皆調査地区以外の農家にはCを付したが、考察に際しては全調査農家のデータを用いている。

### 1) 野菜生産の担い手

まずははじめに調査農家のデータからどのような農家が野菜生産を担っているのかをみておこう。表V-7に調査農家の野菜導入状況を示した。表は経営主の夏期間の兼業の有無を基本指標として、専業、兼業農家に区分し、さらに経営主が60歳以上の農家を高齢農家と区分している。農家番号のC区分が専業区分に多いが、これは多様な取り組みを行っている農家に専業農家が多い、あるいは専業としてやっていくために多様な取り組みを行っていると考えることができよう。

とりあえずこのC区分の農家を除外して考えると、悉皆調査を行ったA・B2地区の農家計17戸の内訳は専業4戸、兼業7戸、高齢6戸であり、兼業・高齢農家が多いことがわかる。専業農家は経営主の年齢が50歳プラスマイナス5歳といった農家が多く、兼業農家は経営主年齢が高齢なほど経営耕地が小さく、60歳以上の高齢農家の中には70歳前後の農家も存在している。両地区農家の経営耕地面積をみると、専業、兼業、高齢の順に経営耕地は小さくなるが、兼業農家は専業農家同様の10ha以上農家、高齢農家同様の5ha以下層を含む多様な農家となっている。

A、B地区農家の野菜導入状況を見ると、専業農家では複数の野菜導入が行われており、兼業農家であっても野菜導入がみられる農家も存在している。兼業農家は経営主が夏期間に兼業従事している農家であるから、この野菜の主要な担い手はその妻であり、聞き取りにおいても経営主は朝晩の手伝いや春先の耕起作業を主に行っており、管理作業や収穫作業は妻が担っていることが確認されている。また、高齢農家であっても野菜導入がみられ、しかも複数品目が導入されている。

ここでC区分の農家をみると、専業で50歳前後、経営耕地面積の大小、兼業従事の有無はあるが、複数の野菜を導入している農家が大半である。C区分の農家は東川町の野菜を

単位 : ha

区分	農家番号	基幹従事者・年齢	兼業就業	耕地 耕地面積	野菜 品目数
専	A1	主43, 妻42, 父69	なし	19.5	4
専	A2	主46, 妻42, 母69	主/冬, 妻/冬	13.3	6
専	A3	主48, 妻47	なし	10.7	4
専	B3	主53, 妻51	なし	5.0	2
専	C1	主53	主/冬	31.2	0
専	C2	主35, 妻33*, 父61, 母55	なし	22.3	3
専	C3	主39, 妻38, 父66, 母61	主/11~2月, 妻/12~3月	17.5	1
専	C4	主56, 妻51	なし	15.9	5
専	C5	主46, 妻43	なし	14.1	2
専	C7	主50, 妻44	なし	12.2	4
専	C8	主48, 妻41, 父72*, 母72*	主/11~3月, 妻/臨時	10.4	6
専	C9	主46, 妻41	なし	7.8	3
専	C10	主59, 妻59	なし	7.7	4
専	C11	主51, 妻47	なし	7.6	2
専	C13	主44, 妻42, 父69, 母68, 妹37	妻/12~1月, 妹/冬・2ヶ月	6.1	5
専	C14	主48, 妻45, 母79	なし	5.4	3
専	C15	主54, 妻54	なし	3.7	4
兼	A4	主47, 妻47	主/夏, 主/冬	10.2	0
兼	B1	主42, 妻42	主/夏, 主/冬	14.2	1
兼	B4	主51, 妻47, 父77*	主/6~12月, 妻/収穫期	4.9	1
兼	B6	主57, 妻54	主/通年, 妻/?	3.5	1
兼高	B7	主64, 妻62	主/通年	2.7	0
兼高	B8	主66	主/通年	2.0	1
兼高	B11	主65, 妻64	主/通年	0.1	0
兼	C6	主46, 妻42, 母69*	主/自営	13.0	5
兼	C12	主58, 妻55	主/6~12月	6.7	6
高	A5	主68, 妻65	主/夏	3.1	0
高	A6	主71, 妻69	なし	2.8	0
高	B2	主61, 妻60	なし	5.8	3
高	B5	主61, 妻59	主/臨時	4.5	2
高	B9	妻63	なし	0.3	1
高	B10	主68, 妻67	なし	0.2	1

資料：実態調査より作成

- 注：1. 区分の専は専業、兼は兼業、高は高齢農家である  
 2. 兼業区分は経営主の夏期間兼業の有無、  
 高齢は経営主60歳以上とした  
 3. 年齢の後の\*は補助労働力

はじめとした各種取り組みの先進農家であることをうかがうことができよう。

以上のことから、東川町の野菜生産は50歳前後（冬期兼業農家を含む）の専業農家層、主に婦人の労働力に依拠した兼業農家層、経営移譲農家を含む高齢農家層という3つの階層によって担われているといえよう。

こうした60歳以上の高齢農家層も野菜生産の主要な担い手であることは、全町的に実施したアンケート調査によても確認できることである。表V-8によれば、販売用野菜の作付のある農家は東川町平均で52.7%であるのに対し、60歳以上農家（アンケートでは経営主の年齢を尋ねているが、回答者の年齢であったり、後継者がいる場合も考えられるが、東川町の実態からすればほとんど後継者のいない高齢農家と考えてよいであろう。以下のアンケートからの表についても同様である。）は62.1%と野菜導入割合が高い。また、表V-9によれば、現在の販売金額1位部門が野菜である農家は、町平均が13.1%であるのに対し、60歳以上農家は18.9%であり、現在最も力点を置いている部門が野菜である農家は町平均16.7%に対し、60歳以上農家が24.0%となっており、60歳以上農家の野菜部門の位置づけが高くなっているのである。

表V-8 販売用野菜の有無

単位：回答数、%

	全体計		60歳以上	
	戸	%	戸	%
あり	236	52.7	77	62.1
なし	212	47.3	47	37.9
計	448		124	

資料：アンケート調査より作成

表V-9 販売金額の部門

単位：回答数、%

	販売金額1位部門		販売金額2位部門		現在最も力点部門							
	全体計	60歳以上	全体計	60歳以上	全体計	60歳以上						
戸	%	戸	%	戸	%	戸	%					
稲作	403	78.6	121	69.1	83	22.4	32	29.1	358	76.7	100	64.9
野菜	67	13.1	33	18.9	137	36.9	31	28.2	78	16.7	37	24.0
畑作	22	4.3	13	7.4	90	24.3	28	25.5	15	3.2	11	7.1
計	513		175		371		110		467		154	

資料：アンケート調査より作成

## 2) 作付品目

それでは野菜導入農家はどのような品目の野菜を導入しているのであろうか。表V-10に調査農家の野菜導入品目を示した。表によればほうれん草を導入している農家が多いこと、高齢農家はピーマンを導入していることが見て取れる。農家区分毎にみると、専業農家は導入品目が多く、大根、にんじんといった露地の重量品目を導入し、かつほうれん草を中心とした施設を必要とする品目が導入されている。兼業農家は導入品目の特徴を見て取ることはできないが、高齢農家はピーマンとなっている。さらに詳細にみていくと、大

表V-10 農家の類型別にみた野菜導入

農家	馬鈴薯	玉ねぎ	ズッキ	南瓜	枝豆	大人参	アスパラガス	キャベツ	プロバイオ	レタス	カブ	シロノリ	ビート	長ネギ	小松菜	メロウ	春菊	小菊	ミツバ	花菜	そば	
A1				○	○	○					○											
A2		○			○		○			○	○											
A3		○						○			○							○				
B3	○	○												○								
C1																						
C2				○			○													○		
C3												○										
C4	○			○			○	○			○						○					
C5					○										○							
C7				○			○			○	○											
C8	○	○					○			○	○						○					
C9			○												○			○				
C10				○						○					○	○						
C11											○			○								
C13											○			○	○			○				
C14											○			○			○					
C15	○							○			○			○						○		
A4																						
B1										○												
B4							○															
B6		○																				
B7																						
B8	○	○																				
B11																						
C6							○	○			○		○	○								
C12					○			○			○		○	○			○	○				
A5																						
A6																						
B2		○											○								○	
B5		○											○									
B9													○									
B10													○									

資料：実態調査より作成

注：○は作付のあることを示す

根は農家番号の小さい、つまり比較的経営耕地面積の大きい農家が導入し、A、B両地区の比較ではA地区はほうれん草の導入が多く、B地区はピーマンという地域性が見て取れる。また、C農家はほうれん草に長ネギという組み合わせがみられる。

野菜品目の導入は、専業農家層は多品目で、露地とハウスを併用し、しかも重量品目の生産を行い、高齢農家層は单品目で、ハウス利用の軽量もの生産となっている。兼業農家層はこれら専業層と高齢層の両者のタイプがみられる。高齢農家層であっても、労働粗放的な野菜ではなく労働集約的な野菜の導入を行っているのであり、野菜生産の担い手であることに留意しなければならない。また、A地区はほうれん草、B地区はピーマンという、地区による品目の違いがみられること、露地野菜よりもハウス利用の野菜を導入している農家が多いことも特徴となっている。

ここでアンケート調査によって、東川町の野菜導入品目と経営主の年代についてみておこう。表V-11によれば、東川町ではほうれん草の導入が最も多く、ピーマン、小ネギ、レタス、軟白ネギ、南瓜と続いている。この導入品目の内、上位4位までのほうれん草、ピーマン、小ネギ、レタスの導入を経営主の年代別にみると、いずれの品目も経営主の年齢が60歳以上の農家数は40歳代、50歳代の農家数と同じか、あるいはそれを上回っており、先に指摘したとおり高齢農家が野菜生産の重要な担い手となっていることが確認できるであろう。

表V-11 年代別野菜導入品目

単位：回答数

品 目	計	40-49	50-59	60歳以上
1位 ほうれん草	117	37	33	36
2位 ピーマン	80	23	23	27
3位 小ネギ	55	17	12	21
4位 レタス	42	14	12	12
5位 軟白ネギ	36	15	10	7
6位 南瓜	33	12	9	9
計	554	188	156	159

資料：アンケート調査より作成

### 3) 導入の契機

東川町で取り組まれている野菜は極めて多品目であったが、これらの野菜類はいかなる考え方や経過によって導入されてきたのであろうか。調査農家の野菜導入の契機を示したのが表V-12である。表は品目別に整理した。導入の契機の特徴の第一に、品目毎の特性をあげることができる。大根は東川のメイン作物だから、にんじんは労働配分、ほうれん草はハウス利用、ピーマンは水稻との作業競合・高齢・婦人でも可能、といった品目による特色を見て取れよう。ピーマンの導入契機が高齢でもできるという理由とともに、婦人層が担い手になっていることに注目しておきたい。こうした導入理由には、基幹となる稲作の多忙期と作業競合しない、あるいは1日の中で作業競合しない品目を選択していることを、指摘することができるのである。

こうした品目の特性による導入契機の他にも、導入の特徴を指摘することができる。特徴の第二は農協の営農指導、支援体制である。農協のすすめ、あるいは農協が力を入れている品目なので導入したという事例が数多くみられ、農協の取り組みが野菜導入の契機となっていることが指摘できるのである。また、高齢農家の中には収穫をすれば農協が運搬してくれるといった、農協の支援体制の存在をあげている農家もみられる。さらに、機械移植可能が導入要因となっている事例もみられる。これは農協が中心となり、前述の蔬菜園芸研究会内に育苗部会を設立して苗供給を行っていることが背景に存在しよう。

育苗は町内3戸（ただし、レタスのみ2戸が加わる）の農家に育苗を委託し、野菜生産

農家に苗を供給している。現在ピーマン、キャベツ、ブロッコリー、レタス、サニーレタ

スのプラグ苗、軟白ネギ、玉ねぎ、トマト、露地ネギの苗供給を行っている

第三の特徴は助成策の存在である。特にほうれん草の導入契機にみられるが、育苗ハウス利用とともにハウス導入助成の存在が野菜導入・拡大の契機になっているのである。

このような契機で導入されている野菜であるが、連作障害の指摘や重量野菜からハウスものへの移行の指摘、さらに東川町の野菜としての自負は大根のみであったことを問題点として指摘しておきたい。

ところで、野菜はいつ頃から導入しているのであろうか。再びアンケート調査から野菜導入の経験年次を表V-13に示した。野菜導入農家の半数近くは10年以上前からの作付の経験を有しているが、ここ1~2年に導入した農家も12.2%、3~5年が15.9%と5年以内が3割近く存在しているのであり、60歳以上の農家も同様の実態にある。条件次第では、まだ野菜導入農家の拡大が可能であることを示していよう。導入契機を考察する理由であり、表V-12の野菜未導入農家の理由の中に、稲作への移行とともにいずれ野菜へといった意向が述べられているのである。

表V-12(1) 野菜導入の考え方・経過

農家	野 菜 導 入 の 考 え 方 ・ 経 過
<大根>	
A 1	面積消化、金にしたい、農協のメイン作目
A 2	兄の成功を見て、東川のブランドだから、洗浄の施設投資がかかる
C 2	機械移植可能
C 4	大根が経営の主軸であり、そのため雇用確保が必要
C 12	連作障害と重量野菜のため中止、今後も露地・重量ものは減らす 大根中止によりハウスものの重点を移す
<にんじん>	
A 1	稲刈りと大根収穫の競合、婦人でも収穫できる、 パート導入可能（10/末-11/上）
C 7	作業競合で品目を限定、人参は平均したらお金になる
C 10	労働配分上、稲刈り時期を外した播種可能
<ほうれん草>	
A 1	つくりやすい、換金性がある
A 2	小面積で助成によりハウス建設、 トマト・ビーマンと異なり取り続けなくて良い
B 1	育苗ハウス利用、ハウス助成金を利用しやすい導入
C 6	育苗ハウス跡利用
C 7	人参と作業競合少ない
C 10	稲刈りは露が落ちないとやれないので、それまでに収穫できる
C 14	キュウリの連作障害
<ピーマン>	
B 2	田植え後からの収穫が可能、水稻収穫時にはビーマン収量が少ない 農協が播種-鉢上げまでやってくれるのでできる（苗作り技術不高齢でもできる、価格も比較的安定
B 3	やれなどは労働力的に無理、農協の役員をしていた 定植と水稻播種作業が競合
B 5	早期導入者の所に手伝いにいっていて導入 労力的に拡大できない、昨年の価格では出面賃はでない
B 10	妻がビーマンに取り組み儲かると思い専念
B 11	妻が出面にでていた、所得も良さそうだった 運賃はとられるが農協に運搬も頼める 妻が体調を崩したので露地のサイトにした
C 11	農協の営農指導が契機
<キャベツ・ブロッコリー・レタス>	
A 2	キャベツ：農協のすすめ
C 2	機械移植可能
C 11	労働がきついのでやめた
B 4	ブロッコリ：出面先の農家の後継者他界により共同作業、移植機利用 機械移植可能
C 2	2年連作すると根瘤ができるが、水田ではでない
C 4	レタス：レタス播種は田植え前を利用
A 3	玉レタスのほうが価格がよい（リーフに比べて）

表V-14(1) 野菜導入の考え方・経過

農家	野菜導入の考え方・経過
<その他野菜>	
A 3 南瓜	: 豆では金にならず除草の出面もいない、 ヘタさえ乾かせば農協がすべてやってくれる 防除1回なので無農薬に近い
B 3 スイート	: ピーマン連作が心配なので 出勤前に収穫できる
A 2 チンゲンサイ	: 育苗ハウスの有効利用
C 9 ph	: 鈍くて良いがコナガの防除が大変
C 9 長ズキ	: 大豆の連作がきかないで、収穫が遅れても良い作物
C 14 豆の連作障害	
C 9 コマツ菜	: 回転が早く作付しやすい
A 2 白小豆	: 小豆より高い、農協が産地維持しようとしている
B 3 玉ねぎ	: 夏の灌水作業が大変、稲作との競合
C 2 花コリ	: 他の花は相場が下がりそう、根は環境問題で球根輸出が困難 つぼみのまま収穫できるの面積こなせ、人手がかからない
C 5 花	: バブル崩壊で花売れなくなったので中止
C 2 育苗	: 冬場の仕事ができる
C 5 トマト	: 栽培が簡単
C 8 ハーブ	: 雑誌の記事、農林課が花扱い
C 9 枝豆	: 価格悪ければ実取り、単価があるので雇用も可能(コマツ菜は無理)
C 11 ミツバ	: 労働がきついのでやめた
C 14 メロン	: 農協の誘い
<その他の意見>	
A 3 野菜をやると農家間の差ができるていいやなものだ	
A 3 水稻が中心で6/中-9/中にできる野菜をやる、	
B 9 市街地から現地に泊まり込み作業	
C 4 雇用の年間活用のため多品目化	
C 9 麦の受託がなくなり仕事がなくなった	
C 12 野菜は春秋の農繁期と重ならないように配慮する	
C 15 小規模なので野菜作に力点	
A 4 未導入: 省力化のため稲作に復田し、温床畑を転作にした	
A 6 転作をやっているときは除草が大変だった	
B 4 以前は野菜をやっていたが不安定で手間がかかるのでやめた	
B 8 宅地回りに畑がない	
C 3 現状からの拡大は考えていない、いずれ野菜を手がけるつもり	

資料: 実態調査より作成

表V-13 野菜導入の経験年次  
単位：回答数、%

	東川町	60歳以上
	戸 %	戸 %
1～2年前	30 12.2	12 15.2
3～5年前	39 15.9	11 13.9
5～10年前	70 28.5	27 34.2
10年以上	107 43.5	29 36.7
計	246	79

資料：アンケート調査より作成

#### 4) 労働力確保

次に野菜生産の労働力確保はどのようにになっているのかを検討しよう。表V-14に調査農家の労働力調達の実態を示した。専業農家層のうち、大規模農家は雇用労働力の導入を行い、その雇用労力を年間活用するような品目選定を行っている。また、10ha以下層の農家は家族労働力が中心であるが、農繁期や休日に町内や町外（主に旭川市）の子供の手伝いによって作業をこなしている。

兼業農家層は婦人の労働力が中心であり、これに休日の経営主の労働、および農繁期・休日の町内外の子供の労働力によって作業対応が行われている。

高齢農家層になると、農繁期・休日に町内外の子供の労働力を活用する実態にあり、町内に子供がいる場合には野菜の運搬作業を頼んでいる事例もみられる。また、稲作の作業を委託している事例もみられる。

このように各層とも家族労働力のみでの作業実施は困難であり、雇用労働力を調達して利用できるのは大規模農家であり、かつ多品目野菜の生産を行うことが必要となっている。他方、多くの農家は町内外に農家から流出した子供たちに依存しているのであり、こうした血縁労働力が東川町の野菜生産を支えていることを、特徴として指摘できるのである。

表11 労働力の調達の実態(野菜のこ)

農家	耕地	労働力の調達・対応方法
A1	19.5	延べ500名、旭川の青果市場つきの業者(農協斡旋) 年間を通して使うことに留意、出面次第で野菜が減ることもありうる
A2	13.3	延べ約400名(4名で町内主婦2、町内農家1、農家おばあちゃん1) 出面も年をとってくるので重量から軽量野菜に
A3	10.7	コモの収穫を中心に20名 作業は遅れても良いから自分でやる(機械は用意してある)
B3	5.0	ピーマン袋詰めに長女(町内)が毎日手伝う、次女も土日手伝い (水稻播種に4名、近所の人)
C1	31.2	(友人を蕎麦の整地・播種に)
C2	22.3	親戚を常雇、パート300名、旭川より朝晩の送迎 年末のパート探すのが大変なのでミツバを中止
C3	17.5	(水稻播種移植)
C4	15.9	延べで1,000名を越える、固定的な人3-4名、當時の人と臨時に賃金異なる 近所の人、年間仕事があるように作付を考えている
C5	14.1	7人うちに兄弟を頼む
C7	12.2	人參収穫1名、洗いまでやるが選別は農協へ
C8	10.4	収穫がずれ込むと人が必要になるので、計画的に
C9	7.8	枝豆は単価があるので出面をいれることができるが、コマツ菜は赤字になる
C10	7.7	雇用導入なし、野菜は手間を売るもの
C11	7.6	長男(町外)の手伝いあり、長女休日手伝い ピーマンの袋詰め? 収穫期短期の労働力確保が課題
C13	6.1	親戚の妻、農地借入農家の妻
C14	5.4	導入なし、
C15	3.7	導入なし、出面を雇う機会がなく、通年の仕事を確保することは困難 長男が夏場2-3ヶ月手伝う
A4	10.2	主人播種・移植時は休暇をとる、小豆委託、(水稻補植に出面、親戚関係)
B1	14.2	調査未了
B4	4.9	アロコリの共同栽培 カレ、ズの収穫に近所のおばあちゃん(時給が低くてすむ)
B6	3.5	(主人・妻休日作業、子供3名最盛期手伝い、 耕起・代かきを本家、秋作業を妻の親戚に委託)
B7	2.7	(長男夫婦年間各14日、播種移植収穫手伝い、耕起・代かき委託)
B8	2.0	雇用導入なし
B11	0.1	雇用導入なし
C6	13.0	(水稻播種移植に)、地域としては雇用確保が問題であり水稻農繁期- 野菜-除雪といった年間就業を考える必要がある
C12	6.7	長男春秋作業の手伝い、當時2名(主にカレ、ズ) これまで行政區で調達できたが、現在町外も(送迎あり)
A5	3.1	主人休日農作業、(田植え、収穫を集落内の農家に委託)
A6	2.8	(長男春秋に手伝い、耕起・代かき分家と共同)
B2	5.8	長男(町外)、次男(町内)が春秋に手伝い (水稻播種に長女の妻および友人)
B5	4.5	(主人兼業農繁期に休日取れる、長女・次女夫婦播種移植収穫に手伝い) ピーマン最盛期に長女・次女(町外)の手伝い
B9	0.3	長男土日機械作業手伝い ピーマン1日おきに収穫、運搬は長男の妻にやってもらう
B10	0.2	雇用導入なし

資料: 実態調査により作成

## 5) 野菜生産をめぐる諸問題

野菜生産に伴う労働力確保という問題の他にも、いくつかの問題を指摘することができる。既に指摘した連作障害の問題もそのひとつである。

表V-15に調査農家の土づくりへの対応を示した。先に見た大根の連作障害の懸念とともに、ピーマンの連作障害を懸念する農家がみられ、それらの対策として特にハウスへの堆厩肥投入という対応を行っている農家が数多くみられる。堆厩肥の投入はハウス内に限られているが、それも十分とはいえず、スィートコーンやえん麦を温床畑やハウスの間に播種し、すき込みを行う対応がみられる。施設野菜への意向が強かったことを思えば、その連作障害に対して早急な対策が求められよう。

アンケート調査では、「野菜について緊急に改善すべき点」を3点指摘してもらったが、「連作障害・地力の維持」を指摘した回答は105であり、回答総数599の18%を占め、最大の問題と考えられていることがわかった。続く問題点は、「土づくり」88(回答総数の15%、以下同様)、「栽培技術の向上」81(14%)、「特になし」67(11%)、「労働力の確保」49(8%)、「施設の更新・拡充」46(8%)、「販売方法の確立」42(7%)となっており、連作障害・土づくりが重要課題となっているのである。

ここで栽培技術の向上、販売方法の確立に問題点を指摘している農家がみられるが、これは実態調査の結果から次のように考えられる。既に東川町の野菜は地元でパッキングが行われ出荷されることは述べたが、その際の出荷形態は個選体制であった。これに対して、主に専業農家層から品質にバラツキがあり、共販なので不利になっているとの指摘がみられた。現況の個選出荷体制は選果が不十分で選別の悪い農家が存在し、価格形成が不利になっていると考えられているのである。農協担当者からの聞き取りによれば、「個選が不十分であっても当該農家だけであり、他の農家に不利になることはない」とのことであるが、野菜への取り組み姿勢によって農家間に意識の齟齬が発生することは、かつての大根農家の離脱の経験からしても留意すべき点になろう。

大根は東川町の中心野菜であるが、かつて大根を専作的に作付していた農家が共選により大根の検査を実施し価格差を付けるべきであると主張し、その調整がうまくいかずに6戸の農家が農協を離脱している。

表V-15 土づくりへの対応

農家	土づくりへの対応 : ( ) 内は水稻
A 1	露地野菜跡、温床跡にえん麦、温床に4-5年に1回堆肥投入
A 2	畑の南瓜跡にえん麦
A 3	パイオニア利用、野菜のもちがよい(パイオニアおよび魚粕利用)
B 3	ピーマンの連作が心配、ハウス移設を検討、予定地にスイト導入
C 1	調査未了(蕎麦は連作の方がよい、磷酸多投)
C 3	温床畑にえん麦
C 4	大根は連作障害 稻わらはハウスへ、玉ねぎには発酵鶏糞 緑肥えん麦: 小麦は委託すると手取りなし、豆は大根と作業競合 (堆肥を購入している)、畑に緑肥えん麦
C 5	連作のためハウスの間にスイト、稻わら+豚糞を堆肥場に堆積(水田2t、野菜4t)
C 8	有機研究会(稻わらは鋤込みが主体) スイト、えん麦を作付
C 10	人参: 4年連作しているので一部に線虫、人参跡にえん麦、 ハウスのみ堆肥投入 地力作物をいれると奨励金ができる
C 11	ピーマンに連作障害発生、商系が熱心で改良などの情報 ハウスに商系の魚粕を40kg、ホウソの収量増 (稻わらは全部水田に、農協の収集事業を利用)
C 13	ハウスに鶏糞堆肥(2年に1回) コネギーホウソの体系
C 14	ハウスにはいれないと病気ができる 大小豆ばかりで連作障害がひどい ハウスの場所を変えたら病気がでなくなった
C 15	ハウスに堆肥投入 スイト、えん麦導入、連作障害防止のため
	C 2、C 9 調査未了
B 1	東神楽の酪農家から教習 堆肥+稻わら
B 4	わらになたね粕、鶏糞を混ぜ温床畑に(毎年)
B 6	(畦畔草の堆肥を不出来の田に投入、わらは細断・鋤込み) 畑で輪作: 南瓜→小豆→スイト
B 7	(稻わら鋤込みのみ)
B 8	(条件の悪い水田にえん麦、 小豆・大豆・麦を作付してきたがそれなくなってきた)
B 11	水田からわらをもってきて堆積し投入
	A 4、C 6、C 12 調査未了
A 5	(堆肥投入はなく鋤込みが中心)
A 6	(魚粕は生育が遅れるのでやめた)
B 2	野菜畑に堆肥6t/反、ハウスの間にえん麦
B 5	ハウスの間にスイト、ハウス分だけ稻わらを堆積する
B 9	野菜: 小型トネル→スイト(大豆・小豆)→えん麦
	B 10 調査未了

資料: 実態調査より作成

### 3. 野菜生産の意向

東川町の野菜は町農業の中でも基幹的な位置を占めるようになってきたが、既にみたようないくつかの問題も内包している。こうした中で農家は野菜への取り組みについてどのように考えているのであろう。まず、調査農家の意向をみていく。

表V-16に調査農家の野菜取り組みの意向を示した。多くの農家で現状維持と指摘されている。これを農家区分毎にみると、専業農家層はたとえ経営耕地の拡大があっても稻作専業とはならず、安全策として野菜導入を考えており、未曾有の冷害年の翌年という調査を反映してか、複合的な意向が強い。高齢農家層についても体にはこたえるが、やれるだけ野菜をやっていくという意向がみられる。これに対して兼業農家層、とりわけ現状で野菜導入のない農家は稻作志向が極めて強くなっている。ただし、多くが経営主への調査であり、野菜を担っていた婦人層の意向が聞き取れていないのが残念である。

また、導入品目の意向としては、重量のある大根、にんじんについては自らの高齢化とともに雇用労働力の高齢化によって、軽量ものの野菜に切り替えたいとする意見がみられる。これには大根等の連作障害も影響しているよう。

次にアンケート調査から農家の意向を補足しておこう。アンケートでは今後の意向を2カ所で尋ねている。そのひとつは、「拡大・導入したい作目」を単純に尋ねた質問である。これによれば「稻作」と回答した農家が最も多く 222となっており、野菜については施設野菜が84、露地野菜が23となっている。野菜の志向も少なくはない。しかも露地ではなく施設野菜の意向が強いのである。

意向の質問の第二は、経営耕地面積の拡大意向とその際の拡大部門を尋ねた質問である。経営耕地面積の今後の方向としては「現状維持」と回答した農家が 322で圧倒的に多く、68%を占めていた。この現状維持志向の農家に「拡大したい作目・部門」をさらに質問したところ（回答数 277）、「今まで通り」143、「稻作」75、「施設野菜」35、「露地野菜」11という回答であった。あわせて「減らしたい作目・部門」を尋ねると、「今まで通り」 121、「露地野菜」13、「豆類」12、「稻作」 9、「施設野菜」 8であった。農家の意向は稻作中心ではあるが、経営耕地面積の拡大を考えていなくとも続く選択は施設野菜となっているのである。

表V-10(1) 野菜収穫組みへの意向

農家	今後の野菜の意向
A 1	野菜自体の拡大意向はない、現状維持だが出面次第によっては減少もある
A 2	出面も年をとってくるので重量から軽量野菜にシフトを移す
A 3	これまで10haで野菜と考えていたが、労働力がないので15haの稻作を考えたい。トウモロコシでやっている野菜の青空市場の取り組みの拡大を
B 3	特になし
C 1	特になし
C 2	天候もあるので米専業は考えられない、 大規模稻作経営者会議ではそろそろ限界だといっている（飛び地も多い 規模が大きくなると機械が必要、花の場合は灌水施設投資が必要になる ため）を予定していたが低価格で見合わせている
C 3	大根の作付は維持する
C 4	野菜のみ申し込んでいる
C 7	全面水田に戻せないのは収益性のためである、 人参は重量が問題
C 8	年齢的に個人的には特栽米だけでよい
C 9	現状は複合でどちらに転んでも大丈夫という対応を行う 高収益作物は導入したい
C 10	息子が帰ってきたら20haぐらいやると思うが、野菜もやっていきたい 野菜は手間を売るもの、共選したら金は入ってこない
C 11	ピーマンは労働力的に限界、機械選果も必要か (涼しいところでの袋詰めは作業上魅力だった) 現状維持を行う、収穫期の短期労働力調達をなんとかしてほしい
C 13	現状維持、 パッケージセンター：高齢者は経費をかけるより自前と判断している 青果物の品目をしづら10品目ほどにすべきであろう
C 14	みかんと水稻をやれるだけやる みかんは手間がかかるのでやめたい 農協で選果してくれれば楽である
C 15	現状維持、 施設の方向にいった方がよいのではないか、 水稻は規模拡大農家にまかせる方がよい

表V-16(2) 野菜取り組みへの意向

農家	今後の野菜の意向
A 4	稲作一本でいきたい、機械更新負担に耐えられるかが心配
B 1	調査未了
B 4	共同の野菜が上手くいければ力をいれるかも知れない
B 6	野菜は価格変動があるのでいやだ
B 7	水稻一本でいく、野菜導入は投資が必要でリスクが大きい
B 8	野菜のことを考えるが、宅地回りに畠がない、移動手段は自転車のみ
B 11	当面全貸、ピーマンと山仕事でやっていく
C 6	水稻の規模拡大に意欲がある、雇用労働力の確保が必要
A 5	10a程残して貸し付け、ボケ防止もかねて野菜をやってみようと考えている 近所をみてもみんな働いている
	初めての品目の時は普及所に頼るだろう
A 6	特になし、そのうち金を払って借りてもらうようになると考えており、今のうちに借りてくれる人に貸す
B 2	今後も水稻とピーマン、ピーマンは10年やってきてコツがわかる
B 5	野菜作りは身体にこたえるようになった
B 9	自家菜園的農業は他人に迷惑をかけるのでやめる
B 10	特になし
C 12	野菜増加により経営主の兼業との競合 ゆうゆう個人責任の選別であるが、かえって選別の悪い農家も見られる ゆくゆくはパッケージセンターも現実化すると考えている

資料：実態調査より作成

#### 4. 野菜生産振興上の課題

##### 1) 東川町の野菜生産の特徴

東川町の野菜生産の特徴を端的に示せば、量販店を重視した府県送りの市場開拓戦略を採用してきたことにあるといえよう。こうした独自の市場開拓によって、生産した野菜は全量販売可能となり、多様な野菜の扱い手層を形成してきたのである。この扱い手の存在状況をまとめたのが、表V-17である。専業農家層、兼業農家層、高齢農家層がそれぞれその特色に応じて野菜生産に参加しているのである。

これら全量販売、扱い手の多様性に応じて、野菜生産が極めて多品目におよんでいることも東川町の野菜生産の特徴である。部会の活動からみれば、近年品目がしづられる傾向にあると考えられるが、その部会数も24と多品目生産の状態が続いているのである。さらに、野菜生産を行う労働力が婦人層、高齢層を巻き込んでいることや労働力調達が近隣に居住する子息に依拠していることも特徴となっている。

表V-17 扱い手の存在状況

	専業農家層	兼業農家層	高齢農家層
扱い手	50歳前後 冬期兼業農家 を含む	婦人層、 夏場の主人負担 通年兼業	60歳以上 経営移譲農家
作付品目	多品目、 露地+ハウス、重量	単品目、ハウス	単品目、ハウス
労働力確保	大面積層は 雇用労働力 10ha以下層は 家族労働力 +町内外の子供	婦人+主人休日 +町内外の子供	高齢夫婦+ 町内外の子供

この野菜生産にかかわって注目すべきことは、その導入の契機である。全量販売という農協の支援施策を背景としながらも、農協のすすめや苗の供給体制、さらには役場と協力した助成策の実施が多様な農家階層に野菜の導入を押し進めていたのである。しかし、こ

うして展開してきた東川町の野菜も連作障害、町内での品質格差への対処といった問題をかかえていることも事実である。

## 2) 野菜振興の課題

このような東川町の野菜生産を振興する上での課題を指摘すれば、次の3点を上げることができよう。

第一は担い手確保対策である。担い手対策に関してはこれまでの野菜導入の契機が参考になろう。そこでは各種の支援策と農協の営農指導のインパクトが大きく左右していた。現況で行われているハウス助成、全量出荷、苗供給といった支援施策が今後も継続され、充実していくことは求められよう。さらに、担い手が多様であったことを考えるならば、営農指導による蔬菜生産農家の掘り起こしは農家毎に行われること、例えば高齢組合員の生活設計相談と営農指導体制のリンクといったことが個別に求められるし、専業農家層には年間就業できる野菜の組み合わせ、婦人主体の兼業農家層には日中に作業が完了する野菜、高齢農家層には軽量タイプの野菜といったように、対象毎の育成が求められるのである。こうした担い手毎の営農指導には、「ステップアップ100」の「みどりの本」で紹介されていたような事例紹介、作型紹介といった取り組みも有効となろう。

第二は生産振興対策である。これには重量野菜振興対策と連作障害対策をあげることができる。府県送りが主流である東川町の野菜生産では、積み荷確保のため重量野菜の存在が不可欠となっている。重量野菜対策には労働力軽減対策としての機械化の促進や収穫システムの確立とともに、多品目抱き合わせ出荷における輸送費負担の見直し・助成が必要となろう。

契約出荷で1週間毎に農協担当者が量販店と価格交渉するシステムをとってきた東川町では、市場価格に連動するとはいえるその価格水準は相対的に高く、しかも安定しており、独自の価格補償体制の必要性が乏しかった。そして、運賃負担は重量野菜の重量と容積によって大半が担われるため（運賃は北海道内が重量制、道外が容積基準となっている）、他の品目の野菜の安定出荷に寄与してきた。しかし、過積載規制の強化と輸入野菜の増加による価格の低迷により、重量野菜の価格は運賃をカバーしきれない状況に至っている。現状では重量野菜の積み荷確保がなされないと、その他の品目の野菜にも影響が及ぶことになる。そこでは重量野菜の運賃助成を含めた対策が求められるのである。

また、連作障害対策は既に検討したようにほとんどの農家で懸念されている問題であり、現況の農家単位の取り組みであるハウスへの堆肥の投入やえん麦等のすき込みなどをはじめ、諸対策が早急に講じられる必要がある。その際、それら諸対策は連作障害対策として消極的になされるのではなく、地域の対策として実施し、東川産野菜の栽培方式として定着させ、販売戦略に活用するといった積極的な対応策として行われることが望まれる。

第三は「東川産野菜」の創出である。農家実態調査の結果からは兼業農家の一部で稻作

専業の方向性が志向されていたが、多くの農家では畠作に野菜を加えた複合経営の方向が志向されていた。また、経営形態は不明であるが、アンケート調査からも野菜作、とりわけ施設野菜の志向を確認することができた。このような野菜作志向にもかかわらず、実態調査から農家が東川産の野菜という意識を抱く野菜は大根のみであった。東川町の野菜は府県送りであり、かつそのパッケージに東川の名称が記載されることが少なく、北海道内や量販店においても東川の名を目にする機会が少ないのである。この「我が町自慢」の欠乏が品質問題への無関心や東川町での野菜生産の取り組みを減退させてはいないのであろうか。事実、東川町では注目されてはいないが、表V-6に示したように全道に誇る作付面積をもつ品目が存在しているのであり、「東川産野菜」の創出による意識上の対策が、近隣子息の労働力に依拠している東川町の野菜生産にとって必要になると考えられるのである。

### 3) 野菜振興のイメージ

東川町の野菜振興の基本方向を「食糧生産の活力をアピールする産地作り」におくことを提起したい。

東川町は観光資源の存在、写真の町や特別栽培米の取り組みなどでマスコミに取り上げられることがしばしばである。現況ではこうした追い風的条件を農業振興に活かすことが必要であるが、コメ、多品目の野菜、花などの多様な取り組みが農業振興には活かされていないといえよう。コメにおいては特別栽培米として「大雪の清流」規格を策定しブランド化を推進している。しかし、野菜についてみれば個選共販で、その選別程度に批判さえ現れているのである。野菜についても旧来路線を継承した販売戦略の充実により多様な生産者をカバーする一方、コメ同様に大雪の清流イメージを活かした、消費者に誇れる野菜生産の方向性も追求することを検討すべきであろう。

こうしたブランド化の推進においては、往々にしてまがいものの取り組みを誇大宣伝する事例も見受けられるが、何をもってアピールするかを明確にし、生産規格を厳守することが求められる。そこでは担い手に応じて高齢者による「手練（てだれ）の野菜」、婦人による「母ちゃんの野菜」、「自家の野菜畑」などのブランドが存在してもよいのである。要は実際の担い手の取り組みを消費者にアピールすることまた、各ブランドの生産方法について問合せが来たときには町内の関係者なら誰でもが正確な回答を出せるよう周知徹底しておく体制が求められるのである。

## VI. 農地流動化の現状と課題

本章では東川町における農地問題の現状について検討することとしたい。そこでまず、東川町における近年の農地流動化の動向を検討し（1節）、次いで農業経営実態調査の結果から地域における農地流動化の実態分析をおこなう（2節）。最後に、以上の結果を踏まえて、東川町における農地問題解決のための対策について述べておきたい（3節）。

### 1. 東川町における農地流動化の動向

#### 1) 農地移動・農地価格の動向

まず、表VI-1によって東川町における近年の農地流動化の基本的な動向について確認しておきたい。表では1975年以降の自作地の有償所有権移転（売買）面積、借り入れ面積、水田価格の推移を示しているが、これによるとおよそ1980年代の中頃に農地流動化の転換点を見ることができる。

その特徴はまず第一に、水田価格が劇的に下落に転じたことである。水田価格はそのピークをなす1982年の反当 860千円から1984年には 741千円へと実に14%下落し、その後も表に見るよう趨勢的に下落を続けたが、1987年の大幅な下落以降は下げ止まったかに見える。ちなみに、1989年以降は反当 500千円強の水準で推移してきている。

第二に、農地移動形態に注目すべき変化が生じたことである。すなわち、1985年をピークとして売買が明確な減少傾向に転じたと同時に、顕著な借地増大傾向が進んだことである。表にみるよう1975年以降の東川町の総借り入れ面積は1980年頃までは微増傾向を続け、1981年の 124.5haをボトムとして、それ以降急増傾向を辿ってきている。ちなみに、1992年の総借り入れ面積は 689.9haであるからこの10年間でおよそ 5.5倍となったこととなる。

さらに、表VI-2によってこの借地増大傾向を地目別に見ると次の諸点を指摘することができる。まず第一に畑が田を上回って、一貫して高い借地率を誇っていることである。しかしながら第二に、借地増大のテンポは田と畑では差があり、最近では特に水田の借地増大傾向が著しいことを指摘することができる。すなわち、畑の借地率は1985年頃までは一貫して上昇しそれ以降は停滞してきているのに対して、田の借地率は1985年以降の伸長が際立っており、1985年の 5.5%から1990年には13.1%へと 7.6ポイントも上昇している。さらに付け加えて言えば、東川町の田の借地率は空知・上川の水田地帯の中でも際立って高い水準であることも注目に値しよう。続けて第三に、1戸当たり借り入れ面積も大型化していることである。ちなみに、1990年のデータでは1戸当たり借り入れ面積の平均は、田が 2.8ha、畑は 4.5haとなっている。

従って、東川町における近年の農地流動化の特徴として、地価下落と売買減少・借地増

表VI-1 東川町における農地移動・農地価格の動向  
(単位: 件、ha、千円/10 a)

	自作地有償		賃借権設定		借入面積	中田地価
	所有権移転 件数	面積	件数	面積		
1975	45	63.6	18	36.8	25.4	NA
76	26	27.3	51	87.2	51.6	480
77	24	35.5	32	44.0	120.1	650
78	17	38.9	35	54.6	140.9	730
79	18	24.5	21	31.1	105.6	800
1980	11	11.0	27	33.9	187.1	NA
81	15	21.3	25	35.6	124.5	850
82	31	42.1	33	68.7	131.9	860
83	21	38.8	34	69.7	163.6	NA
84	25	31.4	73	124.6	226.5	741
1985	30	51.2	52	76.5	283.5	720
86	20	30.1	44	67.1	375.6	670
87	20	32.5	69	117.8	383.5	595
88	15	21.3	57	108.1	540.4	NA
89	13	19.7	71	115.4	522.5	503
1990	12	26.4	96	170.6	599.7	510
91	11	15.7	50	94.3	664.5	510
92	8	15.0	73	174.7	689.9	500

注: 1. 自作地有償所有権移転及び賃借権設定は『北海道農地年報』より。  
 2. 借入面積は『センサス』及び『北海道農業基本調査』より。  
 3. 中田地価は北海道農業会議『田畠売買価格等に関する調査結果』より。ただし1年遅れの数値を用いている。また、NAは回答なしを表す。

表VI-2 東川町における地目別の借地動向  
(%, ha)

	借入面積率		戸当たり借入面積	
	田	畠	田	畠
1975	0.6	2.3	0.8	0.7
80	4.8	16.0	2.0	2.2
85	5.5	27.7	1.9	4.8
90	13.1	29.8	2.8	4.5

注: 『センサス』より作成。

大という農地移動形態の変化を指摘できるが、水田作を基幹とする東川町農業にあってとりわけ注目されるのは、水田の借地関係が近年急テンポで進んできている事実である。そこで次にこの借地増大の背景について検討することとした。

## 2) 借地増大の背景

### (1) 高齢化の進展

まず第1に指摘しておきたいのは担い手の高齢化の進展である。表VI-3は1990年のセンサスデータによって、東川の農家におけるあとづきの確保状況を示したものである。

これによると、世帯主年齢が50歳以上の農家における、あとづきの確保状況を見ると、①同居あとづき無し農家割合が44.3%、②男子の同居あとづきなし農家割合が45.3%となり、さらに男子の同居あとづきがいても他産業に従事している農家割合を加えると、③「その他の仕事だけに従事」で50.4%と全体の過半を超える。これに④「その他の仕事が主」を加えると60.4%に及んでいる。さらにこうした後継者不在農家の保有している経営耕地面積のシェアについて見ると、同様に①同居あとづき無し農家で30.7%、②男子の同居あとづき無し農家で31.2%、さらに③男子の同居あとづきがいても他産業に従事している農家分を加えると40.8%、これに④他産業従事が主の農家分を加えると44.2%となる。

従って、少なくとも今後10年位の間に東川町の3~4割に当たる農地が放出される見通しがあることは確実である。また、こうした東川町における後継者不在・高齢農家の分厚い存在が、こうした農家の在村離農・農地貸付というステップを通じて借地増大をもたらしていると考えられる。

### (2) 売買の停滞と地価水準

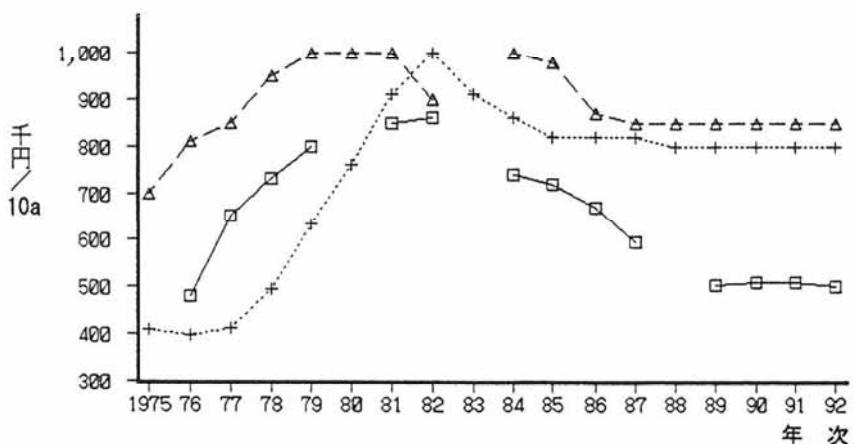
次に、借地増大と表裏の関係として捉えられる売買移動の停滞について若干の検討を加えることとした。農地移動において借地関係が卓越的に進展し、なかなか売買移動に結びつかない要因は一般的に複雑であると考えられるが、ここでは売買移動を阻害する大きな要因として考えられる「高地価障壁」の問題について検討することとした。

図VI-1は1975年以降の東川町と近隣2地域（旧東旭川村、東神楽町）の水田地価水準の動向を示したものである。いずれの地域も1975年以降に急激な地価上昇が進行し、1982年頃には反当900~1,000千円という極めて高い地価水準で肩を並べるに到る。しかしながら、その後の地価下落の過程においては、東旭川・東神楽が早くも1986年頃にほぼ反当800千円水準で下げ止まるのに対して、東川町では先述したように1989年の反当500千円水準に落ちつくまでは下落を続けるのである。こうした東川町と他の2地域に見られる地価下落のテンポと地価水準の著しい格差は、農業的な要因というよりは明らかに農業外的な要因が強く働いているとみられる。すなわち、端的に言えば依然として高い地価水準

表VI-3 東川町における世帯土耕面積以上の農家の二ノ作種休伏況(1990年)  
(単位:戸、ha)

あとづぎの有無・就業状態	戸数	面積	規模
16才以上の男の同居あとづぎがいる	141	692	4.9
自営農業だけに従事	14	106	7.6
自営農業とその他の仕事に従事	84	446	5.3
自営農業が主	12	89	7.4
その他の仕事が主 (D)	72	357	5.0
その他の仕事だけに従事 (C)	37	127	3.4
仕事に従事しない	6	13	2.2
16才以上の女の同居あとづぎがいる (B)	7	21	3.0
同居あとづぎがない (A)	319	1,146	3.6
あとづぎ不在率 (A)	44.3%	30.7%	
" (A+B)	45.3%	31.2%	
" (A+B+C)	50.4%	40.8%	
" (A+B+C+D)	60.4%	44.2%	

注:『1990年センサス』(販売農家)より作成。あとづぎ不在率は販売農家の総戸数(720戸)及び総面積(3,736ha)で除して算出。



図VI-1 3町村における中田価格の推移 (□東川 +東旭川 △東神楽)

注) 北海道農業会議の業務資料より作成

が形成されている東神楽町・東旭川町では多分に農業外の用途への「転用含み」の地価形成がなされるとみられるのである。

次に、アンケート調査の結果から現在の農業者が地価水準をどのように捉えているのかという点について見ることとしたい。表VI-4は経営主の年齢別にみた地価水準の評価について示したものであるが、この表によって次の2点を指摘することができよう。

まず第一に、「高い」「適正」「低い」という地価水準に対する評価についての集計値では「低い」が最も多く回答されていることである。しかしながら第二に、この結果を経営主の年齢別に見た場合、「低い」という回答は年齢層が高い階層ほど多く回答されており、逆に若い年齢層（16～39歳層、40～49歳層）では「低い」と並んで「高い」および「適正」という回答が拮抗していることも見逃せない。従って、東川町全体では「低地価」感が支配的であるが、こうした地価水準の評価には世代間でかなりのギャップが存在すると言えよう。

以上見てきたように、東川町では「高地価障壁」が相対的に弱く、地価水準は基本的に農業的なメカニズムのもとで形成されているとみられる。しかしながら、農業者による現在の地価水準の評価に関して言えば年齢層間で明らかなギャップが見られ、将来的な売り手と目される熟年・高年齢層では広く「低地価」認識が浸透しているのに対して、将来的な買い手と目される青壮年齢層では相対的に「高地価」認識が依然として払拭されていないとみることができる。従ってこのことを一步進めて言えば、現在の東川町における地価は「売り手にとっては安すぎる」、「買い手にとっては高すぎる」水準となっており、換言すれば「資産としての農地」の価格と「生産手段としての農地」の価格が農業の中でうまくリンクしていないという根深い問題がそこには横たわっているのである。

表VI-4 年齢階層別にみた地価水準の評価

（単位：戸）

	小計	16～39	40～49	50～59	60～69	70才～	不明
高い	47	8	20	11	7	1	—
適正である	76	10	19	24	16	7	—
低い	129	6	22	49	30	19	3
どちらともいえない	98	12	28	32	19	6	1
わからない	111	6	29	31	27	16	2
小計	461	42	118	147	99	49	6

注：北海道地域農業研究所の実施したアンケート調査結果のクロス集計による。

## 2. 農地流動化の実態と扭い子

次にわれわれが1994年6月～7月にかけて実施した農業経営実態調査の結果をもとに、現在の東川町における農地流動化問題を検討することとしたい。調査は町の東西にそれぞれ位置する2ヶ所の農事組合（A集落：6戸、B集落：11戸）をほぼ悉皆のかたちで実施し、併せて町を代表する若手農業者（C：15戸）を抽出して合計32戸の調査を実施することができた。以下では農地流動化の内実に関して借地関係の実態を中心に検討することとしたい。

### 1) 調査農家の農地貸借状況

表VI-5は調査農家の農地保有状況を一覧表にして示したものである。以下、表によって調査農家の農地貸借状況の特徴について見ていくこととしたい。

まず第一に調査農家32戸のうち農地借入をおこなっているのは18戸に及んでおり、特に抽出調査の対象である若手農家群（C1～C15）ではほとんどの農家が農地借入をおこなっているのが注目される。

第二に、借地率は調査農家平均で42.3%と極めて高水準であり、1993年の町平均18.0%（『北海道農業基本調査』）をはるかに上回っている。農事組合別に見ると、A農事組合が46.4%、B農事組合が27.0%であり2地域の間ではかなりの開きがみられるが、B農事組合では実態からすれば将来的な借り手と目される農家はB1農家も含めて2戸（調査未了）しかおらず、現在の50歳代～60歳代前半の農家の加齢に伴ってかなりの流動化の進展が予想される。さらに付けえて言えば、借り手のうち借地率50%以上という農家が7戸に及んでいることも注目されよう。

第三に、地目別の借入状況を見ると田の借地率は調査農家平均で40.2%であるのに対して畠の借地率は67.8%であり、畠の流動化が高水準で進展していることが見て取れる。付言しておけば、農協所有の畠が貸し付けされていることがこの傾向を促進している実態がある。

第四に、借り入れ農家1戸当たり借入面積を見ると、耕地 6.7ha、田 6.2ha、畠 4.9haと極めて大型の借り入れがおこなわれていることが指摘できる。特に田で10ha以上の借り入れをおこなっている経営が4戸に及んでいることも注目されよう。

また表示は省略したが開始年次別の貸借件数について言えば、第五に最近3年間のうちに借り入れを開始した事例がおよそ半分を占めており、さらに最近5年間に遡るとおよそ7割がその中に入っている、最近年の貸借関係が多いことが指摘できる。

表VI-5 調査農家の農地保有・農地賃借に関する一覧表

(単位：歳、a、%)

農家番号	経営主年齢	耕 地	營 田		うち畠 所 有		うち畠 借 耕 地		人 へ 賃 地		うち畠 貸 付 地		うち畠 借 地 率		田 借 地 率		畠 借 地 率	
			耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地	耕 地
A 1	43	1951	754	754	—	—	1197	1197	—	—	—	—	—	61.4	61.4	—	—	—
A 2	46	1330	959	371	697	11	633	273	360	—	—	—	—	47.6	28.4	—	97.0	—
A 3	48	1074	1024	50	766	716	50	308	621	—	—	—	—	28.7	30.1	—	—	—
A 4	47	1016	1016	—	395	395	—	—	—	—	—	—	—	61.1	61.1	—	—	—
A 5	68	301	301	—	301	301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A 6	71	279	279	—	279	279	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	54	992	922	70	532	522	10	*690	*600	*360	—	—	—	**46.4	**43.4	**85.5	—	—
B 1	42	1421	1421	—	256	—	1165	1165	—	—	—	—	—	82.0	82.0	—	—	—
B 2	61	577	577	—	677	577	100	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
B 3	53	505	505	—	505	505	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 4	51	486	486	—	486	486	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 5	61	450	450	—	450	450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 6	57	355	342	13	355	342	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 7	64	271	271	—	271	271	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 8	66	203	203	—	203	203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 9	63	26	26	—	320	320	—	—	—	—	—	—	—	294	294	—	—	—
B 10	68	15	15	—	241	241	—	—	—	—	—	—	—	226	226	—	—	—
B 11	65	5	5	—	192	192	—	—	—	—	—	—	—	187	187	—	—	—
平均	59	392	391	1	360	349	10	*1165	*1165	—	*202	*236	*100	**27.0	**27.0	—	—	—
C 1	53	3124	3124	—	324	324	—	2800	2800	—	—	—	—	89.6	89.6	—	—	—
C 2	35	2234	1504	730	1032	732	300	1202	772	430	—	—	—	53.8	51.3	58.9	—	—
C 3	39	1743	1743	—	710	—	1033	1033	—	—	—	—	—	59.3	59.3	—	—	—
C 4	56	1587	587	1000	907	587	320	680	—	680	—	—	—	42.9	—	68.0	—	—
C 5	46	1413	1413	—	1155	1155	—	259	259	—	—	—	—	18.3	18.3	—	—	—
C 6	46	1296	1296	—	1022	1022	—	274	274	—	—	—	—	21.1	21.1	—	—	—
C 7	50	1221	1221	—	713	713	—	508	508	—	—	—	—	41.6	41.6	—	—	—
C 8	48	1038	1038	—	679	679	—	358	358	—	—	—	—	34.5	34.5	—	—	—
C 9	46	783	780	3	384	381	3	398	398	—	—	—	—	50.9	51.1	—	—	—
C 10	59	771	771	—	611	611	—	160	160	—	—	—	—	20.7	20.7	—	—	—
C 11	51	710	—	523	523	—	187	187	—	—	—	—	—	26.3	26.3	—	—	—
C 12	58	667	667	—	667	667	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
C 13	44	614	614	—	470	470	—	144	144	—	—	—	—	23.4	23.4	—	—	—
C 14	48	543	543	—	455	455	—	88	88	—	—	—	—	16.1	16.1	—	—	—
C 15	54	369	369	—	369	369	—	—	—	—	—	—	—	**44.7	**42.6	**64.1	—	—
平均	49	1207	1092	116	668	627	42	*622	*582	*555	—	—	—	**42.3	**40.2	**67.8	—	—
平均	53	887	819	68	537	512	25	*668	*620	*490	*202	*236	*100	**42.3	**40.2	**67.8	—	—

注：実態調査より作成。\*：借入耕地の平均は借入農家1戸当たり借入面積を表示した。\*\*：借地率の平均は合計値で算出した。

さらに、第六に表VI-6によって借入圃場の分散状況を見ると、借り入れ49件のうち飛地が圧倒的なウェイトを占めており（40件）、そのうち集落外の飛地借り入れが半分を占めている。

以上見てきたことは、先に検討した東川町における近年の借地増大傾向を裏付けるものであるが、実態調査の結果から浮かび上ることは農林統計に現れた結果をはるかに越えて、予想以上に農地流動化が進行していること、さらに借り手は若手農家を中心であり、経営面積の過半にも及ぶ極めて大型の借地が展開している事実を指摘できよう。また、借り入れによって圃場分散が進んでいるという問題点も指摘できる。

表VI-6 調査農家の借地の分散状況  
(単位:件)

位置関係	小計	集落内	集落外	不明
本地隣接	6	4	2	—
飛地隣接	3	2	1	—
飛地	40	17	18	5
小計	49	23	21	5

注: 実態調査結果より集計。

## 2) 集落農業と農地流動化の発生状況

次に、悉皆調査集落の調査結果をもとに、地域における農地流動化の発生状況について検討することとしたい。表VI-7は集落に居住する借り手・貸し手双方について調査を実施することができた町西部に位置するA農事組合における農家構成と農地流動化の発生状況について示したものである。以下、この表によって集落農業の状況と農地流動化の発生の特徴について述べることとしたい。

まず第一に集落の農家構成について見ると、面積階層では40歳代の10ha以上の耕地を保有する専業農家（A1、A2、A3）及び農閑期兼業農家（A4）に対して、保有耕地が3ha前後の後継者不在・高齢農家（A5、A6）及び在村で農地貸付をおこなっている高齢あるいは兼業農家（A①、A②、A③、A④、A⑤）の両極の階層に明瞭に分化している現状にある。

第二に作付について見ると、10ha以上の専業層では稲作に加えて露地野菜作及び施設園芸部門が導入されており、第I種兼業的なA4及び3ha前後の高齢層は水稻+小豆あるいは水稻単作という作付を取っている。専業層で導入されている野菜品目は、A1はだいこ

表VI-7 A農事組合における農家構成と農地移動の発生状況

区分	農家 NO	経営主 年齢	後継者 有 無	経営主の 農外就業	経営 耕地	水稻	小豆	露地 野菜	施設 野菜	農地 件数	借 入 面積	農地購入 (1985~)	
												(年次・面積・地価)	
10 ha 以上	A 1	43 (就学中)	-	19.5	16.8	-	2.7	560	4(2)	12.0(5.3)	1985. 1. 9ha, 100万		
	A 2	46 (アラハイト)	冬期臨時	13.3	8.5	2.0	2.4	1100	2(1)	6.3(2.4)	1985. 2. 0ha, 78万		
	A 3	48 ○(22歳)	農閑期臨時	10.7	9.5	-	0.6	200	3(1)	3.1(0.8)	1986. 0. 7ha, 90万		
	A 4	47 ×(娘のみ)	-	10.2	9.7	0.4	-	-	3(1)	6.2(2.7)	1986. 0. 9ha, 90万		
3 ha	A 5	68 ×(娘のみ)	夏期臨時	3.0	2.4	0.6	-	-	-	-	-	-	
	A 6	71 ×(他産業)	-	2.8	2.8	-	-	-	-	-	-	-	
在村貸付	A①	1987年離農 (高齢・後継者なし)				全地賃付 (2.1ha→No.1)					1987年~・10年契約 (新規)		
	A②	年次不詳 (高齢・後継者農外就業)				全地賃付 (2.7ha→No.2)					1991年~・10年契約 (新規・借り手変更)		
	A③	年次不詳 (農外就業)				全地賃付 (3.3ha→No.1)					1992年~・7年契約 (新規・借り手変更)		
	A④	- (兼業)				一部賃付 (0.8ha→No.3)					1993年~・10年契約 (更新)		
	A⑤	1993年離農 (事故)				全地賃付 (2.7ha→No.4)					1993年~・3年契約 (新規)		

- 注：1. 実態調査による。ただし調査未了1戸を除く。  
 2. 農地借入の( )内は集落内農家からの借入を表すもので内数。  
 3. 地価の単位は10 a 当り万円。  
 4. 在村貸付者の項目はそれぞれ離農年次(離農あるいは貸付事由)、農地処分(面積→相手農家)、貸付開始年次・契約年数(新規・更新の別)。

ん、にんじん、ほうれんそう（ハウス）であり、A2はだいこん、かぼちゃ、ほうれんそう（ハウス）、レタス（ハウス）、チンゲンサイ（ハウス）であり、A3はかぼちゃ（一部ハウス）、ほうれんそう（ハウス）、レタス（ハウス）、小ねぎ（ハウス）となっており、品目数も多品目にわたっており、こうした野菜栽培には年間のべ400～500人日の臨時雇用が導入されている実態がある。

次に第三に集落における農地流動化の発生状況について見ると、まず1985年以降の農地購入件数は1985年及び1986年の3件のみであり、売買移動の発生は少ないという特徴がある。それに対して、貸借が活発に進展しており、調査時点では借り入れ12件、貸し付け5件が発生していた。

そこで第四に農地の借り手について見ると、農地借入をおこなっているのは上述した集落農家の中で最若手（40歳代）に位置づく現在の10ha以上層であり、この中には先述した稲作+野菜作の専業農家（A1、A2、A3）と稲作+小豆の第I種兼業的な農家（A4）が含まれる。借り入れ農地の経営的な位置づけについて言えば、そこには①野菜作部門を維持しつつ水田を借入して積極的に稲作面積の拡大を図るタイプ（A1、A3）に加えて、②畑を借入して露地野菜作部門の拡大を図るタイプ（A2）が見られる。また、A4農家は養豚部門（母豚12頭規模）を持っていたが、あまりの低価格のため1991年に養豚を廃止し、12～13ha規模の稲作経営を目指して借り入れを拡大している経営である。

第五に農地の貸し手について見ると、①後継者不在のまま在村離農に到った高齢農家（A①、A②）、②農外就業に傾斜した他産業就業世帯（A③、A④）、③事故による経営主の死亡による離農家（A⑤）の3つのタイプがある。また、調査農家のうち最高齢であるA6は健康悪化を理由に来年からA4に全地貸付を予定しているという。

第六に貸借契約の内容について見ると、契約期間は事故で離農したA⑤の事例を除いて7年から10年間の比較的長期の賃貸借契約が結ばれているのが特徴的であり、また、表示は略したが小作料も標準小作料水準に収まっている。従って、賃貸借契約は比較的安定的であると言え、また「借り手市場」的な需給関係がその傾向を強めている実態にある。

以上見てきたように、A集落では集落農家の高齢化と農外就業への傾斜を背景として農地の出し手が現れてきている。その農地は集落の中の若手農家に賃貸借のかたちで残らず集中し、それに伴って急速な面積拡大がはかられている状況にあり、農地移動は今後ともこうしたかたちで一層進展する展望にあるとみられる。

### 3. 農地問題解決の課題

以上の現状分析を踏まえて、東川町における農地問題解決の課題について整理しておきたい。

### 1) 担い手への労働力支援体制の構築

まず第一に指摘したいのは今後の担い手への労働力支援体制の構築である。先のA農事組合の事例分析に見たように、東川町における農地流動化は今後とも分厚く存在する後継者不在の高齢農家の農地が、主として現在の若手・集約作導入農家に集中せざるを得ないという展望にある。従って、これから東川町における農地の主要な担い手として、大面積の稻作と労働集約的な野菜作を営む「大規模複合経営」の本格的な層としての形成が期待されるのであるが、家族経営を前提とした場合、こうした「大規模複合経営」が存立するための客観的条件としてまずは豊富な労働力保有・調達が最重要であろう。

従って、具体的には①とりわけ野菜作部門への雇用導入に対する支援、②稻作と野菜作の作業競合時における稻作作業の受託などを含めた地域的な労働力支援体制の本格的な構築が求められる。

### 2) 規模拡大に伴う関連投資への融資・償還条件の整備

次に指摘しておきたいのは投資への支援体制の構築である。現状では借り入れを主体として稻作部門の規模拡大がはかられている傾向が支配的であるが、これに併せて個別経営が稻作機械・施設の高性能・大型化を意図して投資を進めていった場合、すぐさま「オーバーローン」状態に陥りかねない危険性を多分にはらんでいる。

従って具体的には、関連投資に対する融資・償還条件の整備が必要であり、とりわけ東川町・農協なりの「農地担保+ $\alpha$ 」方式の確立が必要となってこよう。

### 3) 土地改良による圃場分散問題の克服

第三に指摘しておきたいのは、適切な土地改良を施すことにより、借入圃場の分散化傾向に歯止めをかけることである。すなわち、圃場分散が進んでいる背景としてはもちろん隣接する圃場がそう簡単に貸付けに出されるわけではないということがあるわけだが、もうひとつの背景として指摘しておきたいのは、借り入れ農家が意図的に圃場条件、特に排水条件の良好な農地を選んで借りているという実態があることである。さらに、借地をめぐる需給状況が緩和している現状ではこうした傾向がいっそう強まっている。

従って、具体的にはとりわけ借地の土地改良投資に対する支援体制の構築が求められる。また、例えば今後「振興公社」が将来的に受け手の見込めない農地を集積し個別農家に再配分していく過程では、一定の土地改良を施してから貸付けるといった措置も必要となってこよう。

### 4) 適正な地価管理対策

最後に第四に指摘しておきたいのは適正な地価管理対策の必要性である。先に東川町において現在成立している地価水準をめぐって、「売り手にとって安すぎ、買い手にとって

ては尚ざる」というに地価傾向が況れることを指摘した。このことは地価下落が急ブレーキで進んだ結果であるとみられるが、こうした地価下落傾向が地域において周知の事実となっている下では、買い手は一層の地価下落を見越して「買い控え」るであろう。また、農協の資産評価額の引き下げは、買い手の農地購入に対する不信感につながっている実態がある。他方、売り手は現在の地価水準では「安い」と感じているのであるから、負債整理などの特殊な事情を除けば、性急な売却を嫌うであろう。

従って、これから東川町の農地流動化において売買が成立するための条件としては、一定の地価水準で下落に歯止めをかけることが必要である。とりわけ担い手育成に視点を置けば収益地価水準での売買成立が必要となろう。そのためには地域的な農地移動への公的介入が重要であり、また、農地保有合理化事業の導入もそのための有効な手段となり得よう。

## VII. 東川町農業振興センター構想の意義と課題

### 1. 問題の所在

東川町農業においても、全国の動向と同様に、農業就業者の高齢化、担い手不足、農業後継者の不足という事態が顕著になってきている。上述の諸章では、稻作、野菜作、そしてそれらを底辺部で規定している土地所有の問題について、現状の分析がなされ、その課題が明らかにされ、その上で、稻作、野菜作では品種の選択、差別化戦略、販売戦略などについて様々な提言がなされ、また、土地所有の問題では、農地の流動化を推進するための具体的な政策が提言されている。しかし、稻作、野菜作の諸章では、さしあたって、具体的な政策を遂行するに当たって不可欠である農業就業者の高齢化、担い手不足、農業後継者の不足などへの対応策は、捨象されたままで議論が展開されている。農地流動化の章でも、あちこちで発生し始めている耕作放棄地への具体的な対応策は、さしあたって、議論から除外されている。

このような現在の日本農業特有の、農業就業者の高齢化、担い手不足の問題、後継者不足の問題の解決の方向を、東川町では、農業振興センター構想において展望している。したがって、東川町での農業振興センター構想は、土壤分析、試験研究などの業務を主要任務とする道内の多くの農業センターとは異なって、作業受託、実質的な経営受託、また、耕作放棄地の管理などを含む農作業部門、さらに、農地の流動化を推進する農地流動化部門をも主要な事業内容とする総合的な農業振興センターの性格を持つことになる。そういう意味では、本章は、これまでの諸章において、最も重要な問題ではあるが、さしあたって、捨象していた諸課題と密接に関連していることになる。そういう意味では、本章は、全体の小括としての一面を持っているようにも考えられる。この点をまず確認しておきたい。

本章の主要な課題は、まず第一に、検討する基準を明らかにするために道内の農業センターの設立状況、その事業類型などについて素描すること、第二に、東川町農業振興センター構想の概要を素描し、その上で、その構想の意義と課題を明確にすることである。

考察の順序は、そういう課題に対応している。第一に、道内の農業センターの動向についての素描 — 具体的には、設立状況、センターの性格分析、事業類型、管理システムなど — を試みる。

第二に、先行する農業センターの事例分析を試みたい。取り上げる農業センターは、道内の北桧山町農業センター、鶴川町農業センター、厚沢部町農業活性化センター及び厚沢部町農業振興公社と道外の栃木県鹿沼市農業公社である。なお、事例分析の基本論点は、簡潔さの必要性と紙幅の関係で、事業内容、機構・組織内容、財務・損益構造の三点に限定している。以下、取り上げた農業センターの類型について若干言及しておきたい。

北松山町農業センター、鶴川町農業センターでは、東川町の農業振興センター構想において事業の基本的な柱に据えられている作業受託などの事業は取り組まれていない。しかし、現在、道内のほとんどの農業センターは、作業受託事業などに取り組んでいないのが現状である。そういう意味では、こちらの方が道内の一般的な農業センターの形態なのである。そういう一般的な農業センターの内容を理解しておくことも重要なことであると思われる。このことが二つの農業センターを取り上げる理由である。これらの農業センターの事業内容は、確かに農作業部門がないとはいえ、それぞれが非常に特徴を持った農業センターである。

北松山町農業センターは、農業センターの事業を、主として農業技術面、すなわち野菜、花き、畑作物、果樹などの栽培試験と学童、町民を対象とした体験農園事業に限定しており、なおかつ相当な試験成績、効果をあげている事例である。また、鶴川町農業センターは、以上のような農業技術センターとしての機能の他に、従来の役場、農協、農業委員会などの組織ごとの営農指導体制を農業センターにおいて統一してより効率的な指導体制を展望している点に、非常に大きな特徴がある。そういう意味では、この事例は、農業センター構想の基本的な事業内容にかかる重要な課題を提起していると考えられよう。

さらに、厚沢部町農業活性化センター及び厚沢部農業振興公社は、北海道内では、ただ一つの作業受託に取り組んでいる農業センターの事例であり、また、そういう事業の積極的な推進のために有限会社化も実現している。この厚沢部町の事例は、鶴川町農業センターの場合よりも、一段と農業センターにとって困難な課題に取り組んでいることになる。当然、作業受託を展望する東川町にとって、道内では、この厚沢部町農業活性化センター、厚沢部農業振興公社の事例が最良のモデルとなるように思われる。

最後に栃木県の鹿沼市農業公社の事例を取り上げている。当初は、その行政単位が一致し、農業構造が類似している道内の農業センターの事例に限定する予定であった。しかし、東川町の農業振興センター構想の基本課題の一つ、すなわち、作業受託、経営受託事業などの展望を念頭におくと、対象を道内に限定するのではなく、全国的な観点も必要になってくると思われる。そういう見地からこの分野において先駆的な役割を果たしてきた栃木県鹿沼市農業公社の事例分析を取り上げることにしている。

第三の課題は、農業センターの事例分析を行った上で、肝心の東川農業振興センター構想の概要を素描することである。そして、最後に、以上の検討を踏まえて、農業振興センター構想の意義と課題を考察していく。

## 2. 北海道における農業センターの展開

### 1) 北海道における農業センターの展開と『ガイドポスト』

北海道における農業センターの展開はすでに相当な歴史を有している。一番目は、1959

年（昭和34年）に中札内村に設置された北海道畑作経営技術研究所（設置者、中札内村）で、以来、共同経営、機械化、有機農業などに関する経営分析などの課題に取り組んできている。二番目は、1964年（昭和39年）に設置された札幌市農業センター（設置者、札幌市）で、以来、イチゴ、カスミソウのウィルスフリー苗の育成、アスパラガスの優良雄株の増殖などの課題に取り組んできている。三番目は、1965年（昭和40年）に設置された深川市立水稻試験地〔後1979年（昭和54年）、同地に転作試験圃も開設〕であり、水稻、畑作物、園芸作物などの品種比較、栽培試験などに取り組んできている。

しかし、これらは、全体的な動向から見るならば、非常に例外的な事例である。農業センターの設置が顕著になってくるのは、1980年代に入ってからである。さらに、大きな転回点になったのは、1989年（平成元年）3月の北海道農政部の『地域農業のガイドポスト－力を合わせて強い農業と豊かな生活を－』（以後、『ガイドポスト』と省略する。）の発表以後である。ガイドポストの「II 本道農業のめざす方向」の「第7 地域農業のシステム化」において、地域農業システムの概念図が描かれ、その中心に農業センターが位置づけられている。「北海道農政部、『地域農業のガイドポスト－力を合わせて強い農業と豊かな生活を－』 1989年3月、49頁」これ以後、各地で続々と農業センターが設立されていくことになる。最近（1994年11月）の数字では、北海道全体で、100を越える農業センターが存在している。〔北海道立中央農業試験場『「地域農業技術センターネットワーク構想』について』資料、1994年11月、参照〕

## 2) 『ガイドポスト』における農業センター構想

以上のような状況のもとで形成されてきた各地の農業センターの類型について概説する前に、『ガイドポスト』での農業センター構想を確認しておくと今後の論点整理にとって非常に便利である。そこで農業センター構想は良く見ると二重の内容を持っていることに気付く。一つは、地域農業システム概念図の中心に位置づけられている農業センターである。その機能として、「地域農業技術センター、農地銀行、農業機械銀行、水管理センター、人材センター、マーケティング、総合調整機能」〔前掲書、同所〕があげられている。今一つは、農業センターの一つの機能である「地域農業技術センター」構想である。そこで機能としては、「新技術の地域試験、実証、展示、経営・技術情報の収集・提供、新規作目の導入試験、優良種苗の供給、地域未利用資源活用、高付加価値化技術の実証・実用化、農産加工の試作、技術等の研修教育 等」〔前掲書、51頁〕があげられている。つまり、『ガイドポスト』では、農業センターと地域農業技術センターとを、後者は前者の一機能であることを確認した上で、区別しているのである。そういう意味では、各地で使用されている「農業センター」の名称は、より厳密に内容に即して言えば、「地域農業技術センター」の方が妥当であると思われる。この点が、各地の農業センターの事業内容、構想を検討する際、分かりにくさが生じてくる原因ともなっているようである。

以上のような点を念頭において、北海道のいわゆる農業センターを概観すると、ほとんどの農業センター、農業振興センター、園芸センターが地域農業技術センターであることがわかる。したがって、その事業内容は、「新技術の地域試験、実証、展示、経営・技術情報の収集・提供、新規作目の導入試験、優良種苗の供給、・・・農産加工の試作」などである。

酪農の場合には、粗飼料・生乳の分析、草地の土壤分析、授精卵移植の実用化、交雑種肉用牛の飼育などが主な事業となるので、耕種中心の農業センターとその事業の性格が大きく異なってくるが、その技術センター的な性格には大きな変化はないと考えられる。

他方、数は少ないが、『ガイドポスト』が示している狭義の地域農業技術センターの機能以外の、いわゆる本来の農業センターの機能を合わせ持つセンターに注目してみることも重要である。第一は、人材育成事業に取り組んでいるセンターであり、赤平市フラー開発センター、新十津川町新規就農者技術修得センター、端野町農業振興センター、西胆振農業センター、厚沢部町農業活性化センターなどがそれである。第二は、体験農園事業に取り組んでいるセンターであり、北桧山町農業センター、厚沢部町農業活性化センターなどがそれである。第三は、情報システム作りへの取り組みであり、栗山町農業情報センター、鵡川町農業センターで行われている。第四は、農村観光への取り組みであり、厚沢部町農業活性化センターで行われている。第五は、総合調整機能の構築の課題であり、鵡川町農業センターで取り組まれている。第六は、作業受託事業への取り組みであり、周知のように、厚沢部農業振興公社で行われている。第七は、流通、マーケティングへの取り組みであり、八雲町農業試験センター、江別市農畜産物高度利用促進協議会で行われている。第八は、販売への取り組みであり、新篠津村堆肥製造施設、江別市農畜産物高度利用促進協議会、新十津川町農林産物加工センター、滝川農業開発公社農産物加工施設、穂別町ふるさと開発公社「緑龍」などで行われている。

以上のように、多様な農業センターの機能が展開されて来ていることが分る。このように、農業センター構想の展望は、全体として、暗中模索の段階とも言うべき状況にあり、各地でそれぞれの地域特性を十分考慮した農業センター構想の模索をしている最中だと言えそうである。しかし、そういう状況であるとはいえ、大まかではあるが、一つの道筋が見えてくるようにも考えられる。まず、このように多様な事業が展開されてくると、設置者が行政なのだから、利用料はサービスで当然とは言えなくなってくるということである。町民対象の体験農園、一定量の情報システムの利用などであれば、まだ行政サービスの枠内でも対応が十分可能であると想定されるが、専任オペレーターを確保し、トラクター、コンバインなどの農業機械をそろえた作業受託事業、宿泊施設を備えた農村観光などを展開することになってくれば、事態は大きく変化してこざるを得ない。また、農産物加工などに取り組めば必然的に市場調査、販売へと進んでいくことになる。そうなれば、単なる行政の業務から他の経営形態の模索をせざるを得なくなり、その結果として、公社化の問

題が不可避的に発生してこざるを得なくなる。上述のように、流通、販売を事業内容としている農業センターが公社化していたり、あるいはそういう展望を持っていることは、そのことの証明となるように思われる。

以上見てきたように、北海道の農業センターは、そのほとんどが農業技術センターであり、その中のごく一部の農業センターがそういう機能の上に、『ガイドポスト』でいわれている本来の農業センター機能の一部を付け加えているという構図になる。さらに、本来の農業センター機能が強化されてくると、あるいはそれを目的としようとすれば、公社化が必要になってくるというように整理できよう。

### 3) 農業センターの組織・管理問題と財政問題

そういう整理の上で、次に農業センターの組織・管理機構などの問題に進もう。1994年1月現在の地域農業センターの数は、北海道ハイテク農業研究会の調べによると、138にのぼる。そのうち、設置者が自治体であるのは75（全体の54.7%—以下同様—）、農協は連合会などを含めて44（31.9%）、自治体、農協などの協議機関になっているもの、公社、あるいは、設置者が自治体、運営が農協などの形態は17（12.3%）、最後に研究会、組合は2（1.4%）となっている。設置者は、圧倒的に自治体、農協の場合が多いのである。

そしてこのことと農業センターの事業内容が、いわゆる各種農作物の栽培試験などを中心とする農業技術の問題に、あるいはそれに基づいた営農指導の問題に限定されてきたということと重なっていると考えられる。これらの農業センターの多くは、年代からいえば、北海道の『ガイドポスト』発表以前に設置されている。

それとは反対に、設置者が自治体、農協などの協議機関になっているもの、公社、あるいは、設置者が自治体、運営が農協などの形態は、そのほとんどが『ガイドポスト』発表以後のものである。たとえば、17の農業センターのうち、1971年の十勝農業開発公社十勝育成牧場を別にすれば、『ガイドポスト』発表以前のものは、1984年の幌延町授精卵移植技術開発研究会（幌延町営農指導対策協議会）、滝上農業技術開発センター（滝上町、農協）、1987年の上富良野町技術センター（上富良野町、農協）、大樹町農業技術試験展示圃（大樹町農業技術試験展示圃運営委員会）だけである。

また、この延長線上に、各地で公社化の動きも顕著になってきている。畜産関係の公社の設立は比較的早く、十勝農業開発公社、宗谷畜産開発公社などがあるが、『ガイドライン』発表以後、稻作、畑作地帯における公社化の進行が顕著になってきている。穂別ふるさと開発公社、滝川農業開発公社、厚沢部農業振興公社、早来農業振興公社など各地で続々と誕生してきている。これらのこととも北海道における農業センター機能の新しい動向を示すものと言えるように思われる。

組織・管理機構の問題では、農業センターの8割以上を占めるところの、設置者が自治体、農協単独の場合には、そう大きな問題は生じない。農業センターに勤務していたとし

いるのは、最近の新しく形態、あるいは既存の形態、農協など協議機関になっているもの、公社などの形態の場合である。そこでは、自治体職員、もしくは農協職員の出向という形をとるか、公社化して平等の公社職員という形をとるかの二つの選択が可能である。前者の場合では、同じ職場にありながら給与水準をはじめとする勤務条件が大きく異なっていること、また、それぞれの出身母体の業務との関連などが大きな問題となってきており、後者の場合には、一応の職員の平等な体制は確保可能となるが、それ以前に、独立採算が可能かどうかが、まず大きな問題となる。特に、冬期間耕地が使用できない北海道の場合、公社の独立採算の確保は、かなり困難な課題になることをあらかじめ考えておく必要があると思われる。

突き詰めて言えば、組織・管理問題は、財政上の問題と重なりあってくるというように考えられる。したがって、財政の面でも、組織・管理問題と同様な問題を抱えているということになる。設置者が自治体であれ農協であれ単独の場合には、問題は、それぞれの財政から農業センターにどれだけ配分できるかということが問題となる。しかし、新しい形態、すなわち設置者が自治体、農協などの協議機関になっているもの、公社などの形態の場合、それぞれの設立時、経常運営費の出資比率、出向職員数の問題などが解決しなければならない問題として提起されてくる。特に公社化した場合には、赤字が発生した場合の対応策も考えておく必要がでてこよう。したがって、農業技術センターから、本来の農業センターの方向へ積極的に踏み出すことは、財政の面でもかなり周到な準備が必要だということである。

#### 4) 農業センターと農政の大転換

以上のように、1989年（平成元年）3月の『ガイドポスト』の発表を契機とする道内の農業センターの展開、その内容について見てきた。しかし、これからの本来の農業センターについて検討する際には、当然、ウルグアイ・ラウンド交渉合意を踏まえた農政の大転換を念頭におく必要が出てきているように思われる。

本来の農業センターの展開を追求して行こうとすれば、この間の農政の大転換を熟知しておく必要がある。ウルグアイ・ラウンド交渉合意をすでに前提としていたと言われる「新しい食糧・農業・農村政策の方向」は、10年後の経営体として、従来の零細な経営規模の家族経営の擁護から10～20haの個別経営体及び組織経営体群を想定し、その実現の手段として農地保有合理化促進事業の改善と推進を掲げている。より具体的には、「農協、市町村の公益法人が行う農地の適切な利用・管理の推進」によって実現されなければならないとし、1993年には従来の農用地利用増進法を農業経営基盤強化法と発展強化している。そこでは農業生産法人の事業要件が従来の農業生産のみから農業関連事業へと拡大され、構成員要件については従来「農地の提供者」、「労働の提供者」だったのが、①農地保有合理化法人による農業生産法人への農地の現物出資が認められ、②JA及びJA連

合会による出資、現物出資、JA（連合会）の子会社による農業経営が可能とされ、③法人の事業に関係者の現金出資を認める、という方向に大きく改正されてきている。また、農地保有合理化法人についても、従来の都道府県農業公社から市町村、農協、市町村公社に拡大され、事業内容に関しては従来の農地の売買、貸借市場への介入から上述の農業生産法人への農地現物出資だけではなく、農地信託、研修事業なども可能となっている。さらに、農業経営基盤強化促進法に先立って、1992年には、農地法施行令が改正され、扱い手が出現するまでの経過的な意味で農地の管理耕作も可能になっている。

以上のように、ウルグアイ・ラウンド交渉合意を前後してわが国の農業政策が大きく転換し、農地保有合理化法人、市町村公社、農業生産法人の要件、事業要件が大きく変化してきているのである。以上の諸点は、これから農業センターを構想していく場合、当然念頭におかれなければならない変化であり、こういう変化に的確に対応した構想が必要であろう。その意味では、東川町における農業振興センター構想においても同様のことが指摘されることになる。

### 3. 事例研究

#### 1) 北桧山町農業センター

桧山支庁管内にある北桧山町農業センターは、1990年(平成2年)度に用地買収(8.48ha そのうち圃場面積 2.94ha)、91年度に道路、給水施設などの建設、92年度には管理棟、園芸施設が建設され、93年度から本格的に活動が開始されている。

##### (1) 事業内容

主な事業内容は、①アスパラガス苗株の養成(7万株)、②学校、町民体験農園の開設、③土壤診断、④メロン育苗技術指導、⑤試験栽培である。特に試験栽培の内容について詳しく述べると、イ. ホウレンソウ、大根、ニンジンの地域適応性調査、ロ. メロンのトンネルマルチ、無加温抑制栽培試験、ハ. ハウスマイトコーン品種比較試験、ニ. 大豆奨励品種決定現地調査、ホ. 酿造用ブドウ地域適応性試験(道立中央農業試験場の委託事業)などが行われている。

##### (2) 機構・組織

農業センター全体の運営は、北桧山町農業センター運営協議会が当たり、その事務局が農業センター、さらにそれらの下に北桧山町農業センター研究部会が組織されるという構図になっている。北桧山町農業センター運営協議会の構成委員は、町長、町議会産業建設常任委員会委員長、農業委員会長、桧山北部地区農業改良普及所長、北桧山町農業協同組合長、若松農業協同組合長、生産者代表(きたひやま蔬菜生産組合長)、学識経験者(道

立派な農業生産組合長）の3人である。同様に北松山町農業センターの構成員は、きたひやま蔬菜生産組合長、北松山町花き生産組合長、北松山町農協水稻部会長、若松農協水稻部会長、北松山町農協酪農部会長、若松農協酪農部会長、北松山町農協馬鈴薯生産部会長、北松山町ワイン生産組合長の8人である。

農業センターの組織体制では、所長が農林課長兼務のため通常不在、業務係長が1名（専従でセンター常駐）、業務係が1名、農政係と兼務のため通常不在、指導員が1名（嘱託職員）で環境整備中心、臨時職員が1名で土壤分析担当、管理人が1名で、1年契約で農家の男性に委託、主な作業がトラクターの運転、ハウスの開閉である。そのほかに、作業員として4月から11月まで45歳～55歳の婦人3人、年間の延べ日数では760日となる。したがって、日常的な農業センターの運営担当者は、41歳の業務係長、61歳の指導員、20歳の女子の職員、43歳の管理人、3人の婦人作業員ということになる。

### （3）財務

まず、建設費用の点についてである。北松山町農業センターは、山村地域新農林漁業特別事業によって設立されている。この事業では、管理棟関係、土壤分析機器、ガラス温室などが補助対象事業費目となり、用地買収、外構工事、農業機械、ビニールハウス、管理人住宅などは補助対象外費目となり、町単独事業となっている。補助対象事業は全体で約1億8,700万円、そのうち50%に対して補助金が支出される。したがって、補助対象事業費目の半分の約9,260万円ほどが補助金であり、残りの約9,260万円ほどが町負担額ということになる。そのほかに、用地買収、外構工事、農業機械などの非補助対象事業費目は、小計で約1億600万円となっており、こちらは全額町単独事業、町の負担ということになる。以上のことから、農業センター建設費用総額は約2億9,325万円、そのうち国からの補助金が約9,260万円、町の負担額が約2億円ということになる。

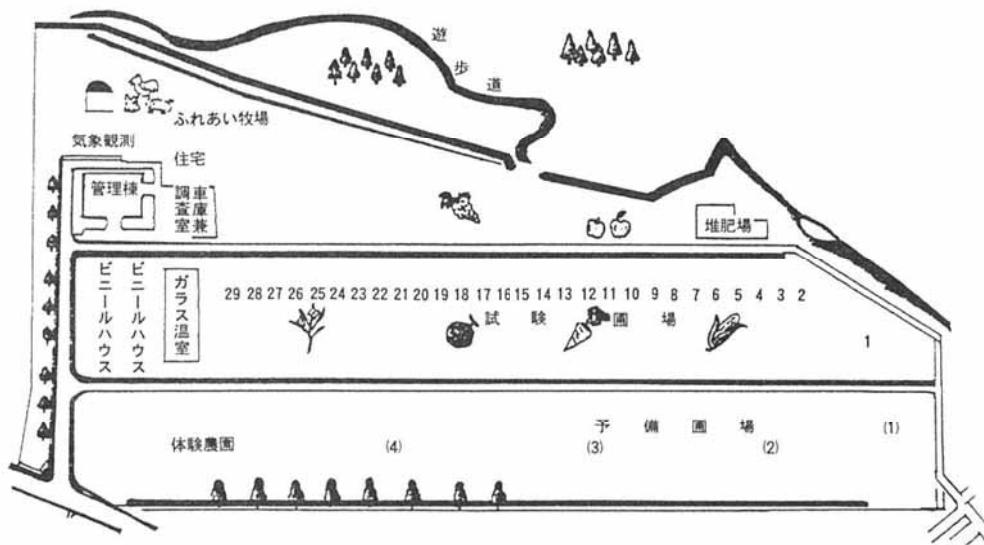
他方、年間の農業センターの運営費は、94年度で約2,100万円であり、そのうち人件費が1,600万円、物材費が500万円となっている。

### （4）成果と課題

成果の第一は、『平成5年度 試験成績書』のとりまとめである。本書は、上述のような、ホウレンソウからスイセンにいたるまでの各種の農産物の地域適応性調査試験、品種比較試験の成果をとりまとめたものである。これらの積み重ねは、地域の農産物の品質の向上や、新規作物の導入にとって大きな役割を演ずることになろう。第二は、農家経営への直接的な貢献という点である。具体的には、メロン栽培などへの技術指導での結果高収入を実現したこと、土壤診断の実施（件数66戸、検体数236）、また、研修室の開放なども広い意味でこのなかに含まれよう。第三は、体験農園の設置である。北松山町においても、最近では、1960年代、70年代までとは大きく異なって、子供たちが土に接触し、農業

も、最近では、1960年代、70年代までとは大きく異なって、子供たちが土に接触し、農業を体験する機会が非常に減少しているのが現実である。（北檜山町で農家の子弟約30%）幼稚園児、小学生の農業体験事業の展開は非常に好評であり、様々な成果があげられている。特に小学校に対しては、学校ごとの圃場を準備し、子供達は観察記録を作成したり、収穫した野菜での調理実習を試みている。また、センターの一角にそう大きいものではないが、ふれあい牧場があり、羊のサフォーク、ウサギ、にわとりが飼育されている。地域の子供達にとって、マスコット的存在になっている。こういう点も非常に重要な点であると思われる。（以上、図VII-1 参照）

図VII-1 北檜山町農業センター概念図



資料：北檜山町農業センター

今後の課題では、まず第一に、苗の供給をして欲しいという農家からの強い要望への対応である。第二は、スタッフの強化である。第一と第二の課題は、裏表の関係にあって、苗供給に対応したいがスタッフ不足で対応できないということである。とりあえず2名の増員ができるかとセンターでは考えているところである。第三は、センターの試験成果などの農家への還元の仕方の問題である。この点は、先に見た農家経営への貢献という成果と矛盾するように見えるが、そうではなくて全体的な観点からみれば、そういう農業センターを積極的に利用しようという農家層はまだ限られているということである。確かに組織機構図の上では、各生産組合は北檜山農業センター研究部会として統括されているこ

のが実状である。したがって、そういう現実の中で農業センターがいかにして多くの農家と有機的な関係を構築していくかが問われていることになる。この問題は、ある意味で行政主導の農業センター共通の課題でもあるように思われる。

## 2) 鶴川町農業センター

胆振支庁管内にある鶴川町農業センターの特徴は、本来の農業センター機能の一つである地域農業総合管理施設としての性格を持っているという点にある。このことは、鶴川町の1989年（平成元年）以来の農業振興計画の作成の経緯に関わっている。町では、計画書の作成のために町、農協、普及所、土地改良区、農業委員会、農業共済組合の職員から構成される農業振興対策室を発足させ、町、農協からそれぞれ2名、普及所、土地改良区からそれぞれ1名が出向する体制をとったことが出発点となっている。計画策定後も、その実現に向けて、各農業関係機関が連携をとりながら、一元的指導体制をとっていくことの必要性が確認され、1990年（平成2年）の「地域農業実践計画書」に結実していく。それを受けた91年7月には農業振興策の要になる鶴川町農業センター＝地域農業総合管理施設が設立された〔参照、中村正士『地域農業振興（技術）センターの役割と機能強化に関する研究－農協の営農指導体制との係わりにおいて－』、地域農業研究叢書N0.16、32～33頁〕。実際の管理施設は、93年（平成5年）に農業農村活性化農業構造改善事業によって設立されている。

### （1）事業内容

センターの主要な事業内容は、①農業振興計画の企図・推進（活性化推進室〔狭義ではここが農業センターである〕）、②農業情報システム機能（情報学習室）、③人づくり機能（研修室）、④土壤診断機能（土壤診断室）、⑤技術交流機能（技術交流室）である。これらの中で、最も順調に滑り出しているのが農業情報システム機能である。町全体で、475台のファクシミリが農家（各戸1万円の負担）に普及し、農業センターから隨時地域気象情報、土地情報、転作情報などが直接農家に送付されている。また、技術交流機能は、当初、バイオテクノロジーを念頭においていたが、施設の準備などの点で難しいとの判断から、現在花き栽培技術の研究を目標にしている。

### （2）機構・組織

地域農業総合管理施設である鶴川町農業センターには、現在、町農政課職員が12名、農協営農部職員が7名、農業委員会職員が4名、合計で23名の職員が勤務している〔鶴川町農業センター資料、なお、前掲中村論文では総勢27名となっている。前掲論文、33頁〕。

その中で、中心的役割を果たすことになる活性化推進室は、以上の職員の中の9名（室長1名、次長1名、スタッフ7名）で構成され、以下の3つの班に分けられる。第1の班

がシステム化推進班（2名）で、主たる任務は農業情報、統計のシステム化、人材・機械銀行などの運営、適地適産対策などである。第2の班が地域活性化推進班（2名）で、主たる任務は市民農園の管理、農村景観活用、農村文化・人づくり、イベント企画などである。第3の班が技術対策推進班（3名）で、主たる任務が有機農業活性化対策の推進、先端技術の研究活用、試験圃の管理などである。

以上の活性化推進室を核として、農業センターの業務機構は、全体として農業振興企画室と営農技術改善室とに大別されている。前者の業務は以下の通りである。①農業振興計画の企画立案並びに調整、推進に関すること。②農業の担い手及び後継者の育成並びに新規就農者の確保に関すること。③地域農業システム化計画の策定、推進に関すること。④クリーン農業の推進に関すること。⑤その他設置目的を達成するための事項に関すること。後者の業務は以下の通りである。①農業情報システム化の推進に関すること。②農業先端技術の研究及び土壤診断に関すること。③特産品、加工品の開発研究に関すること。

### （3）財務

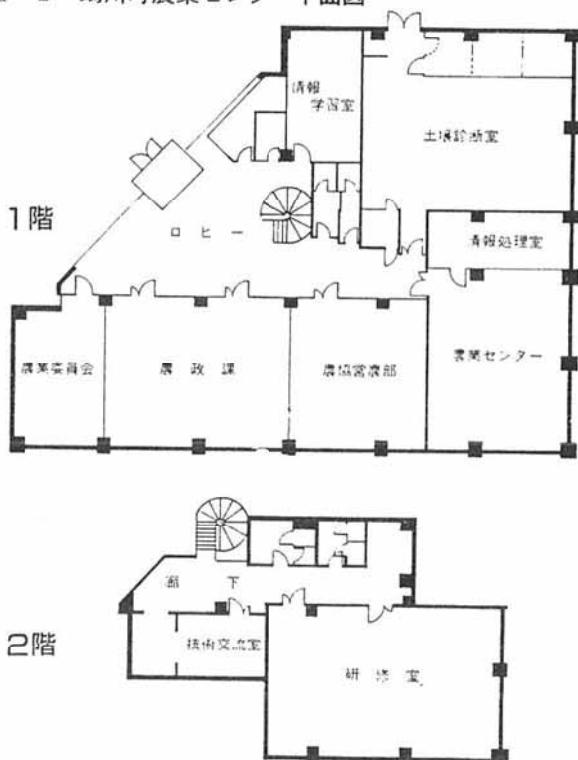
管理施設建設に関する事業種目は、総合情報施設整備事業と農業生産施設整備事業とに大別される。前者には、建設主体工事費と備品等機械機具費が含まれ、その補助率は50%である。後者には、高生産性農業機械（無人ヘリコプター）の購入費が含まれ、その補助率は40%である。前者では、建設主体工事費が2億263万円、備品など機械機具費が5,139万円で、小計2億5,402万円、そのうち補助金が9,731万円である。後者は1,320万円で、そのうち補助金が510万円である。したがって、事業費の合計額が2億6,716万円、そのうち補助対象額が2億738万円、実際の補助金額が1億241万円となり、鵠川町の負担額が約1億6,475万円となる。農業センターの年間運営費（いわゆる物財費）は、5,100万円となっている（同農業センターでの聞き取り調査）。

### （4）成果と課題

鵠川町農業センターは、1993年（平成5年）にようやく管理施設が完成されたばかりで、本格的に事業が軌道にのるまでにはかなりの時間を必要とすることになるであろう。そういう意味では、現在の時点で成果と課題に言及することはやや酷なことである。その点を承知の上で、とりあえず、確認することが出来る諸点に言及しておきたい。

同農業センターの最大のメリットはやはり、農業関係機関が同一建築物の中に集まっていることである。当然のことながら、農家はセンターに来さえすれば、ほとんどの用事が足りてしまうことになる。また、農業振興計画、その具体的な実施方法などの策定においては、改めて農業関係機関の会議を召集し、調整を行う必要がないことは言うまでもないことである。その後の計画の実践の過程においても同じことが言えよう。（図VII-2）

図VII-2 鶴川町農業センター平面図



資料：鶴川町農業センター

同センターの課題の点では、以下の諸点が指摘されている。第1は、上述の事業内容から見られるように、同センターは非常に多面的な性格を持っていることの裏側の問題で、何がポイントなのか明確でないという点である。第2は、同じセンターに居ながら、役場、農協と出身組織が異なるため、出身組織の業務との関連にかなり相違があり、当然勤務条件なども異なることが多いので、その点の調整が必要になってくるということである。第3は、町の財政負担の問題である。鶴川町の場合、周囲の町村と異なって過疎債が使えないため、農業センター設立の際、町が1億5,000万円の起債をせざるを得なかった。また、年間5,100万円に及ぶセンターの運営費の支出もまた、同町のいわゆる可処分所得が2~3億円前後なので、同町の財政を非常に圧迫する要因になっている。財政の問題は非常に重要な問題であり、きわめて冷静な判断が要求されることになろう。

### 3) 厚沢部町農業活性化センター及び厚沢部町農業振興公社

桧山支庁管内にある厚沢部町農業活性化センターは、1992年（平成4年）4月に設立され、引き続き、翌年4月には有限会社厚沢部町農業振興公社が設立されている。前者はいわゆる農業センター、管理施設であり、後者はその管理運営業務を行い、また、稲作、野菜作の部分作業の受託を行うことを主要な任務とする公社である。したがって、農業活性化センター、農業振興公社の事業内容は同一であると理解して差し支えないであろう。

#### （1）事業内容

基本的に3部門に分類されている。第1は試験研究部門で、その具体的な内容は①圃場試験事業（品種比較試験、肥料栽植密度試験、育苗試験、各種資材試験、既存品目では、大根、ホウレンソウ、長ネギ、スイートコーン、キャベツ、花き、山ゴボウ、馬鈴薯、大豆、小豆、新規品目では、レタス、春菊、イチゴ、ギョウジャニンニク他）、②土壤診断事業、③情報収集・発信（試験場の指導、地域農業センターとの交流）④農業者、町内外住民の研修、交流（市民農園、学童農業体験、環境改善センター〔温泉付き宿泊施設〕など）となっている。第2は構造改善部門で、この部門こそが道内で非常に注目されているところの厚沢部農業振興公社の農作業受託部門である。これらはラジコン・ヘリによる水稻防除、稻わら除去、心土破碎などの稲作の作業受託、人参播種、メロンベッド造成などの野菜作の作業受託、その他の堆肥の斡旋、ハウス除雪、融雪散布などの作業受託に大別される。第3が農業後継者育成部門で、農外及び農家子弟の新規就農希望者の作物栽培などの生産技術及び経営管理などの基礎的知識の修得を目標とする。期間は6ヶ月から1年間で、育成研修費は1人月額10万円となっている。

#### （2）機構・組織

農業活性化センターと農業振興公社とは機構上では一応区別されている。前者は、本部長が町長、副本部長が助役、農協参事、センター長が農林商工課長である。センターの業務は基本的に企画部と事業部とに分かれ、前者の部長はセンター長の兼務で、町職員が2名派遣されている。後者の部長は農協生産事業部長が兼務し、農協からの出向職員が1名、基幹作業員1名、パート2名のスタッフとなっている。

農業振興公社の方では、まず、役員会は取締役会（代表取締役社長－農協組合長、取締役副社長－町長）、社員総会（議会議長、農業委員会会长、産業常任委員会委員長、助役、農協参事、農協生産事業部委員長、農協管理金融委員長）、監査役会（町監査委員長、農協代表監事）から構成されている。職員は支配人1名、試験研究部門が4名（次長1名がこの中に含まれる）とパート若干名、構造改善部門が2名とパート若干名となっている。これらの職員は、実際には農業活性化センターの職員と同一である。また、機構の上では二つの部門は明確に区別されているが、実際の業務においては、そうなっているわけでは

ない。実際の受託作業は、次長、職員 3 名、研修生 4 名の計 10 名で担当している。受託作業の中で非常に需要の多いラジコン・ヘリによる防除作業は 3 人が基本なので、ピーク時には 2 組で作業を行うことになる。

### (3) 財務・損益構造

まず農業活性化センターの管理施設の設立事業の方から見ていこう。農業活性化センターの中核である農業技術拠点施設＝農業技術センター、鉄骨ハウス、さらに送水管などの外構工事は農村地域農業構造改善事業によって設立されている。農業技術拠点施設＝農業技術センターの工事費が 3,300 万円、鉄骨ハウス 6 棟の建設費が 1,100 万円、外構工事費が 500 万円、土壤診断機器（スパット、作業台など）2,700 万円で、事業費の合計額は 6,150 万円となっている。そのうち、補助金が約 4,000 万円で、町負担額が 2,150 万円である。しかし、厚沢部農業活性化センターの場合には、そのほかに研修センター、農村観光の拠点施設として温泉付き宿泊施設である環境改善センター（1 階、食品加工室、パソコン研修室、温泉、食堂。2 階、洋室 2 人部屋 16、和室 4 人部屋 2。）の建設、さらに、市民農園、小中学生用体験農園、老人用生きがい農園、小公園などの建設も同時に計画されており、これらの事業費は地域総合整備事業債の起債によって調達されることになっている。事業債の総額は、5 億 6,000 万円となる予定である。（図 VII-3、参照）

次に、農業振興公社の損益構造を見よう。厚沢部農業振興公社は、町と農協がそれぞれ 1,000 万円出資し、合計 2,000 万円でスタートしている。平成 5 年度の損益計算書（総合）を見ると、まず費用の部の合計は 41,372,245 円で、そのうち①受託授業費用（肥料費、種苗費、農薬費、諸材料費、修理費、動力費など）が 13,559,866 円、②事業管理費用（人件費、事務費、施設費、減価償却費など）が 20,202,590 円、③その他の費用が 7,609,789 円となっている。

他方、収益の部の合計は 41,922,604 円で、そのうち①受託事業収益＝受託作業収益（ラジコンヘリ防除、マニアスプレッダ、深耕ロータリー、出荷受託料など + 試験委託料（町からの試験委託料））が 34,671,108 円、②その他の収益（受入補助金（町からの機械購入のための補助金）、その他）が 7,251,496 円となっている。したがって、当期利益が 550,359 円となっている。つまり、厚沢部農業振興公社は、初年度から利益を生み出しているのである。（以上、表 VII-1、表 VII-2、表 VII-3 参照）

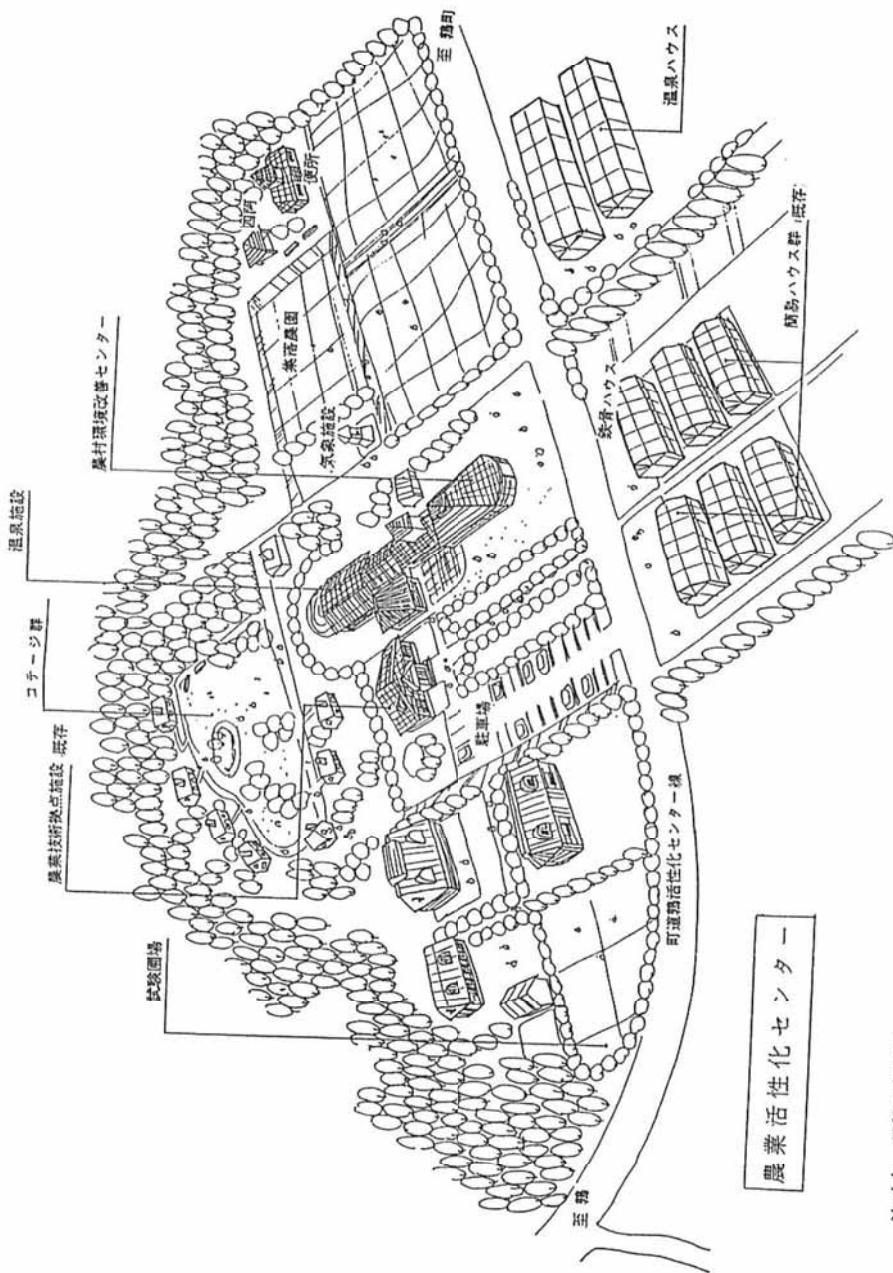
### (4) 成果と課題

成果の点では、まず、受託作業の希望者が予想以上に大きかったことである。利用農家戸数は 197 戸であり、正組合員農家戸数が 482 戸なので、40.9% の利用率となっている。利用農家の特徴としては、高齢者農家、担い手不在農家だけではなく、中核的な野菜農家からの作業委託も多かったことが指摘されている。さらに、初年度から、収支とんとん、若干

の黒字を産みだしたことは高く評価されなければならないであろう。（とはいえる、こういう収支構造を作り出すには相当の工夫が必要であることはきちんと確認しておくべきである。たとえば、町からの試験委託料の扱い、農業機械購入のための町からの補助金、研修生の実際の作業参加などがそれである。）

課題の点では、北国の宿命である冬場の業務をどのように確保していくかということである。厚沢部では、平成5年度には豆のパレットづくりを試みている。また、公社の一層の安定のためには、作業受託を増加させること、特に、効率の良さを考慮に入れると、稲作の受託作業の増加が望ましい。しかし、そのことが既存の受託農家、生産組織へ大きな影響を与えることになろう。その点を十分考慮していく必要がある。

図VII-3 厚沢部町農業活性化センター計画図



資料：厚沢部町

表VII-1 厚沢部町農業振興公社受託作業表（1993年度）

受託作業名	作業時期
ハウス除雪	3/7---3/29
融雪剤散布	3/17---3/30
畦盛機	4/14---5/5
人参播種	4/20---5/13
トレンチャー	5/2--5/14
メッシュネット造成	5/9-----7/2
深耕ロータリー	6/1--7/5
ラジコンヘリ防除	7/21-----9/4
耕起	9/5
出荷受託料	9/21-----12/5
マニアスフーレッター	10/15-----11/30
ロールベインター	11/8--11/13

受託作業名	利用戸数	面積	受託作業名	利用戸数	面積
ハウス除雪	33		深耕ロータリー	54	10.1ha
融雪剤散布	24	48.5ha	ラジコンヘリ防除	68	201.0ha
畦盛機	6	6.1km	耕起	1	1.7ha
人参播種	17	7.6ha	出荷受託料	24	682 t
トレンチャー	31		マニアスフーレッター	49	17.2ha
メッシュネット造成	23		ロールベインター	4	9.0ha

資料：厚沢部町農業振興公社

表VII-2 厚沢部町農業振興公社受託作業図

受託作業項目	受託作業内容	作業等受託料金
ラジコンヘリ防除	ラジコンヘリによる水稻防除 年4回 実施	10a当り 5,200円 (農薬代含) 1回当たり平均 1,300円
ライスセンター	①水稻の乾燥調製 ②製品の出荷	乾燥調製 1俵／1,500円 製品出荷 1俵／ 130円
人 参 播 種	人参の播種作業	10a当り 15,000円 (種子・マルチ代は個人負担)
深耕ロータリー	山ゴボウ栽培による深耕	10a当り 15,000円
トレンチャー	長ゴボウ栽培による深耕	1時間当たり 10,000円
メロンベット造成	メロン高畝栽培用ベット造成	10a当り 5,000円
マニアスプレッダ	堆肥の散布	10a当り 3,000円 (堆肥は個人負担)
サブソイラー	心破による透排水性改善	1時間当たり 3,000円
畔 盛 機	水田畔の改善	1m当往復 50円
耕 起	水田・畑の耕起	10a当り 2,500円
ハウス除雪	ハウス内の除雪作業	1時間当たり 3,000円
融雪剤散布	水田・畑の融雪剤散布	10a当り 1,000円 (融雪剤購入・運搬は個人)

資料：厚沢部町農業振興公社

表Ⅵ-3 厚沢部町農業振興公社（総合）損益計算書

自1993年4月1日：至1994年3月31日（単位：円）

項目	計画	累積実績	項目	計画	累積実績
費用の部合計	47,222,000	41,372,245	収益の部合計	47,722,000	41,922,604
受託事業費用	17,563,000	13,559,866	受託事業収益	40,539,000	34,671,108
肥料費	1,249,000	1,011,142	受託作業収益	40,539,000	34,671,108
種苗費	422,000	1,163,076	ラジコンヘリ防除	1,560,000	2,751,972
農薬費	1,654,000	1,726,026	ライセンター	9,000,000	0
諸材料費	3,898,000	6,305,650	人参播種	900,000	1,174,200
賃料料金	5,312,000	805,839	深耕ローラー	1,800,000	1,561,995
修理費	2,000,000	1,466,592	トレンチャー	0	872,064
動力費	3,028,000	1,081,541	メロンベッド造成	300,000	320,330
			マニアスフーリング	200,000	3,687,297
事業管理費用	22,816,000	20,202,590	畦盛機	1,000,000	314,229
人件費	15,242,000	11,110,128	耕起	0	40,273
職員研修費	1,200,000	2,472,000	サボソイラー	1,000,000	0
事務費	1,280,000	915,911	出荷受託料	780,000	1,405,316
諸税負担金	344,000	226,480	バウス除雪	0	469,680
施設費	1,944,000	2,626,578	牧草刈り	0	13,390
旅費交通費	550,000	464,340	融雪散布	0	499,550
減価償却費	1,896,000	2,113,646	ロールベイラー	0	185,812
雑費	360,000	273,507	その他	4,064,000	2,201,000
その他費用	7,343,000	7,609,789	試験受託料	19,174,000	19,174,000
諸引当金繰入	0	0	農産物収入	750,000	0
事業外費用	7,343,000	7,609,789	事業雑収益	11,000	0
特別損失	0	0	その他収益	7,183,000	7,251,496
			事業外収益	7,183,000	7,251,496
			受入補助金	7,183,000	6,990,389
			その他	0	261,107
			当期利益	0	550,359

資料：厚沢部町農業振興公社

#### 4) 鹿沼市農業公社

鹿沼市農業公社は、1974年（昭和49年）に、財団法人、民法第34条の規定による公益法人として鹿沼市によって設立されている。当公社は、市町村農業公社が生産過程に関わっていく先駆けとなった組織である。農業従事者人口が減少し、後継者を確保し得ない現在、公社、及び第3セクターによる作業受託事業の展開に対して各方面が注目していることは当然のことと言えるかも知れない。

栃木県鹿沼市（1994年8月現在、人口92,513人）は、東京から100km圏内にあり、JR日光線、東武日光線、東北自動車道鹿沼インターチェンジにより、東京、埼玉への通勤が可能であり、また市内にも工業団地、ゴルフ場が建設され、職場の確保には困らない地域である。したがって、鹿沼市の農業構造もそういう地域構造に対応した形態をとることになる。農家人口（1990年現在、以下同様）は、21,669人で、そのうち農業従事人口6,405人である。農家戸数は、総数4,355戸、専業農家 594戸、1種兼業農家764戸、2種兼業農家2,997戸である。経営耕地面積は総面積5,363ha、うち水田3,547ha（水稻作付面積2,500ha=水田面積の70%）、畑1,631ha、樹園地185haである。基盤整備では計画面積が2,870ha、うち実施済面積が1,763ha（61.4%）である（1991年）。平均耕地面積は、耕地1.2ha、水田0.8ha、畑0.3ha、その他0.1haとなっている。農業粗生産額は総額で147億3,500万円、内訳が野菜65億8,600万円（44.6%、いちご、にら、里芋、大根、トマト）、米33億8,800万円（23%）、畜産24億2,700万円（16.5%、乳牛、豚、肉牛、鶏）、特要作物6億7,900万円（4.6%、こんにゃく、大麻）、花き5億4,400万円（3.7%）である。以上のような農業の形態が首都圏農業と呼ばれている。

##### （1）事業内容

事業の概要は、①農作業の受託、②受託地に要する農業生産資材の共同購入、③育苗培土の販売、はとむぎの生産加工、販売などの自主事業である。特に、①農作業の受託について補足しておく必要がある。注意する必要があるのは、決して、全面的な経営受託ではなくて、基本はあくまでも農作業の受託であるという点である。委託者は、水管理、畦畔の草刈り、除草剤、追肥の散布などの農作業、租税公課の負担、共済加入、出荷米数量、転作面積の申請などの事務手続きをとらなければならないのである。受託する圃場は、原則として基盤整備された水田である。また、収穫物はすべてプール制とし、収益から作業労賃、資材費、燃料費、減価償却費などの経費を差し引いた金額が、精算還元金として委託者に還元される。その際の精算方法は、算定の基礎になる水張り面積を圃場条件、管理の良否などで加減して、算出した面積で配分することになっている。

このような公社の事業展開を若干述べておこう。1975年受託作業開始、育苗施設利用開始、76年穀類乾燥調製施設利用開始、77年初穀燻炭製造施設の利用開始、79年育苗培土の生産販売事業の開始、81年はとむぎ栽培開始、83年水稻土壤中直播栽培導入、86年ハトム

ギ加工センター竣工、はとむぎ茶製造、販売開始、88年航空直播栽培実施（8.6ha）、90年フレキシブルコンテナによる米のばら出荷開始、94年カントリーエレベーター竣工という経過を通ってきている。

## （2）組織・機構

資本金は、1,100万円（うち基本財産 100万円、運用財産1,000万円）である。役員は、理事10名（理事長1名、副理事長2名、常務理事1名）、監事2名である。職員は、専任オペレーター16名、補助作業員4名、事務職員2名で、いずれも通年雇用である。その他に、市の職員1名（常務理事）が計画、指導、事務処理などのアドバイザーとなっている。この市職員の給与分は公社から市へ払い戻しされている。したがって、市から公社への人件費の持ち出しはないのであり、この点は非常に重要である。また、公社職員の給与額は市職員に準じている。

施設は、市有施設と公社有施設に区分される。前者に属するのは、①苗供給施設（1974年から、処理能力250ha）、②穀類乾燥調製施設（1976年から、処理能力200ha）、③糀穀燻炭製造施設、④カントリーエレベーター（1993年から、処理能力350ha、貯蔵能力2,000t）などである。後者に属するのは、はとむぎ加工施設（大型煎機、計量充填機、ヒートシーラー、粉碎機など）、トラクター8台（53～75ps）、乗用田植機5台（8条植）、湛水土壤中直播機3台（8条植）、防除機3台、自脱型コンバイン（4条刈2台、5条刈1台、6条刈3台）、汎用型コンバイン3台、普通型コンバイン2台などである。

## （3）財務・損益構造

鹿沼市農業公社の事業開始年度は、1975年で、市からの出向職員3名、當時雇用2名、臨時雇用数名のスタッフで、受託戸数58戸、受託面積34haであった。そして初年度にも関わらず、育苗実績が8,885箱、農家収益額=農家還元額については10a当たり49,244円の水準を実現したのである。以後、表VII-4で確認できるように、順調に増加し、1993年（平成5年）には、受託戸数381戸、受託面積301haの水準に到達している。農家収益額に関しては、80年には10a当たり 77,174円の線まで上昇した後、米価据置、転作奨励金の引き下げという情勢の下で、下降線をたどりはじめている。しかし、依然として4万円台を確保しており、鹿沼市の標準小作料の水準（上田24,000円、中田18,000円）より高い水準にあることは間違いない。

確かに、公社の業務は、農作業の受託以外に育苗培土の販売、はとむぎの加工、販売があるが、その中心はなんと言っても農作業の受託である。そういう高い農家の収益額を生み出す作業受託の内容を検討する必要がある。

鹿沼市農業公社の場合、実質的には水管理、除草剤、追肥の散布以外の作業を全面的に受託しているので、基盤整備済みの圃場で、品種選定、作業計画を单一の農場のように決

走して行けるのである。そして一貫した作業を具体的に実行する生産手段一貫田施設からトラクター、乗用田植機、防除機、コンバイン、乾燥調製施設まで一を自前で所有しており、他の経営への考慮なしに最も効率の良い形で運用可能であるという点である。単純に計算しても、オペレーター1人当たりの面積は93年のデータでは18.8haとなり、トラクターの稼働面積は1台当たり37.6ha、水稻利用を基本としている自脱型コンバインの稼働面積は1台当たり75.3haである。家族経営の場合ではこのような機械の効率の良い運用は困難であり、この点に規模の経済性は明確に現れていることになる。

それだけではなくて、鹿沼市農業公社では水稻の生産性向上のために、様々な工夫を重ねている。83年の水稻土壤中直播（＝省力機械湛水直播）栽培導入、88年の航空（ヘリ）直播栽培実施（8.6ha）がそれである。それぞれの水稻作業体系の10a当たりの労働時間の比較は以下の通りである。県平均34.9時間（100）、公社稚苗移植21.45時間（県平均に対する指数61.5—以下同様—）、公社省力機械湛水直播20.31時間（58.2）、公社ヘリ湛水直播14.98時間（42.9）となっている。同様に、60kg当たりの物財費の比較では、県平均8,385円（100）、公社稚苗移植5,637円（67.2）、公社省力機械湛水直播6,329円（75.5）、公社ヘリ湛水直播6,439円（76.8）である。（以上、表VII-5、参照）相当な労働時間、物財費の節約が可能となっていることが分かる。ちなみに、93年（平成5年）の水稻作付面積223.7haのうち、稚苗移植141.6ha、省力機械湛水直播82.1ha、ヘリ湛水直播17.9haとなっている（周辺地域の相対の分が含まれているので総計に合致しない）。

また、公社では、生産だけではなくて、付加価値を得るということから、86年ハトムギ加工センターを建設し、はとむぎ茶の製造、販売をも開始している。この点もまた公社の活動を理解する上で非常に重要な点である。まず、出発点は、81年の転作作物としてハトムギを作付したことであり、大型機械による一貫作業の結果、10a当たりの収量も300kgを越え、品質も良好で数多くの奨励賞を授賞している。公社ではそこに留まることなく、さらに加工の方向へ一步前進する。ハトムギ生産量の約40%が加工され、製品も「はとむぎ茶」から「ハトムギ精白粒」、「ヌカ床」（漬物用）、「はとむぎポンポン」（スナック菓子）などの新しい健康食品の開発、販売へ積極的に取り組んでいる。93年にはハトムギ製品販売金額は1,621万円にもなっている。公社では、ハトムギの加工は加工して付加価値を獲得したというだけでなく、製品化し、それを販売ルートにのせていく際のノウハウを学んだ点に非常に大きな意味があったと評価している。今後の公社の多角的戦略展開にとって貴重な経験になっているという意味であろう。

以上のように、生産性向上のための生産システムの積極的な改善、高付加価値を実現するための加工、販売のための取り組みは鹿沼市農業公社の経営の二本柱となっているようと思われる。（表VII-4、表VII-5）

#### (4) 意義と課題

簡潔にのみ触れよう。鹿沼市農業公社の意義は、ほぼ20年前の設立時には、継子扱いしかされなかった公社に、今、全国の市町村から絶え間なく見学、研修者が来訪するという現実そのものにおいて全てが表現されているように思われる。20年前に端緒として発せられたシグナルーそれは日本農業の将来方向を示すものでもあったーに対して一地方自治体が積極的に対応したものであった。

課題は、農法問題では地力低下を伴わない稻、麦主体の輪作体系、有機農法の確立の問題であろう。時論的な問題では、ウルグアイ・ラウンド合意、新食糧法のもとで現在の経営スタイルのままで乗り切れるかという問題であろう。地域農業への影響の問題では、まず、公社の受託作業が委託農家に対してどのような影響を与えたかの客観的な、掘り下げた分析が必要になろう。つまり、公社の作業受託の展開が、委託農家に対して積極的な生産性の高い複合経営への道を切り開いたのか、あるいは、単なる地代所有者化への道ならしだったのか、という点に関わってくるように考えられる。

そして、現在、カントリーエレベーターが導入され、その処理能力はおよそ 350haと向上している。さらに公社の目標は、その上の600～650haの水準におかれている。この目標が実現されるとすれば、鹿沼市の全水田面積はおよそ 3,500haなので、その20%近くを公社が占めることになる。とすれば、そこで課題は、そういう事態が意味することは何か、という点を十分吟味してみるー当事者だけではなくーことであろう。すなわち、公社の、既存の中核農家、生産組織の育成、兼業農家の存立構造、地域資源の保全などとの様々な関わりの解明、言い替えれば公社の意義の再確認の作業である。鹿沼市農業公社は、日本農業の将来の縮図なのか、別な道が有り得るのか、という非常に重要な問題がそこに存在しているように思われる。

表VII-4 鹿沼市農業公社受託作業実績

項目 \ 年度	1975	1980	1985	1989	1990	1991	1992	1993
受託面積(ha)	34	148	221	290	288	289	297	301
受託戸数(戸)	58	222	307	373	370	371	381	381
農家収益額(円)	49,244	77,174	72,761	46,213	52,588	46,052	45,351	40,145
育苗実績(箱)	8,885	32,404	46,674	55,793	55,759	61,324	58,000	63,695
転作田(ha)	-	112	69	96	94	88	84	77

注) 農家収益額は10a当たりの金額

資料：鹿沼市農業公社

表VII-5 鹿沼市農業公社の作業体系・労働時間・経費

作業体系と労働時間（鹿沼） (10a当たり、時間)

作業名	ヘリ湛水直播	省力化機械	稚苗移植	県平均(H2)
苗代一切	—	—	2.20	4.4
圃場準備	2.97	3.85	3.18	4.7
種子準備	0.49	0.42	—	—
播種作業	0.12	1.72	—	—
田植	—	—	3.10	5.2
雑草防除	0.68	2.16	1.94	2.2
追肥作業	0.08	0.53	0.75	—
病害虫防除	0.94	1.00	1.30	—
かん排水管理	6.05	7.62	5.94	7.2
収穫作業	2.38	1.72	1.66	5.3
乾燥・調製	1.29	1.29	1.38	—
その他	—	—	—	5.9
計 (県平均値)	14.98 (42.9)	20.31 (58.2)	21.45 (61.5)	34.9 (100)

作業別の所要経費（鹿沼） (10a当たり、円)

費目	ヘリ湛水直播	省力化機械	稚苗移植	県平均(H2)
種苗費	1,655	2,223	3,819	2,195
肥料費	7,437	7,712	8,842	7,562
農業薬剤費	11,816	13,962	7,299	5,755
光熱動力費	1,969	1,969	2,047	3,250
その他諸材料費	976	976	2,111	2,274
賃借料及び料金	10,949	10,949	11,348	4,703
ヘリ利用料金	6,250	—	—	—
ジコンヘリ利用料	6,180	2,060	—	—
農機具費	8,141	8,141	7,847	43,436
労働費	18,841	25,742	24,339	48,136
費用合計 (県平均比)	74,214 (63.3)	73,464 (62.6)	67,652 (57.7)	17,311 (100)
物財費 (県平均比)	55,373 (80.0)	47,992 (69.4)	43,313 (62.6)	69,175 (100)
主産物収量(kg) (県平均比)	516 (104.2)	445 (91.9)	461 (93.1)	495 (100)
労働時間(h) (県平均比)	14.98 (42.9)	20.31 (58.2)	21.45 (61.5)	39.4 (100)
60kg当たり物財費 (県平均比)	6,439 (76.8)	6,329 (75.5)	5,637 (67.2)	8,385 (100)

注) 稚苗移植は過去3ヵ年の平均値

資料：鹿沼市・鹿沼農業改良普及所・鹿沼市農業公社『平成3年度農業生産体质強化総合推進対策事業・先進的低コスト稻作技術確立実証モデル事業』、14頁

## 4. 東川町農業振興センター構想の概要

### 1) ニつの農業振興センター構想

以上の事例研究を念頭におきながら、本題である東川町農業振興センター構想の検討に移ろう。まず農業振興センター構想の概要を明らかにしておく必要がある。農業振興センター構想は、二つあり、最初の方が「農業振興センター（仮称）のフローチャート」であり、後の方が「東川町農業振興センター設置構想」である。前者の検討の結果が後者であるのは明確なので、ここでは後者の概要を示せば良いと考えられる。しかしながら、前者から後者への展開の中には、若干構想の変化の痕も見られるので、その点について言及しておきたい。その点の確認は、センター構想の目標のしづら込み方とも関わってきて、非常に興味深いものがある。

前者の構想では、農業振興センターの下に農作業部門、農地流動化部門、研究部門、農業情報部門の四つの部門がおかることになっている。この段階で、すでにいわゆる技術センター的農業センターの事業内容だけでなく、総合的な農業センターを展望していることが理解される。特に、農作業部門、農地流動化部門を設けようとしていることは興味深い。そういう構想が後者の構想になると、農業情報部門がカットされ、また研究部門から体験農園事業がカットされている。そして、前者の構想では、農業振興センターが農地の受委託作業を直接担当する事になっているのが、後者では、農地流動化などを担当する「東川町農業振興公社」を設立し、さらに、公社の管理農地などの実際の作業受託を「有限会社 米野菜（こめやさん）」が担当するという方向がとられている。この点に東川町農業振興センターの特徴が現れていると言って良いと思う。

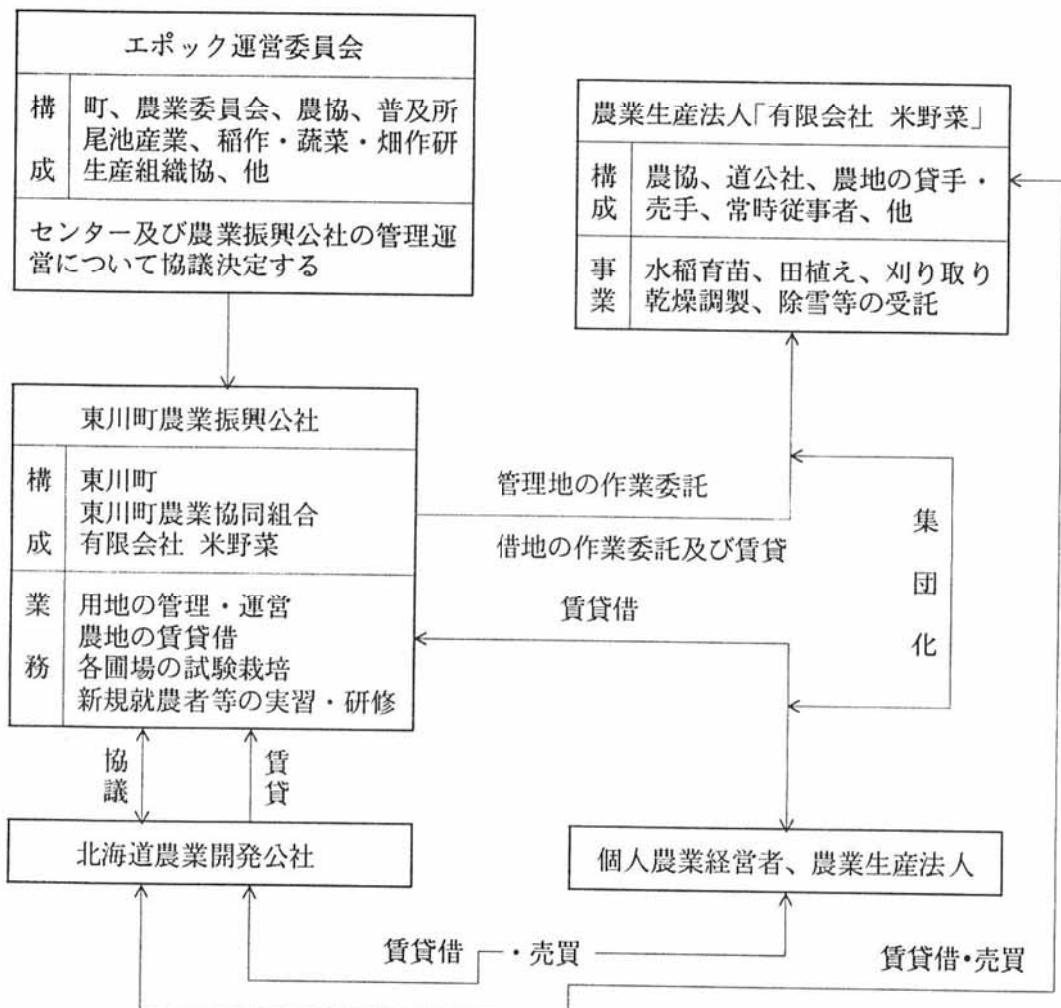
### 2) 農業振興センター構想の概要

#### － 東川町農業振興公社と「有限会社 米野菜」 －

以上の点を明確にしておいて、後者の「東川町農業振興センター設置構想」における農業振興センター構想の概要を見て行こう。農業振興センターの範囲は図VII-4から判断できるように、非常に広く考えられている。まず、農業振興センター及び農業振興公社の管理運営を決定していく組織として「エポック (Higashikawa-cho Agriculture Promotion Centreの略) 運営委員会」が設置される。町・農業委員会・農協・普及所のほかに尾池産業・稻作、蔬菜、畑作研究会・生産組織協議会なども入る点が特徴的である。（図VII-4）

次に、「東川町農業振興公社」であるが、この公社は、新しい農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人であり、また、営利を目的としない公益法人でもある。公社には、町と農協の評決権が過半を占める社団法人か、町と農協の寄付財産が過半を占める財団法人かの二つの形態があり、どちらかの選択が必要である。構成員は、東川町、東川町農業協同組合、「有限会社 米野菜」である。業務は、①農業委員会斡旋の集団的な土

図VII-4 東川町農業振興センター構成



資料：東川町

地利用に基づく賃貸事業、②受け手のない農地の管理作業、③試験栽培、④新規就農者のための実習・研修などである。若干補足しておくと、①の賃貸事業は、単純な賃貸事業の展開ではなく、町内の貸地を集積して、個人農業経営者、生産組合、農業生産法人などに再配分し、また、農地の交換分合、作物ごとの農地の集団化を行い、生産性を向上させていくことを目標とするものである。そして、そういう抜本的な農地対策を通じて可能ならば、所有権の移動も展望していくという非常に積極的な農地流動化事業ということである。そのためには、北海道農業開発公社とのタイ・アップが不可欠の課題となろう。

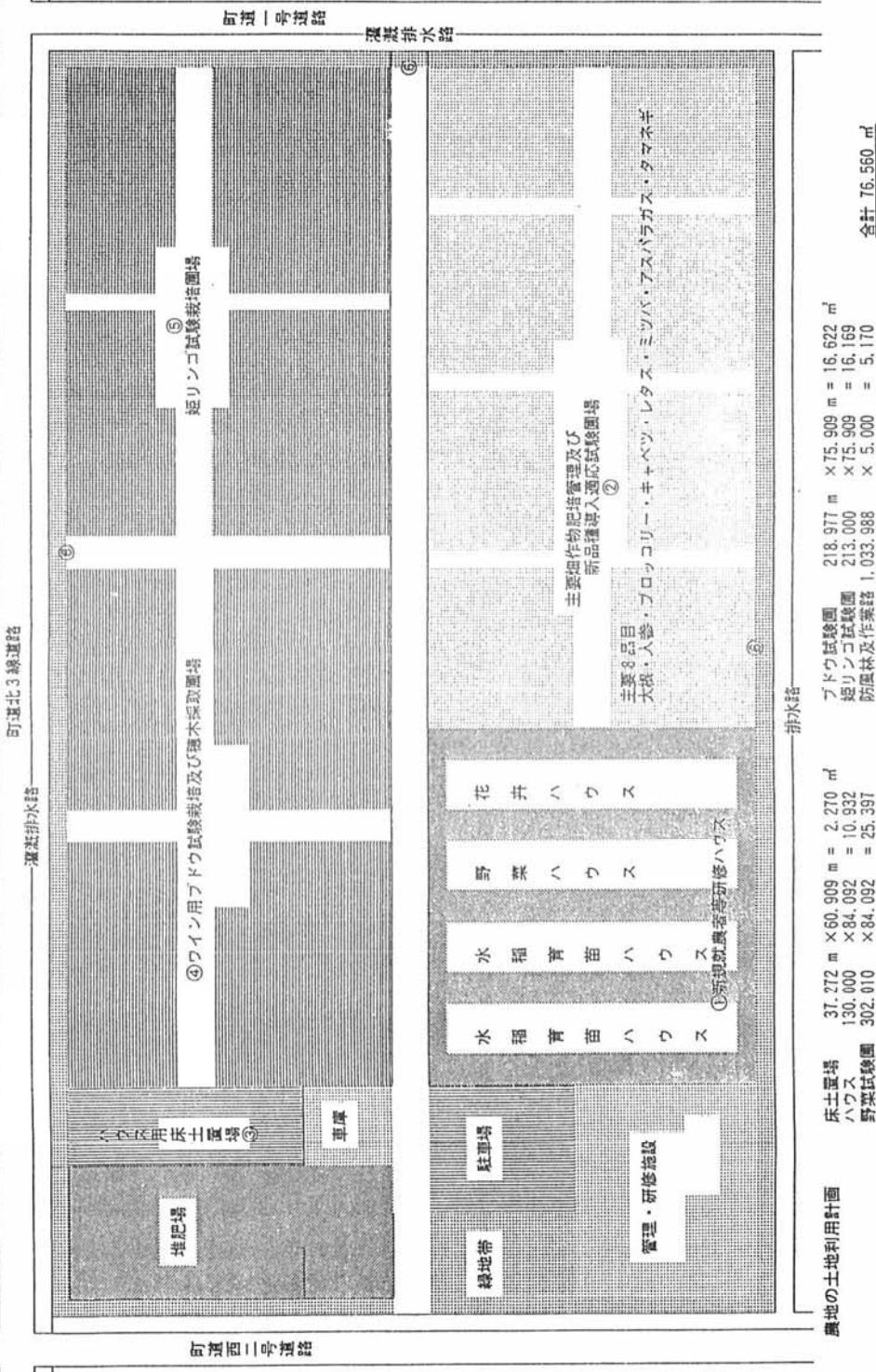
また、③試験栽培、④新規就農者のための実習・研修事業の展開のためには以下のような諸施設の設置が計画されている。まず、管理・研修施設の建設。新規就農者のための水稻育苗ハウス、野菜ハウス、花きハウスの設置、主要畠作物8品目（大根、人参、ブロッコリー、キャベツなど）の肥培管理、及び新品種導入適応試験のための圃場の設置、ハウス用床土置場、ワイン用ブドウの試験栽培及び穂木採種圃場の設置、姫リンゴの試験圃場の設置などである。（図VII-5、参照）

さらに、農業生産法人「有限会社 米野菜」の設立である。まず、農業生産法人そのものについての概要を見ておこう。その事業内容は、①公社の調整する農地の借受、管理農地の作業受託、②所有する機械・施設の余剰稼働力による受託作業、③農業生産に必要な資材の購入及び製造、④農畜産物の育苗、加工、貯蔵、運搬、販売である。また、農業生産法人の構成員要件は以下の通りである。①農業生産法人に農地を売ったり貸し付けている個人。②農業生産法人に年間150日以上従事しているもの（常時従事者）。③農地の現物出資を行う都道府県開発公社、農協、農協連合会。④農業生産法人と産直契約を結び、あるいは会社に作業を委託している個人、品種登録を受けた種苗の生産ライセンスの供与契約をしている者等。⑤農業生産法人の経営責任者は、業務執行役員（理事、取締役）の過半数が、法人の事業に必要な農作業に主として従事する、常時従事者たる構成員であること。

農業生産法人の原則を踏まえながら、「有限会社 米野菜」は、その構成員と主たる事業を以下のように定めている。まず、構成員は、農協、北海道農業開発公社、農地の貸手、売手、常時従業者、他であり、行政＝東川町は入っていない点が重要である。その事業の基本は、農業振興公社の管理地の作業受託、借地の作業受託であり、賃借である。作業は、水稻の育苗、田植え、収穫、乾燥調製である。さらに、水稻だけではなく、野菜などの育苗、加工、運搬、販売を行い、また、それらに必要な資材の購入、製造をも行う。そして、従業員の年間雇用を実現するために、冬季の除雪作業の受託に取り組んで行く予定である。そして最後に、「有限会社 米野菜」が以上の受託作業を展開する際には、いかなる場合においても既存生産法人、担い手農家を最優先するという原則を守っていく義務があるとしていることを付け加えておかねばならない。

以上、エポック運営委員会、東川町農業振興公社、農業生産法人「有限会社 米野菜」を見てきた。それぞれの個所で確認できたように、東川農業振興センター設置構想とは、組織的には、農業振興公社、「有限会社 米野菜」を中心にしながら、町内の個人農業経営者、農業生産法人、さらには、北海道農業開発公社とも連携をとりながら事業を展開していくということであり、事業内容としては、単なる農業技術センター、単なる受託作業組織の設立ということではなくて、東川町農業の根幹に関わる農地流動化事業をも、その中心課題に据えた、一つの全町的な運動体構想として理解できるように思われる。

図VII-5 東川町農業振興センター土地利用計画図



資料：東川町

## 5. 東川農業振興センター構想の意義と課題

### 1) 意義

東川町農業振興センター設置構想の積極的意義は、この間の農政の大転換を良く見極め、そこで提起されている諸方策を大胆に取り込んでいるという点にあろう。

農政の大転換とは、これまでの家族経営擁護一辺倒の姿勢から経営規模10～20haの個別経営体群、さらに組織経営体群の確立への転換であり、その実現のための手段として、「地域農業の再編」、「経営感覚に優れた経営体育成」、「経営形態の選択肢の拡大」、「新規就農の促進と支援措置」、「女性の役割の明確化」、「農地及び農業用水の効率的利用と土地改良事業推進手法の整備」などの方策が掲げられている。その中でも、特に、最も力を入れている方策が「農地保有合理化促進事業の改善と推進」＝「農協、市町村の公益法人が行う農地の適切な利用・管理の推進」である。〔以上、『新しい食糧・農業・農村政策の方向』、農林水産省、1992年4月、参照〕

東川町農業振興公社は、まさにそういう新しい農地保有合理化法人である。したがって、主要な業務は、新規就農者研修の他は、集団的な土地利用調整（貸地の集積、受託者への効率的配分、交換分合など）に基づく賃貸事業であり、受け手のない農地の一時管理などの農地流動化、保有合理化事業である。さらにこの事業分野において画期的なことは、北海道農業開発公社との協議、連携を掲げていることである。周知のように、北海道の農地流動化事業の展開にとって、道農業開発公社の果たしている役割は非常に大きいものがあり、このことは非常に重要な意味を持つことになると思われる。

農地流動化事業以外では、試験栽培事業、新規就農者研修においても、水稻、野菜、花きなどの今後の方向づけを考慮したハウスの導入、さらに特產品づくりを明確に意識した栽培試験というように工夫のあとを確認することができる。さらに、この農業振興センター設置構想では、最初の案にあった、農業情報事業、ふれあい農業体験事業が姿を消しており、そこでもまた、構想の主要な目標が絞られてきたことを理解することができる。

また、東川町のセンター設置構想では、農業振興公社とその作業主体である農業生産法人「有限会社 米野菜」を区別している。そして、その構成員には町=行政は含まれていないのである。そういう区別によって、鹿沼市農業公社が長い間農業制度上「継子扱い」されてきた難問【民法上の公益法人、市町村レベルの農業公社は農業経営を行えない】をパスしていることになる。

以上見てきたように、この構想は、農政の大転換、それに付随する諸政策の転換を巧みに把握し、取り込んでいる点に積極的な意義があるようと思われる。のみならず、前節末尾においても指摘したように、この構想は、単なる施設づくりではなくて、農地流動化事業を基軸とする町の農業構造全体を変革する一つの運動体としての性格も持っているよう思われる。以上のような意味で、今までの北海道にはなかった新しいタイプの農業振興

シングになりうること思われる。

## 2) 課題

以上の点を踏まえて、農業振興センター設置構想の課題について言及しよう。上述のように、大きな可能性を秘めた構想ではあるが、逆に言えばそういう構想だからこそ、その実現のためには、克服して行かなければならない諸課題が残されていると思われる。

まず、最大の問題は財源の確保の問題である。例えば、農業振興センターに関する現行の補助事業では、補助対象額は管理棟、土壌分析機器、鉄骨ハウスなどで、補助率が50%となっている。その他の用地買収、外構工事、農業機械、管理人住宅などはすべて町の単独事業となるのである。したがって、事例分析で見たように、鶴川町では農業センター設立が町財政に対してかなりの圧迫となっていることも事実である。また、厚沢部町では、活性化センター、農業振興公社の設立に際して5億円の事業債の起債で対応している。相当な負担であることは間違いない事実である。

東川町では、まず農業振興センター設置の全町的な合意の確立が第一の課題であろう。つまり、東川町もかつてのように純農村地帯で、住民の圧倒的な部分が農家であった時代とは大きく変化してきていることを明確にしておく必要があると思われる。そういう時代なら、産業振興=農業振興であり、今回のような農業振興センター構想でも財源のめどさえつけば、出発進行ということになろう。しかし、今日では、木工関係者もいれば、旭川市内の企業へ勤務するサラリーマンも多くなっているのである。とすれば、なぜ農業だけが公費で新規就農者研修なのか、という見解が出てくるに違いない。ましてや何億円もの費用がかかる農家のための農業振興センター設置など認められないということになりかねないのである。

そういう意味で、最初の構想の中には存在した、ふれあい体験農園の開設が後の方の設置構想では消えてしまったことは、問題が残るようと思われる。農業振興センターがプロの農家だけのためのものであれば、確かに、小中学生、市民のための体験農園事業などは、非常に初步的で、レベルの低い事業だということになってしまふことは当然である。しかし、長い将来にわたって、いかにすれば農家以外の人たちに農業の持つ多面的な機能を理解してもらえるか、農業振興センターは誰のためのものなのかということについて考えるとき、この事業の有無は非常に大きな意味を持ってくるのである。北桧山農業センターでは、学校農園が子供達に好評で、その結果として、その父兄(=その多くが非農家)の間でも学校農園、農業センターの役割が非常に良く理解されるようになってきているとのことである。また、厚沢部町農業活性化センターでは、管理棟、試験圃場と並んで、農村環境改善センター(温泉つきの宿泊施設)が建設され、さらにバンガローランド、市民農園、老人の生きがい農園、保護樹林園、小公園が開設される。つまり、農家以外の町民の人達も積極的に利用する、外から多くの人達が来訪してくるという意味の農業活性化センター

なのである。だからこそ、町民は5億円もの事業債の起債に同意しているのである。

また、農業は、食の問題でもあり、生命そのものにも関わっていく、また、地域の景観そのものにも関連していくトータルな人間の活動である。これらの問題は、農業者だけではなく、全町民に関連のある問題である。農業振興センターにおいても、多くの町民が積極的に参加して行けるような事業を展開していく必要があるようと思われる。特に食の問題は、女性が関係することが多い問題だけに、農産物加工施設の利用などを通じて、積極的に農業振興センターの展開の中に取り込んでゆくことが不可欠であると考えられる。創意ある、多様な活動の中で、農業振興センターの役割が農業以外の人たちにも理解してもらえる様になっていくと思われる。以上のように、地域の人々に広く開かれた農業振興センターという観点を再考してみることが、設置のための財源確保の問題にも連動してゆくようと思われる。

しかし、注意をして欲しいのは、一度に全てのことに取り組めということでは決してない。そうではなくて、上述のような、地域に開かれた農業振興センターを展望してゆくことを明確にすることがまず必要であると考える。その上で、設置時に、そういう展望への第一歩として、どんな事業を展開するかを具体的に提案すべきである。どのようにささやかなものであっても、そのスタートにおいてそういう方向性を持った農業振興センターを構想すべきではないかと思われる。このことは、理念としてだけでなく、現実の問題としても、「新農政」の「農村地域政策」の考え方にも即しており、補助事業の対象にもなりやすい—重要である。

第二の課題は、人材確保の問題であると思われる。農業振興公社では、農地の交換分合までも含むような集団的土地区画整理事務、試験栽培、新規就農者の研修などの業務があり、「有限会社 米野菜」では、受託農地の綿密な作業計画の立案、全体のマネジメントが必要であり、また、実際の農作業の管理も必要である。つまり、土地に詳しく、農地流動化などの法的な分野にも詳しく、各種の栽培試験管理もでき、新規就農者の指導もでき、実際の農作業にも精通しているという人材が必要となってくるのである。施設も重要であるが、それを機能させていく人材の確保は、農業振興センターの設置のためには不可欠の課題である。各方面から広く人材を求め、内部では青年層を中心に積極的に先進地や、各種の試験場などへ派遣して、人材を育てていくということも緊急の課題となっている。

第三の課題は、「有限会社 米野菜」の安定した運営体制の樹立の問題である。「米野菜」は、まず、その運営の基本線について、いかなる場合にも既存の生産法人、担い手農家を最優先することを明確にしている。このことは公共性優先を明確にしているという意味で非常に重要なことはいえ、経営効率の追求、経営の安定という観点から見れば、厳しい条件を自らに課していることになる。そういう条件のもとで、安定した経営を確立していくことはかなり困難なことであることは言うまでもない。

初年度から利益を計上した厚沢部農業振興公社でも、純粧に受託作業だけの収支構造を

見てみると結構厳しいものがある。安定した経営のためには、稻作の作業受託に積極的に踏み出せば良いことは十分承知しているにもかかわらず、それができないのである。

また、10a当たり4万円を越える農家還元金を支払っている鹿沼市農業公社の場合では、その秘密は、本来的には農作業受託であるにも関わらず、実質的にはあたかも単一農場のような経営システムの構築、生産性向上のための多様な努力の積み重ねという点にある。鹿沼市農業公社には、引き受け手がないような悪条件の土地を受託する、という原則はないのである。

したがって、公共性優先を明確にしている「米野菜」の場合には、それと経営効率の向上、収益性の確保との統一をはかって行かなければならないということである。具体的には、農地管理、農家の作業委託の把握、会社の編成、作業受託の力点のおき方（稻作中心か、畑作中心か、など）、作業料金などについて、原則、方向性を練り上げていく必要があるということである。

また、冬場の業務に関しては除雪の作業受託を考えているようである。しかし、毎日雪が降り、除雪が冬中継続されるわけではないことは自明である。したがって、農産物加工への取り組みなど、より安定的な冬場の業務を工夫していく必要があるように思われる。

さらに、経営が安定せず、赤字が累積するような場合、どのように対処し、補填していくかなどについて、あらかじめ基本的な点を関係者の中で取り決めておく必要もあるように思われる。

第四の課題は、農業振興センター設置構想の立ち上げ方に関する問題である。最も望ましいのは、設置構想全体が同步調で進行して行くことである。しかし、実際問題として、町全体の合意、あるいは、補助事業としての採択が著しく遅れるような場合、しかも他方では、耕作放棄地、労働力不足への対応が逼迫しているような場合には、可能なところからのスタートもあり得るのではないかと思われる。その場合には、行政の入らない「米野菜」からのスタートが妥当な線ではないかと思われる。

以上のように、農業振興センター設置構想の意義、諸課題について検討を加えてきた。確かに、以上のような諸課題が残されているとはいえ、その構想は、新農政の展開、ウルグアイ・ラウンド合意という農政の大転換を踏まえた、東川町のきわめて積極的な対応策であることは間違いない。諸課題が克服され、この構想が実現されるならば、それは、上述のように、これまで北海道においては見られなかった新しいタイプの農業振興センターになっていくことは間違いないと思われる。

## VIII. 報告書の総括と提言

本報告書はアンケート調査ならびに農家実態調査をもとに、水田作経営の今後の方針、野菜作の今後の方針、高齢化進行下における農地流動化問題を基本的な柱とし、それらを包括する東川町の農業システム化の方針としての農業振興センター構想の検討を行ってきた。

このような検討を行った理由は、東川町農業の実態を次のようにとらえているからである。

第一は農業生産の動向・特色についてである。東川町は水稻作が主軸でありながらコメの生産額は停滞しており、野菜が面積、農家数、粗生産額の面からも増加してきている。主軸のコメとともに野菜生産の諸問題を検討した理由である。

第二は担い手についてである。兼業化・高齢化により将来の担い手が減少すると考えられる。各章を通じて専業層、兼業層、高齢層がどのように農業生産を行い、どのような課題を有しているかを検討した理由である。

第三はこうした中における農地移動についてである。農地価格は下落傾向にあるが、農地移動は売買ではなく、貸借が中心となっている。こうした農地流動化の特色をもたらす要因を整理し、特に受け手層育成の条件と農業振興センター構想を検討した理由もある。

各章の検討ではそれぞれまとめがなされ、提言も行われている。ここでは繰り返しのまとめは最小限にとどめ、報告書全般のまとめとして各章の検討結果を関連させて整理し、東川町の農業振興策の方針を示すことにしたい。

### 1) 報告書の総括

#### (1) 水田作経営の方向

水田作経営の方向は、今後とも水稻+施設野菜+露地野菜を三本柱とする「複合経営の確立」が重要な柱となる。ただ、その場合も農家構成が急速に分化してきていることを踏まえ、作物別の生産・販売対策のみではなく、個々の経営の状況に応じた経営政策を軸に構築される必要がある。その際、雇用調達もしくは作業の外部委託に対する需要は、今後高くなると考えられ、「農業センター」が情報の核になるとともに、「センター」は農地の維持・管理にかかる土地基盤の改善をベースとした地域支援対策を構じることが必要となる。こうした基盤の上で、生産過程での差別化を通じた東川共通のイメージ戦略の構築がキーワードとなる。

水田複合経営の方向においても水稻作は基幹となるが、ここで水稻共済をどのように考えたらよいのかについて若干補足しておく。東川町の水稻作は全道的にみても高位安定である。しかしながら、長期的視点に立つならば水稻共済の災害補償効果が確認されるので

める。問題は調査寺にむける効果かはいとる農家の意識ヤツノじめり、てり農家の意識が農業保護後退を進めようとする農政の意向と一致していることであり、ややもすると水稻共済の改悪に結果しないとも限らないのである。こうした水稻共済の効果と現実にみられる農家の意識とのギャップを埋めることにより、農業補助後退局面における共済機能の再評価を行うことが重要なのである。

### （2）野菜作の展開方向

東川町の野菜生産は専業農家層、高齢農家層、兼業農家層と多様な生産の担い手が存在し、多品目生産を行っていることが特徴であり、今後もこの多様な担い手を前提にした振興策が求められる。これまで誰でも取り組める野菜生産の条件作りが行われてきたが、今後はこれに加えて東川町内外に”東川の野菜”と誇れる取り組みを行うことが必要となる。多様に存在する担い手はその階層によって野菜振興における目指す方向が異なっており、しかも農家労働力だけではなく世帯を異にする子息労働力を頼りにする高齢層も野菜生産に取り組んでいるのである。これらそれが自信を持って野菜生産に取り組む方向、すなわち、担い手毎の野菜振興の方向が必要になっている。

### （3）農地流動化の方向

農地流動化はその方向性を明示することが必要となろう。現況の農地流動化は二極化しており（40歳代の受け手と高齢農家の出し手）、それも受け手層の絶対的不足傾向がみられる。そこでは受け手層の育成、その条件整備が最優先されざるをえず、その方向性を明示することが求められるのである。具体的には、受け手層への労働支援体制、金融対策（担保）、分散対策、その上での適正地価対策をあげている。労働調達は受け手対応、金融は理事会責任、貸借農地は相対対応という個別事例的対応が現状である。こうした個別事例的対応にまかせるだけでなく、農作業代替組織の存在、受け手層への貸付ルールの合意形成、特定エリア内の団地的土地利用といった対策が求められるのであり、個別事例的対応では地域内の農地の虫食い的利用が行われるだけであり、農地の有効利用には結びつかないのである。

### （4）農業振興センターの方向

東川町で検討されている農業振興センターの特徴を、先進事例を取り上げながら整理し、その課題を析出すると、東川町の農業振興センター構想は東川町農業の方向転換を行う運動体としての特色を有しており、その実現には財源、人材という2つの課題が存在している。東川町の農業の実態からは農作業の受託を行う組織が必要であると考えられる。しかし、現況ではその具体案として検討されている農業振興センターに期待が集まりすぎており、諸問題を解決するためには総合的センターになりかねない。農業振興センターの構想

と構想実現のための年次計画が必要であり、その意味からも「運動」として進めていくことが求められ、直ちに構想すべてを「事業」として進めていくことは困難であろう。

## 2) 農業振興策の推進のために

これまで各課題に即して検討結果をみてきたが、次のような共通点を指摘することができる。第一は農業の担い手が多様であることである。しかしながら、担い手は多様であるながらも、第二に東川町の農業経営の方向は水稻野菜複合経営であることである。

こうした認識によって、多様な担い手に対して、各担い手階層毎ならびに個々の農家の実情に応じたきめ細やかな対応策（経営政策）の必要性を指摘しているのである。特に、高齢農家比率からみれば農地利用を担う若手層に何らかの支援体制が必要になり、その具体例として農業振興センターの機能にふれているのである。

これまでの東川町の農業振興の方策は誰でも取り組めるように、その取り組み条件を緩和した、いわば“最小公倍数”としての取り組みであり、水稻、野菜といった作目別の振興策にその特徴があった。コメについてみると、無農薬、減農薬、特別表示と多様な取り組みがあり、それぞれの取り組みを尊重する方向で差別化や消費者との交流に取り組んできた。しかしながら、その栽培方法の選択は農家の条件に任されていたのである。また、野菜についてみると差別化や産地育成の方向を採用してきたとはいえないでのある。こうしたこれまでの対応は、生産者個別の努力、取り組みの多様性をすべてを取り上げ、生産・販売を行うという対応であったといえよう。

各種取り組みの初期段階ではすべての取り組みを尊重することが必要であり、農業の担い手が多様に存在している中にあっては最小公倍数的対応が今後とも求められることはいうまでもない。しかし、農家が専業、兼業、高齢と明確に分離し、また一定の取り組みを行う中で特定農家がその取り組みに専門化し、農業生産の方向について異なる対応がみられるように変化している。そのため諸階層によって異なる支援施策が要請される状況になっているのである。将来において担い手の減少が懸念され、しかも地域の農用地を有効に活用していくとする状況下では、農業振興センターといった支援施策が検討されざるを得ないであろう。しかし、それは多額の財政負担を伴う取り組み（運動）であり、東川町としての合意形成が必要になる。その合意のためにも、東川町農業に対する共通イメージが必要になろう。

以上のように、東川町農業の振興は東川町農業の共通イメージの合意と農家諸階層毎の振興施策を示すことが重要であろう。そこでは、特定の農業関係機関が特定の振興策を掲げて行うことは困難であり、関係機関一丸となった振興策が求められているといえよう。現況においては農業関係機関は極めて専門特化しており、専門分野の諸問題の対策に追われがちになり、東川町農業の共通イメージを形成しにくいと考えられる。しかし、関係機関の実務担当者の問題の提起が必要なのである。幸い、東川町においては各農業関係機関

の連携かといれ、諸問題の検討と対応策が検討されいい。今後とも、この実務担当者の協議組織が東川町農業を牽引することになろう。

東川町農業のこれまでの取り組みはマスコミに取り上げられ、その名が知れ渡る追い風的状況にある。それは農業だけでなく、写真の町や木工製品、クラフト製作など多岐に及んでいる。また、東川町は極めて恵まれた自然を有する立地条件にある。こうした状況やイメージを最大限活用すべきであろう。

東川町の農業は町の基幹産業であることは間違いないが、他の産業振興も町にとっては課題であり、しかも近年旭川市へ通勤するサラリーマンの居住も増加しており、基幹産業であるからといって、農業者の論理だけでは財政負担を伴う農業振興策は理解を得られなくなることが危惧される。東川町農業の共通イメージ作り、東川町の誇る農産物の育成は、単に消費者へのアピールだけではなく、ましてや農業者だけでもなく、東川町民に農業の存在と農業振興の方向・意欲を指し示すためにも必要になっているのである。

執筆者（執筆順）

研究総括

幸 健一郎（みゆき けんいちろう） （社）北海道地域農業研究所研究部長

第Ⅰ章、第V章、第Ⅷ章

志賀 永一（しが えいいち） 北海道大学農学部助教授

第Ⅱ章、第VI章

東山 寛（ひがしやま かん） 北海道大学大学院  
（社）北海道地域農業研究所嘱託研究員

第Ⅲ章

須田 泰行（すだ ひろゆき） （社）北海道地域農業研究所専任研究員

第IV章

田中 基晴（たなか もとはる） 農林水産省北海道農業試験場経営管理研究室長

補 論

本郷 徹（ほんごう とおる） 北海道大学大学院

第VII章

寺本千名夫（てらもと ちなお） 専修大学北海道短期大学助教授

地域農業研究叢書No. 19

— 高齢農村における稻作野菜複合経営の展開方向 —

(東川町農業振興計画策定のための基礎調査報告書)

1995年3月発行

発 行 社團法人 北海道地域農業研究所  
〒060 札幌市東区北5条東7丁目375番地1  
電 話 011-751-1103  
F A X 011-751-1106

ISSN 0917-6446

